

ジャーナリズム & メディア

ジャーナリズム & メディア

第22号

日本大学法学部 新聞学研究所

2024年3月

ジャーナリズム&メディア

(第22号)

2024年3月

目次

【特集：ジャーナリズムと「党派性」】

特集にあたって ジャーナリズムにおける「党派性」を考える……………	5	石川徳幸
スティーブン・J・A・ウォードのジャーナリズム倫理学 —客観性と党派性を中心として— ……………	11	塚本晴二郎
客観的探究のジャーナリズムが生む科学的コミュニケーションに関する考察 —ウォルター・リップマンとジョン・デューイの公衆論争を手掛かりとして—……………	25	本多祥大
研究討論会の記録……………	39	塚本晴二郎 本多祥大 笹田佳宏 石川徳幸

【調査研究報告】

2023年版「日本のジャーナリスト調査」報告書 — Worlds of Journalism Study 第3回世界ジャーナリズム調査へ向けて— ……………	51	中正樹
---	----	-----

【メディア・レポート】

2023年の新聞界……………	83	阿部圭介
2023年の放送界概観……………	89	片野利彦

【海外研究動向】

社会科学の学術誌における脱西欧化の一般化	93
	三 谷 文 栄
パトリツィア・ヤネチコヴァ Patricia Janečková に花束を —若き歌姫の死とメディアの光—	97
	伊 藤 英 一
海峡兩岸・太極拳の世界	121
	山 本 賢 二
2023年度新聞学研究所事業報告	137
ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領	141
日本大学法学部新聞学研究所規程	144

ジャーナリズムにおける「党派性」を考える

石川 徳幸*

1. はじめに：なぜ特集企画として「党派性」を取り上げたのか？

本年（2024年）は世界的な選挙イヤーとして注目されているが、かつて米国でドナルド・トランプが大統領に当選した2016年を振り返ると、「フェイク・ニュース」といった言葉が人口に膾炙したことが思い起こされる。一部の政治家やその支持者が、既存メディアの報道内容を「偏向報道」と断じて批判する言説は、SNSの普及によって形成されたオルタナティブな言論空間において、今日では日常的に見られるようになってきている。ICT技術の進歩は、インターネット利用者の誰もが情報の発信者になり得るという送り手と受け手の流動性を生み出したが、膨大な量のユーザー生成コンテンツ（UGC）によって玉石混淆の情報が提供されるようになった。事実に基づかない感情的なメッセージが世の中に瀰漫し、「ポスト・トゥルース」の時代などと称されるようになった昨今、ファクトチェックや地道な報道検証を担う職業人としてのジャーナリストへの期待は、ますます高まっている。

こうした現象が生じてきた中で、「政治のメディア化」が進行していることが指摘されている。「政治のメディア化」とは、概して「政治のありようをマスメディアが映すのではなく、むしろ政治の方がマスメディア固有の論理に合わせて展開されるようになる現象」として説明されるものである（谷口将紀 2015：126）。政治に対するメディアの影響力が大きくなった結果、「政権・与党がさまざまな形でジャーナリズムに影響を及ぼそうとしている」といった問題も指摘されるようになった（大石裕2017：i）。権力監視という機能を担ってきたジャーナリズムに対する圧力や批判が高まるなかで、「客観報道」や「公平・中立な報道」といった、これまで前提とされてきた概念とは相容れないコンフリクトが生じており、それらは「メディア不信」や「敵対的メディア認知」といった形で顕在化してきている。

こうした現代のジャーナリズムを取り巻く社会的背景を受けて、あらためて「政治的公平性」や「客観性」の原則を問い直し、「ジャーナリズムが党派性を有することの善／悪」といった根本的な議論を倫理的視座から検討を行うことで、ジャーナリズムの規範理論を再考しようとする共同研究が進められてきた（JSPS 科研費 JP 21K00019：「党派性」をめぐる倫理的研究：ジャーナリズムにおける規範の多角的分析）。この共同研究は日本大学法学部新聞学研究所のプロジェクトとしてスタートしたものではなかったが、所員である塚本晴二郎、笹田佳宏、石川徳幸が研究代表および研究分担者として加わっており、同研究員である山田尚武や日本大学大学院新聞学研究科博士後期課程の本多祥大が参画してきたものである。そうした経緯から今回、研究所のプロジェクトに準ず

るものとして『ジャーナリズム&メディア』の特集企画として取り上げていただいた次第である。研究成果の一部を公表する機会をいただいたことに、この場を借りて感謝を申し上げたい。

2. ジャーナリズムと「党派性」

ジャーナリズムに関する議論の中で前提とされてきた規範的概念には「客観性」「公平性」「中立性」などがあり、これらに反した状態に関しては「偏向」といった概念が用いられてきた。とりわけジャーナリズムの「客観性」に関する議論は多くの蓄積があり、重要な知見がもたらされている（例えば、中正樹 2006、別府三奈子 2006、大井眞二 2018）。しかしながら、ジャーナリズムに関する「党派性」を正面から扱ったものは、管見の限りにおいて日本のジャーナリズム研究では多くはない。ジャーナリズムに関する「党派性」というと、言論を中心とした「政論新聞」の時代を想起させ、今日的な議論にはそぐわないと思われるかもしれないが、この点に関しては「党派性」概念の射程に関する問題とともに後述する。

新聞が中立の立場を標榜するようになった歴史的な背景には、より多くの読者を獲得するための商業主義的な戦略としての側面があったことが明らかにされている（有山輝雄 2008）。日本の場合、そうした新聞の企業化への道を決定づけた出来事として、1918年に寺内正毅政権下で起こった大阪朝日新聞の筆禍事件（白虹事件）が画期となったことが定説となっている（有山輝雄 1995,2023）。先行研究の多くが、その後の企業的構造の形成過程に注目しており、とりわけ満州事変以降の戦時報道体制に関する研究成果は汗牛充棟の感がある。一方、明治期や大正前期の新聞の研究に比して、大正後期から昭和戦前期の新聞の「言論性」に注目する研究は少ない。中央紙が軍部批判を行わなくなった不作為や、軍国化に抗した一部のジャーナリストの活動が論じられることはあっても、当該時期における言論機関としての新聞そのものの特性を主眼に置いた研究は極めて少ない。確かに、白虹事件以後の新聞が、「不偏不党」とともに評論の「穏健妥当」を掲げるようになり、言論機関としての精彩を欠くようになったことは事実である。戦時体制が築かれていく過程において、中央紙の言論は画一化していくことになる。しかし、白虹事件以後の新聞界に「党派性」をもった言論の対立が見られなくなったのかといえば、当然そのようなことはない。現代に至るまで「公平・中立である」ことはジャーナリズム規範として所与の条件のように語られているが、京都学派の三木清が「ジャーナリストは公平な批評家であるよりも、むしろ党派的意見の代表者である」（三木清 1946:102）と評したように、新聞の言説が実際には党派性を帯びていることは周知の事実でもあった。しかし、近代日本のジャーナリズム研究の蓄積の中で、「党派性」を研究主題として、その実態を詳らかにした研究はない。批判を恐れずに断じて言えば、新聞の「党派性」はその存在は認識されつつも、新聞の商業主義化や、「客観・公平・中立」といった職業倫理の形成過程に関する研究の影に隠れて、等閑視されてきたのである。ジャーナリズムの言説が現実の社会を構築する働きを持つことを考えたとき、こうした点は軽視できない。

政治学の領域では、「党派性は同じような人から成る集団が競争して政治解決を自派に有利に決着させようとするところから形成される」ものとして説明されている（猪口孝 2000：798）。政党機関紙であれば、自分たちの政策の正しさをアピールし、他党の誤りを追及するといった言論を展開するだろうが、一般紙であれば上述したように、より多くの読者を得るためには「不偏不党」を謳った方が合理的な経営的判断となる。それでは、「不偏不党」を掲げる現代の報道機関は「党派

性」とは無縁なのだろうか。この点について考察するためには、「党派性」が意味するところの射程について議論しなくてはならない。一党一派に与していなくても言論に「党派性」は生じ得るし、それが実際には党派的に偏った主張でなかったとしても、受け手によって「党派性を帯びている」と解釈されることも起こり得るからである。

Stephen J.A. Ward は「党派的なジャーナリズムは、注意深い公平性によってではなく、正しい政治的見解や大義を広め、他の党派の誤りを暴くことによって、公共圏に貢献すると信じていた」と説明している (Stephen J.A. Ward 2004:147)。こうした「党派的なジャーナリズム」は、「自発的で定着した党派性」を持つジャーナリズムであり、啓蒙主義的な立場をとるジャーナリズムの形態として捉えることができる。

こうした「自発的で定着した党派性」を有するジャーナリズムの形態は、ジャーナリズムのプロフェッショナルリズムとして「客観報道」といった概念が確立する以前のものとして解されてきたが、ケーブルテレビ等の多チャンネル化やインターネット技術の発達によってターゲットを絞ったニュース提供が可能となったことで、今日では既存のメディアに対抗する存在として顕れてきている。一方で、全国紙やテレビ局といった報道機関は、こうした「党派性」を持たないことを前提としている。社是として「不偏不党」「公正中立」を掲げていることはもちろん、日本の放送局の場合は放送法に「政治的に公平であること」が明示されているためである。

しかし、「党派性」には政党機関紙のような「自発的に定着した党派性」だけでなく、是々非々とする態度の帰結としてもたらされた「アドホックな予想されない党派性」も存在する。ニュースの編集過程において主観的判断を避けることはできないことから、厳密な意味での「客観報道」が存在しないことと同じように、政治に関する批評には一過性の「党派性」を帯びることは避けられない。たとえば、「キャンペーン報道」と呼ばれる手法が採られるとき、当該テーマを重要視する政治グループの活動を促す効果ももたらされる一方、それに反対する意見を持つグループが存在する場合には、そうしたキャンペーン報道は「偏向」と見なされることになる。広義には、こうしたメディア言説も「党派性」を含むものとして考えることができる。

つまり、言論機関／報道機関ないしはジャーナリスト個人が、いかなるポジショナリティの中でメディア言説を構築したかといった研究視角だけでなく、いかなるポジショナリティの集団からメディア言説が解読されたのかといった研究視角を持つことによって、ジャーナリズムにおける「党派性」概念の射程が変わってくることになる。こうした研究視角は、「敵対的メディア認知」が指摘される今日のジャーナリズムに対する認識を問う上でも有用である。

ここで問題となるのが、既存のメディアが従来の「客観性」などのジャーナリズム規範を堅持していく中で、オルタナティブな一部のメディアから「偏向報道」などといった攻撃を受けるような場合、既存のメディアはいかなる対策を講じるべきか、という点である。民主主義社会に資するために、報道機関が言論性を発揮して「公共圏の汚染」に積極的に対抗すべきなのかが問われている。また、明確な態度表明を伴う場合、制度的実践として、どこまで主体的な関与が許容されるのだろうか。

3. 「党派性」をめぐる今日的課題

ジャーナリズムの規範に関する研究は「道徳的・教訓主義的」であるとして、今日の学問的なパ

ラダイムの中では古めかしく捉えられるかもしれない。しかし、ICT技術の発達に伴う新しい情報環境において発生した「ポスト・トゥルース」の時代と称される現代の問題に向き合うためには、ジャーナリズムが「いかにあるべきか」といった根本的な議論を再検討することが肝要であり、むしろ喫緊の課題であると言っても過言ではない。たとえば、党派性の強いニュースや信頼性の低いニュースに関しては、それらの「エコーチェンバー」はアルゴリズムによる介入ではなく、ユーザー自身の性向によって形成されているといった知見がもたらされているが (Ronald E. Robertson et al. 2023 : 342-348)、そもそものユーザーの社会認識における先有傾向を形成する要因にメディアからの情報があることは論を俟たない。迂遠なことのようと思われるかもしれないが、民主主義が危殆に瀕していると懸念されている現代において、従来のメイン・ストリーム・メディアにおけるジャーナリズムのあり方に注目する意義は、こうした点にある。

近年、「民主主義の後退」や「社会の分断」が指摘されているアメリカにおいて、ジャーナリズムのあり方をめぐる活発な議論が見られた。アリゾナ州立大学クロンカイト・スクールの教授である Leonard Downie Jr. は、2023年1月30日にワシントン・ポスト紙に寄稿した論文において、「伝統的な客観性が依然としてニュース報道の基準であるべきかどうか」といった問題提起を行った。

Leonard Downie Jr. は、Ben Bradlee の後任としてワシントン・ポスト紙の編集主幹を1991年から2008年まで務めた人物であるが、現役時代にジャーナリズムの目標としていた要素として「正確さ、公正さ、非党派性、アカウントビリティ、真実の追求」をあげ、そのなかでも「非党派性は、政治と行政を報道する全国的なリーダーである新聞社にとっては、とくに重要だった」と述懐している。そのうえで、ニュース・メディアを取り巻く今日の変化を背景として、彼は「真実を追求するニュース・メディアは、かつて「客観性」が意味したものを超えて、より信頼できるニュースを作らなければならない」として、核となる価値観 (core values) を構築し、そうした信念にもとづいた価値観を公開していく必要性を説いたのである (Leonard Downie Jr. 2023)。

この論文における Leonard Downie Jr. の立場は、あくまでも「物議を醸すような社会問題や政治問題についてジャーナリストが意見を述べることは、報道機関の公正さやオープンマインドに対する認識を損なう」という従来のプレスルームの姿勢を維持するものでもあったのだが、近代ジャーナリズムの根幹を成してきた「客観性」概念の見直しを迫るという刺激的な問題提起は、多くの賛否を巻き起こすところとなった (Quin Hillyer 2023, Martin Baron 2023 et al.)。

これらの議論は、本稿が着目する「党派性」に関しても重要な示唆を与えるものである。ニュース・ルームが一定の信念にもとづいた価値観をもとに報道を行おうとするとき、上述したように、それらの言説にはアドホックな「党派性」が帯同されるからである。

このほかにも、「党派的なジャーナリズム (Partisan Journalism)」に関する知見については、日本のジャーナリズム研究に比して、米国の先行研究に多くの蓄積がある。枚挙に遑がないが、代表的な知見をおさえておきたい。例えば、Richard H. Reeb の研究は党派的特性を顕在化させ、規範理論を再検討した先駆的な研究として位置づけることができるが、ニュースメディアに対する信頼度の低下に関する議論の中で、ベトナム戦争に関連する報道において報道機関が党派的な手段を採るようになった経緯を詳らかにし、ジャーナリズムの客観性の妥当性について考察している (Richard H. Reeb 1999)。Si Sheppard は、現代の米国におけるメディア・バイアスに関する議論を念頭においた上で、18世紀末以降から現代までの米国ジャーナリズム史という長いスパンを「党

党派性」をキーワードとして再検討し、「客観報道」を掲げてきたジャーナリズムが（ケーブルテレビやインターネットなど）新しい党派的メディアによって変化を余儀なくされていることを指摘した（Si Sheppard 2007）。Jim A. Kuypers もまた、オバマ政権当時の米国において「メディアはなぜ『リベラル』だと批判されるのか」といった研究視角から、米国のメディア・バイアスの歴史を「党派性」を軸に考察している（Jim A. Kuypers 2013）。Brian Winston と Matthew Winston は、フェイク・ニュースの根本的な原因には、ニュースのイデオロギー的基盤である「プロフェッショナルリズム」や「中立性」、とりわけ「客観性」の中にあることを指摘しており、ジャーナリズムにおいて所与のものとしてきた原則について再検討を行う必要性を示唆している（Brian Winston et al. 2020）。

共同研究のグループでは、これらの先行研究を踏まえたうえで、「党派性」に関わる問題意識を共有し、諸問題について議論を重ねていった。そうした作業を通じて、ジャーナリズム倫理の視座から「客観性」概念の再検討を行った Stephen J.A. Ward の研究に着目するに至った。

4. 「党派性」をめぐる課題と本特集の構成

科研費による研究会では、Stephen J.A. Ward が提唱したジャーナリズム倫理の視座を検討しつつ、実際のジャーナリズムの問題について検証する作業を重ねてきた。その研究成果の一部は、2022年度の日本出版学会春季研究発表会で報告し、さらに2023年8月31日に福山平成大学においてシンポジウム形式での研究報告を実施した。本誌の特集は、このシンポジウムの内容をもとにしている。

このシンポジウムでは、塚本晴二郎が「スティーブン・ウォードのジャーナリズム倫理学」と題した基調報告を行い、これを受けて笹田佳宏と本多祥大が問題提起者として議論を展開させた。

笹田報告は、Stephen J.A. Ward が“*Ethical Journalism in a Populist Age*”において提唱した「ジャーナリズムと4つの諸善」と「プラグマティックな客観性の試験」を、日本の放送法第4条の条文に照らして考察することで、制度的実践の研究視角から問題点を整理したものであった。

本多報告は、Stephen J.A. Ward が提唱している「プラグマティックな客観性」に関して、Walter Lippmann や John Dewey の「公衆」の概念から理論的検討を行ったうえで、そこから「科学コミュニケーション」の研究視角に援用した問題提起を行ったものであった。

こうした議論の中から、本特集では塚本と本多の研究報告を論稿としてまとめ、質疑応答における議論の様子を誌上におこして紹介する。これらの議論を受けて、ジャーナリズム倫理と制度的実践に関する新たな研究課題も見出すことができた。本特集が提示する研究視角が、さらなる研究の発展につながっていくことを期している。

[引用・参考文献]

有山輝雄（1995）『近代日本ジャーナリズムの構造：大阪朝日新聞白虹事件前後』東京出版

有山輝雄（2008）『「中立」新聞の形成』世界思想社

有山輝雄（2023）『近代日本メディア史 I』吉川弘文館

別府三奈子（2006）『ジャーナリズムの起源』世界思想社

Brian Winston et al. (2020) *The Roots of Fake News: Objecting to Objective Journalism*. Routledge.

- 猪口孝 (2000) 「党派性」『政治学事典』弘文堂
- Jim A. Kuypers (2013) *Partisan Journalism: A History of Media Bias in the United States*. Rowman & Littlefield Publishers.
- Leonard Downie Jr. (2023 January 30), Newsrooms that move beyond ‘objectivity’ can build trust. *The Washington Post*.
- Martin Baron (2023 March 24), We want objective judges and doctors. Why not journalists too? *The Washington Post*.
- 三木清 (1946) 『哲学ノート』河出書房
- 中正樹 (2006) 『「客観報道」とは何か』新泉社
- 大石裕 (2017) 『批判する／批判されるジャーナリズム』慶應義塾大学出版会
- 大井眞二 (2018) 『ジャーナリズム・スタディーズのフィールド』学文社
- Quin Hillyer (2023 January 31), Journalist pushes activism over objectivity. *Washington Examiner*.
- Richard H. Reeb (1998) *Taking Journalism Seriously: “objectivity” as a Partisan Cause*. University Press of America.
- Ronald E. Robertson et al. (2023) Users choose to engage with more partisan news than they are exposed to on Google Search, *Nature* vol.618
- Si Sheppard (2007) *The Partisan Press: A History of Media Bias in the United States*. McFarland Publishing.
- Stephen J.A. Ward (2004) *The Invention of Journalism Ethics: The Path to Objectivity and Beyond*. McGill Queens University Press.
- Stephen J.A. Ward (2019) *Ethical Journalism in a Populist Age: The Democratically engaged Journalist*. Rowman & Littlefield.
- 谷口将紀 (2015) 『政治とマスメディア』東京大学出版会
- 塚本晴二郎 (2021) 『ジャーナリズムの規範理論』日本評論社

スティーブン・J・A・ウォードのジャーナリズム倫理学 —客観性と党派性を中心として—

塚本 晴二朗*

はじめに

ウォードの2019年の著作 *Ethical Journalism in a Populist Age : The Democratically Engaged Journalist*, の裏表紙には、メディアやジャーナリズムの倫理学の領域では、既にレジェンドといえる存在になっている、クリフォード・G・クリスチャンズの短評が載っている。そこには、文章的正确さと理論的優雅さを備えている本書は、リップマンの『世論』と「同等」の古典的なものになるだろう、と書いてある⁽¹⁾。ウォードは今やこの領域のトップランナーであることが、伝わってくる。

ウォードが注目されたのは、2004年に刊行され、カナダ人文科学・社会科学連盟 (Canadian Federation for the Humanities and Social Sciences) のハロルド・アダムズ・イニス賞 (the Harold Adams Innis Prize) を受賞した *The Invention of Journalism Ethics: The Path to Objectivity and Beyond*⁽²⁾ が切っ掛けとあっていい。同書ではまず第1章で、社会的協働のための行為指針となる規則を提案する人間の行為、と倫理学を定義し、第2章と第3章では、西洋の文化とジャーナリズムの歴史における主な規範としての、客観性の起源と意味を探究する。第4章から第8章では、ジャーナリズムの客観性の進化に重点を置いた、4世紀にわたるジャーナリズム倫理学の歴史を追跡する。それに加えて、第8章は「プラグマティックな客観性 (Pragmatic Objectivity)」という、ウォード独自の概念を提示し、客観性に関するこれまでの不適切な概念を置き換えるべきである、ということ提案する。

つまり、これまでのジャーナリズム倫理学を批判し、新しいジャーナリズム倫理学の提案をする、というのが趣旨だが、その中心をなすのがプラグマティックな客観性という概念である。

次に彼の代表的な著作としてあげられるのが、2015年に刊行された *Radical Media Ethics: A Global Approach*⁽³⁾ である。これは九つの章に、独自の倫理綱領案を加えたものからなっている。第1章と第2章で改めて倫理学とは何かを確認した後、第3章で前提となる絶対的な必要性とか、人間の行為の評価の不変の原理というようなものを拒否し、倫理学を新しい状況に常に反応するように、諸価値に対して一貫して進化する解釈、と考えるラジカル倫理学という独自の概念を提示する。第4章では、このラジカル倫理学をメディア倫理学にあてはめた、ラジカル・メディア倫理学の意味づけを行う。ここで話を転じて、第5章ではジャーナリズムの定義づけを行い、「制度的実践 (Institutional Practice)」という位置づけを行う。第4章と第5章を踏まえ第6章では、ジャーナリズムが社会的・制度的実践であるという事実は、ジャーナリズム倫理学が個々の個人的価値ではな

*つかもと せいじろう 日本大学法学部新聞学科 教授

く、実践全体の原理に一致させるべきものである、という自らの考えを展開する。第7章では、ジャーナリズムが民主ラシーのためのものであり、民主ラシーのためのジャーナリズムの多くの形態を支える、政治原理について述べる。第8章では、デジタル化の時代のメディア倫理学の究極の目的が、世界中の人間の繁栄を促進する、グローバルで、コスモポリタンなものであるべきということをも主張する。第9章では、グローバルなメディア倫理学がジャーナリズムの支配的な規範的解釈になるであろうことを展望し、最後にそのための倫理綱領案を提示して終わる。

デジタル化はコミュニケーションの状況をも革命的に変えた。専門職としてのジャーナリストではない誰もが、送り手として情報発信できるようになった。しかもそれが国境を越えて可能になった。そのような時代に、絶対的な前提というようなものが必要な倫理学は相応しくないとして、これまでのメディア倫理学を批判しラジカル・メディア倫理学を提唱する。一方で、ジャーナリズムという営みは、制度的実践と位置づけられるべきものであって、専門職としてのジャーナリストでないからといって、倫理学を無視していいということにはならないと主張し、すべての情報発信者に向けたグローバルな視点を踏まえた倫理綱領を提示するというわけである。

そして最初にあげた *Ethical Journalism in a Populist Age : The Democratically Engaged Journalist*, が、2019年に刊行される。まず第1章で問題意識を明確にした後に、第2章において、ポピュリズムの歴史とそれがどのようにジャーナリズムの歴史と絡み合ってきたか、について述べている。この歴史が、第3章でのポピュリズムと過激なポピュリズムの定義等に繋がる。第4章では、民主ラシーに関与するものとしてジャーナリズムを再定義し、ジャーナリズムを危険なポピュリストのためのリトマス試験と規定する。第5章と第6章では、過激なポピュリストを報道するための実践的指針とヘイト・スピーチ、過激なポピュリズム、フェイク・ニュース、ジャーナリズムの客観性の役割等のような、ジャーナリズム倫理学の今日的争点をあげている。

本論は、以上のようなウォードのジャーナリズム倫理学の中でも、客観性と党派性に関わる考え方の構造について、考察を加えようとするものである。

1. ウォードの倫理学的前提—「契約的自然主義 (Contractual Naturalism)」—

クリスチャンズは、グローバルな道徳的普遍性のモデルとなりうるものとして、五つの倫理学理論をあげるが、その五つの理論の中にウォードの契約的自然主義⁽⁴⁾を含めている。これは、ウォードの考え方の基本をなすものである。

社会過程の倫理学に最もよく調和する存在論として、ウォードは自然主義的で進化論的なものが最良であるとする。ウォードによれば、自然主義は自然、生命、社会等についての理論であって、我々を主導する最も信頼できる自然理論に基づいた、倫理学的存在論を要求する。社会等についての主導的で最も信頼できる理論とは、自然主義的で科学的な世界観を定義する、広範な理解に関する諸理論である。特定のものに関する理論ではなく、非形而上学的な、あるいは自然主義的な探究から生じる全般的な世界観についてのものである。このような理論の元となるものは、物理学的なものであり、無目的で無意識的な力や、原子よりも小さな粒子等から構成されるものである。宇宙はビッグバンから物理学的に進化し、やがてその過程は、拡張する宇宙の中の多くのものの中の一つとして、我々の惑星を創造した。その地球上の生命とすべての生物学的な種は、何らかの超越的

な神性や先行する意志が介在しない、ダーウィンの自然選択の過程を通じて進化してきた。社会というものは、他の種と同様に生物学的な種である人類の進化から生じた。しかし進化はまた意識、意図、理性、言語等のような人間独自の能力をも与えた。神経科学を含む自然科学や生物科学は、社会や倫理学に関する進化の理論のための事実を供給する。自然科学、生物学、人間社会、倫理学等に関する諸理論のための存在論は、相互に組み込まれているのである。こうした理論は広範囲のものを要求する一方で、倫理学的存在論の構造の制約もする。その一つが精神と身体の実在論的二元論の拒否である。我々は精神的なもの、身体的なもの、社会的なもの、規範的なもの等のそれぞれによって、異なる現実を仮定することを避けるべきである。我々は一つの世界の中で、どのように動き、生き、話し、考え、そして倫理学的に評価するのかを説明する必要がある。自然主義的存在論は、人間と人間社会のいくつかの自然主義的な特徴の中に、規範性の根源を見出さなければならない。自然主義的存在論は、神からの命令というような、権威的な規範に属す宗教的な理論を排除する。⁽⁵⁾

ウォードは、自身の自然主義存在論が契約主義と呼ばれる倫理学理論を支持する、としている。ここでいう契約主義とは歴史的に、ホブズ、ロック、ルソー、カント等の社会契約説に由来するもので、今日では、ジョン・ロールズの著作等に見出されるものである。ウォードによれば、契約主義にとっての倫理学的推論の目的は、公正公平な協働の原理に関する合意に達することである。いかなる社会の領域においても、「正当」「義務」「誤り」等であるということは、道理に適った協働の枠組みを定義しようとする原理によって決定される。社会道徳とは道理に適った合意である。それゆえ契約主義とは、既存の原理の道徳性の確認ではない。道徳的合意とは、何かが達成されることである。自然主義的存在論は、合意が社会でどのように生じて、どのように効力を持つのかを、進化論的枠組みを通じて説明する。ウォードは契約主義を、自然主義倫理学を記述する一つの方法、としている。⁽⁶⁾

ウォードは、絶対的あるいは特権的な倫理学理論の存在を認めない。契約的自然主義の立場から、善・悪、正・誤といった倫理学的判断は、社会的な合意に基づくのである。これがウォードの基本的な立場であり、ジャーナリズム倫理学の基盤でもある。

2. ウォードの問題意識—デジタル化とポピュリズムを中心として—

ウォードの問題意識の中でも、デジタル化による公共圏の汚染は極めて深刻なものである。それによって、デモクラシーが腐食し始めており、ジャーナリストはそのことについて何かできるし、しなければならない、と考えるからである。

ウォードが考えるジャーナリズムとは、デモクラシーのための熟練を要する専門職である。デモクラシーに反するいかなるものにも、対抗すべきものである。ところが、今や当のデモクラシーの方が腐食し始めている。社会の成員が共通善を求めて熟議するというデモクラシーの理想は、政治の主流ではなくなっており、西洋諸国の間でも、寛容、妥協、対話、客観性等というようなものが、デモクラシーの規範としての力を失いつつある。過激で不寛容なポピュリストが多数派を占め、それに反対する社会の成員を非愛国者呼ばわりして退けている。これがウォードの現状認識である。ウォードによれば、三つの主要な要因が、多くの部分で、昨今の混乱を作り出してきた。そ

これは①グローバルな公共圏の出現、②過激なポピュリズムの出現とその政治の主流への浸透、③虚偽情報、分裂、憎悪等を拡散するために使用されうる情報技術の出現である。デジタル革命の申し子であるソーシャル・メディア等は、創造的メディアとされてきた。しかし虚偽から真実を識別できず、公共圏を汚染する元凶となってしまった。社会の成員への情報はまさにデモクラシーの血液であるが、それを循環させる血管は、虚偽情報、陰謀論、過激なイデオロギー等によって汚染されている、とウォードはいうのである。⁽⁷⁾

ウォードは、1900年代の初めから今日までに、デモクラシーの夢と呼んだものが悪夢となった、とする。その夢とは、マス・メディアがデモクラシーに寄与することであった。正確で客観的な情報を社会の成員に伝え、熟議に役立てることであった。マス・メディアが伝えるニュースは、社会の成員が合理的決定を形成し最良の政策に賛同するのを助けるものであった。このような理想が、初期のジャーナリズム倫理綱領に通じる、デモクラシーのためのジャーナリズムというイデオロギー構築に大きな役割を演じた。このイデオロギーとは、専門職業人としてのジャーナリストが、客観報道をして社会の成員の合理的な判断や議論を可能にし、合理的公共圏を形成する、というものである。ジャーナリズム倫理学も、デモクラシーの夢に基づいていた。この夢は、第2次世界大戦後の経済成長に引き継がれ、1900年代初めのマス・デモクラシーとマス・メディアの発展を特徴づけたのである。もちろん、それは夢であり、理想であった。しかし社会の成員が諸争点に関して合理的で、情報に基づく、公正な判断をすることができるし、しようとするという仮定は、デモクラシーの信念そのものを掘り崩すことなしには、退けられないはずであった。⁽⁸⁾

ところが、アメリカ大統領選挙にみられる、広告技術を駆使しての選挙キャンペーンやFOXニュース等の放送局にみられる、党派性の強い放送の商業的成功等が、デモクラシーの前提を蝕み始める。同時に、オンライン・メディアの登場は、噂やヘイト・スピーチ等を公然化することとなった。1900年代終盤には、この二つの流れが、公共圏の様相を大きく変えることとなった。社会の成員間に政治的な分断が起り、合理的な熟議というような考えは、時代遅れのようになった。デモクラシーの夢は、社会の成員の対話の場が交戦地帯となる悪夢に変わった、とウォードはとらえているのである。⁽⁹⁾

ウォードによれば、この悪夢の大きな原因は、当初肯定的に迎えられたものであった。それは、インターネットに基づくデジタル・メディアの発展であった。これにより、誰もが情報の送り手として、メディアにアクセス可能となった。寡占的なマス・メディアによる情報操作を終わらせるものとして、称賛され、メディアのデモクラシー化とも評された。しかし、近年デジタル・メディアの否定的で醜い側面が目立ち始めているとし、ウォードはデモクラシーに反するものでありうる、ということが明らかになったとしている。⁽¹⁰⁾

悪夢と呼んだ状況を、ウォードは次のようにとらえている。デジタル・メディアの発展は、ジャーナリズム的行為を誰もが行えるようにした。自らの意見や思想を広め、賛同を呼びかけるために、ウェブサイト、ブログ、ソーシャル・メディア等を使用して、専門職ジャーナリストと同様のことが行えるようになった。専門職としてのジャーナリストという枠をはるかに超えて、パブリック・コミュニケーションへの参加者が大いに増加したということは、ジャーナリズム的行為ができる人々が、ジャーナリズム倫理学や自らの主張の真偽に、頓着しないかもしれないということの意味する。またこのようなメディアは、人権擁護からその正反対まで、いかなることの促進にも

使用することができる。その上デジタル化した公共圏では、対話において敵意あるアプローチを助長し、経済的、民族的、イデオロギー的等の分断を助長する傾向があることも明らかになってきた。その一方で、政治指導者等は人々に耳触りのいい意見ばかりを広め、そんなものばかりがネット上に溢れている。社会の成員は情報の洪水の中で、メディアの報道にさえも懐疑的になり、自ら確信した意見を持てなくなっている。⁽¹¹⁾

公共圏の汚染に直面して、ウォードの一番の問題は、実践的にはどのように対応すべきなのかということである。ウォードの認識では、アメリカでは常軌を逸した大統領に直面して、ジャーナリストの主流は二つの立場に分かれた。一つは、中立を維持し、ありのままの事実を報道するような基本に戻るべき、とするものである。もう一方は、党派的な反トランプ・メディアが必要である、と考えるものである。ウォードの考えでは、もしジャーナリストが党派的な立場を取れば、過激なポピュリスト等を利するだけである。というのは、過激なポピュリストやその支持者等は、自らの立場に反するニュースを発信するジャーナリストを、フェイク・ニュースの発信者として攻撃する。もし過激なポピュリストに対抗するために、党派的な姿勢をとるジャーナリストが現れれば、反対の立場の者達に、「ジャーナリストはフェイク・ニュースの発信者である」という、証拠を与えることにしかならない、と考えるからである。しかしその一方で、「ありのままの事実ジャーナリズム (Journalism of just the Facts)」では、情報操作をしようとする相手に対しては、受け身過ぎる。汚染された公共圏では、何が事実かの追求は、討論をするようなつもりでいなければならないし、積極的な調査を要求する。このような考えに従って、ウォードは中立的であることと、党派的事実であることとの間の「第3の道 (Third Way)」であるべき、とするのである。⁽¹²⁾

3. 制度的実践

そもそもなぜ、ジャーナリズム的行為は倫理学を踏まえたものでなければならないと、ウォードは考えるのだろうか。

ウォードによれば、ジャーナリズムという活動は、歴史的に、個人的活動から始まって、社会的実践を経て、制度的実践に至るという、異なるレベルを経て展開したものである。ジャーナリズムは、レベルによって異なる性格と異なる倫理的責任を持つものであった。⁽¹³⁾

個人的活動には多くのものがあるが、任意で行われる場合が多い。大概是当人がやりたくてやっているものであって、必然的に他者の利害には関わらない。そのような活動は、重要な公的役割を持たず、公的義務もなく、多くが自身の興味や趣味に含まれるものである。このような活動の中には、印刷物等を配布して何らかの情報を発信するものも含まれる。こうした活動は社会的ではあるけれども、公的責任はない。このような活動の多くでは、参加者はエチケットという一般的なルールや、社会の一般的な道徳に従うことが前提とされるだけで、そのための倫理学領域が設定されるようなものではない。普通であれば、個人的活動に特別な義務や社会的責任を求める特別な倫理は必要ない。常識や礼儀の類いで十分である。つまり17世紀のヨーロッパに定期的なニュース・プレスが出現した時点では、ジャーナリズムは個人的活動に過ぎなかったのである。ジャーナリストという言葉が一定の人々を意味し出すのは、18世紀初頭の欧米においてであった。その頃になると、新聞を刊行するために働くことは、ジャーナリズムを職業とすることであった。ジャーナリズムと

いう活動は、社会で生じ、ジャーナリストが伝えるメッセージは、社会的な出来事についてのものであり、ジャーナリストが雇用されている機関は、社会的な企業体であった。ジャーナリズムが社会的活動であるということは、明らかであった。ジャーナリズムは個人的活動から、社会的活動になったのである。しかしジャーナリズムは、⁽¹⁴⁾さらに社会的活動以上の社会的実践へと発展したのである。

ウォードによれば、実践とは、それ自体の技能、知識、目的、責任等を伴う、組織化された社会的活動である。最もわかりやすい例は専門職である。「(1)専門職は高度な体系的知識や理論をもち、それゆえにまた(2)権威をもち、(3)社会的な特権を認められてきた。同時に専門職は、(4)その権威や特権の代償ないし担保として自ら倫理綱領を定め、自らの行動を厳しく律してきたが、(5)そのことは専門職に特有の文化を生み出すことになる。(6)専門職がその名称を誇ることができるのは、まさに彼らが社会的に重要なサービスを提供するからである⁽¹⁵⁾」というものである。法曹や医師が典型的なものといえる。このような社会的実践には、そのための倫理学領域が設定される。社会的実践は社会の成員に対して大きな影響力を持ち、社会がうまく機能していくために重要なものである。それゆえ、社会的実践に従事する者は、その実践の倫理学を理解しなければならないのである。なぜ専門職の倫理学や倫理綱領が存在するのか、の理由である。ジャーナリズムが専門職と認識される1800年代終盤に、なぜジャーナリズム倫理学が生じたのかも同様である。ジャーナリズムという活動は、倫理綱領でなすべき行為を規定され、ジャーナリズム学部で教育されるものとなったのである。つまりジャーナリズムは、重要な社会的実践になったのである。⁽¹⁶⁾

アメリカ、フランス両革命とそれに続く憲法は、プレス役割と表現の自由の重要性を明確にした。19世紀から20世紀にかけてのプレスの発展は、ジャーナリズムがデモクラシーの制度であるという考えが受け入れられることに繋がった。ジャーナリズムのように、国家の根本的政治構造の一部であると主張できる専門職は、ほとんど存在しなかった。そのためジャーナリズムは「第4階級(Fourth Estate)⁽¹⁷⁾」という政治的な制度である、と考えられるようになった。ジャーナリズムは制度的実践となったのである。⁽¹⁸⁾

ジャーナリズムが制度的実践となると、ジャーナリズム倫理学のための基盤も強化された。ジャーナリズム倫理学は、ジャーナリズムが社会の成員に奉仕しデモクラシーの存続を担保する、ということを確認する倫理学となった。それは社会全体の制度的構造の中に、ジャーナリズム倫理学を位置づけることであった。もしジャーナリズム倫理学が、制度的実践のためのものと位置づけられるならば、ジャーナリズム倫理学は、各ジャーナリストが個人的に理解するものではない。ジャーナリズム倫理学は主観的なものでも個人的なものでもない。ジャーナリズム倫理学は、客観的で社会的なものである。ジャーナリズム倫理学は、個々のジャーナリストのためのものでも、集団としての全ジャーナリストのためのものでもない。ジャーナリズム倫理学は、社会やその成員のためのものである。このようなジャーナリズム倫理学の理解は、ブロガーであろうと、ツイッターのユーザーであろうと、ジャーナリズム的行為に関与する誰もが自由に、自身の特異な倫理学を作り上げたり、全く倫理学にかまわなかったり、できるという考えに反対する。この理解は、真実を述べることや公正であること等のような、ジャーナリズム的行為の指針として、一般的な道徳で十分である、という見解に反対する。市民ジャーナリストの中には、自分たちには一般的な道徳で十分であり、ジャーナリズム倫理学が時代遅れで、関係があるのは専門職ジャーナリストだけ、と主

張する者がいる。しかしジャーナリズムが制度的実践であるならば、一般的な道德原理と、ジャーナリズム的行為の指針となる、ジャーナリズム倫理学特有の規範との両方を必要とすると信じる。ウォードは以上のように主張している。⁽¹⁹⁾

4. 党派性と「関与 (Engaged)」ジャーナリズム

それでは、ウォードのいう第3の道とはどのようなものなのだろうか。

ウォードは人間の自由、正義、繁栄等に密接に関わるから、「多元的・平等主義的・対話的デモクラシー」は促進すべきデモクラシーである、と考えており、これが大前提となる。⁽²⁰⁾

ウォードによれば、過去において関与ジャーナリズムは、「提言 (Advocacy)」ジャーナリズムと呼ばれるようなものであった。提言ジャーナリズムは、中立的な報道の支持者からは、事実を歪曲したり無視したりする悪いプレスとされる。しかし中立的事実報道であっても、悪用される可能性はあるとして、ウォードは、問題なのは何のための誰のための関与かである、とする。⁽²¹⁾

何らかのものを擁護したり、促進したりするための報道は提言となりうる。そういう意味では、デモクラシーに関与するジャーナリストは、提言者ということになる。しかしウォードの前提からすれば、多元的・平等主義的・対話的デモクラシーの提言は、重要なジャーナリズムの実践である。ウォードによれば、このようなジャーナリストは、デモクラシーのための「客観的提言者 (Objective Advocates)」なのである。このようなジャーナリストは、共通善のために情報に基づいた公正な提言を実践する。ジャーナリストは事実と称するものの速記者ではなく、事実の貪欲な調査者である。このような提言は、一定の集団やイデオロギーのための党派的な提言とは異なる。情報操作も厭わない極端な党派性とも相容れないものである。多元的・平等主義的・対話的デモクラシーに関与するジャーナリストは、そのために必要な情報基盤として、事件や政策に関する正確で実証的な解釈を供給することを、政治的な目標へ向かうための手段とみなしている。関与ジャーナリズムは、目標とするデモクラシーのための責任という範囲内で、合理的で道理に適った客観的な情報を提供し、熟議につなげようとするのである。⁽²²⁾

関与ジャーナリズムは、実践から「傾倒 (Attachment)」、価値観、感情等を除外できないから、それらに関して妥当な見解を持つ必要がある、とウォードは考える。ジャーナリズムという活動は、価値判断に満ちている。日々のニュースは、勝者・敗者、良い奴・悪い奴等の話でいっぱい、評価的な言語を回避することはできない。ジャーナリストは、価値判断の職人なのである。ジャーナリズム論に必要なものは、価値観や感情を押し殺す方法ではなく、ジャーナリストが遭遇するいろいろな状況で、自身の価値判断や感情を評価する方法である。報道は評価的な言語が含まれている、という理由だけで主観的になるのではない。問題なのはその評価的な言語が論理的に使われているかどうか、事実に基づいているかどうか、合理的に主張されているかどうか、等ということである。また、多元的・平等主義的・対話的デモクラシーに関与するということは、そういうデモクラシーに傾倒するということである。この場合も、傾倒すること自体が問題なのではない。そのジャーナリストの傾倒がどんなもので、どのようにそのジャーナリストの報道に影響を及ぼしているかが問題なのである。関与ジャーナリズムは、一定のデモクラシーのためという首尾一貫した目的で、自らが支持した諸集団や大義に関して報道する限り、倫理的なものなのである。⁽²³⁾

またウォードは、伝統的な専門職モデルよりも、ジャーナリズムにおける感情に関して、肯定的な見解を持っている。専門職業人たるジャーナリストは、常に感情的にならず冷静であるべき、という伝統的な考え方を、ウォードは必ずしも支持していない。不正に反感を持つことは、勇敢なジャーナリストを動機づけることができ、感情移入は、苦境にある人々に注意を払うことを、ジャーナリストに促すことができる。問題はジャーナリストとして持つ感情に、注意深くあることである。一般的に感情を抑えようとすべきではなく、デモクラシーのために重要な記事への情熱と、この情熱を実現しようとする衝動は、正確で実証された記事を生み出す。ウォードは、理性と情熱は協働すると考えるのである。⁽²⁴⁾

5. プラグマティックな客観性

それでは、ウォードは第3の道をどのように実践しようと考えているのだろうか。

一言でいえば客観報道を行うということである。ただし、これまでジャーナリズムに関して語られてきたような客観性を、ウォードは「伝統的客観性 (Traditional Objectivity)」といい、自ら提唱する客観性をプラグマティックな客観性と呼ぶ。

ウォードによると、19世紀になってジャーナリストは、解釈、価値観、見地等が全くない、ありのままに出来事を記録するような状態を、客観性の説明とするようになった。ウォードは、この頃から伝統的客観性が致命的な誤りになった、とする。客観的なジャーナリストとは、受動的な経験に基づいて、事実の記録だけをする者のことであり、伝統的客観性は、ジャーナリストを完全な記録の道具に擬えていた、というのである。そして20世紀を迎える頃には、伝統的客観性は期待できるレベルを遙かに超えた、公平無私や不偏不党という規範を過大視するようになった、とウォードはとらえている。ウォードにとって伝統的客観性とは、報道に受動的な経験に基づくものという誤った性格づけをする、不適當で拒否されるべきものである。また、事実と価値あるいは、事実と解釈という認識的二元論を前提としていて、人間がどのように知り、解釈し、価値づけをするかに関する理解をゆがめるものである。現代のジャーナリズムにとってありのままの事実、という古臭い客観性に妥当性があるかどうかは疑わしい、とウォードは考えるのである。⁽²⁵⁾

以上のような伝統的客観性に代わる、プラグマティックな客観性をウォードは提唱する。ウォードによれば、客観性とは「探究 (Inquiry)」の評価であり、解釈の検証である。

ウォードによれば、探究とは以下のようなものである。探究とは、概念の枠組みを使って諸事象を解釈することである。探究は、それを行う者の理解の枠組みを改めることはできるが、概念の枠組みを超越することは決してできない。探究とは、例えば危険な自然や社会の環境を切り抜けるような場合に、諸現象を探究し、理解し、制御するよう動機づけられる、高度に進化した生物の生来の活動である。理論的知識や実践知等は、探究による結果なのである。探究を行う者とは、受動的な傍観者ではなく積極的な目的主導型の行為者なのである。⁽²⁶⁾

解釈については、ウォードは以下のようなものとしている。解釈するということは、一定の方法で何かを知覚し、理解し、説明することである。簡単にいえば、解釈とは対象がいかなる範疇に位置づけられるか、を説明することである。解釈は、それを行う各自が表現や情報の処理をしたものだから、遍在することになり、いかなる解釈も、より大きな概念の枠組みの一部であることによっ

て意味を獲得するから、全体論的なものとなる。⁽²⁷⁾

ウォードのプラグマティックな客観性という概念は、以下のようなものである。客観性とは、探究がどのような認識でなされたか、の評価である。より正確には、客観性は解釈を検証するための、可謬的で、文脈拘束的で、全体論的な方法である。もしその解釈が、概念の枠組みの中の最も有効な基準に支持されるならば、客観的であると判断される。プラグマティックな客観性は、一般的と領域特定の両方である比較的複雑な構造を持つものとして、より詳細に客観性をとらえている。客観性は、合理的探究のすべての形態に応用できる特徴を持つから、一般的である。客観性は、異なる探究の領域でも異なる方法に客観性の一般的基準を応用できる、という意味で特定のである。例えば、「ジャーナリストと裁判官は、どちらも客観的な判断が求められるべき職業である」といった場合の「客観的」の意味は、同じ意味である。しかしジャーナリストが報道する時に行う客観的判断と、裁判官が裁判の時に行う客観的判断は、同一のものではない。⁽²⁸⁾

ウォードによれば、客観的姿勢には、「開かれた合理性 (Open Rationality)」、「立場の超越 (Partial Transcendence)」、「私心に左右されない真実 (Disinterested Truth)」、「知的な誠実さ (Intellectual Integrity)」という、少なくとも四つがある。客観的な探究を行おうとする者は、開かれた合理性の姿勢をとろうとし、その探究は他者の探究にも開かれている。開かれた合理性は、個人的な立場等を超越して、客観的な探究を促す。ある人が自身の立場を超越するという事は、その人の疑問に関する理解を広め、高め、深めることである。このように開かれた合理性を実践し、立場の超越を達成するには、真実追求のために私心に左右されないという意志を要求する。私心に左右されないということは、中立ではなく、誰かが私利私欲のために探究を歪めたり、争点に予断を持ったりするようなことを許容せず、真実に誠実であるということの意味する。つまり客観的な探究を行おうとする者は、知的に誠実なのである。⁽²⁹⁾

客観的な探究を実際に行うには、以上のような客観的姿勢が必要だが、正しく行われるための正しい基準も必要である。ウォードによれば、その基準とは以下のようなものである。いかなる主張や判断を客観的とするかの一般的基準には、三つのタイプがある。第1に「経験的 (Empirical)」基準である。これはある信念が、世間一般の合意をえられるかを検証するものであり、常識的なものと科学的なものがある。常識的なものに関する経験的基準とは、我々の日々の営みの中で偏向のない観察者により行われる、種々の観察に基づく価値観である。科学的なものに関する経験的基準とは、仮説的なものから徐々に正確なものになっていくもので、そのための科学的実験は、厳格で、制御され、数量化でき、反復可能な、数学的に正確である等の基準や方法を満足させたものでなければならない。第2に「首尾一貫性 (Coherence)」の基準である。これはある信念が、世間から信じられている他の信念と、どれほど首尾一貫しているかを評価するものである。既に確立した知識等と首尾一貫しているかを評価する、一貫性や無矛盾の原理というような論理的なルールに含まれるものと、科学的な理論の評価に含まれるものがある。例えばある事象について、観察されていなくても科学的な理論上の仮定が肯定されるのは、経験的証拠や支配的な理論と矛盾しなかったり、首尾一貫しているからである。第3に「合理的議論 (Rational Debate)」の基準である。これは他者の主張を描写することと、自らの主張に他者の精査を受け入れることに、どれほど公正かを検証するものである。客観的信念への到達のためには、その議論におけるすべての合理的な意見が公正に尊重され、議論の過程がすべての成員に開かれたもので、権力的な序列等が熟議をゆがめ

ない、というようなことを重要とする。熟議や批判の規範となるべきものである。⁽³⁰⁾

ジャーナリズムの客観性は、三つの理由からプラグマティックな客観性の一種として再認識することが可能である、とウォードは考える。第1に、プラグマティックな探究の核心的特徴は客観的ジャーナリズムに現れる、とする。プラグマティックな客観性において重要なのは、探究がどのようになされたかである。ジャーナリズムもまさに同様で、どの出来事取材し、どのように報道するのか、ということ自体をジャーナリストが選択する。客観的な探究を行うということと、客観的なジャーナリズムという活動を行うことは、ほぼ同義といえるだろう。第2に、既存の概念とあまり多くの衝突をせずに、報道の客観性を検証する現行の手続きを、プラグマティックな客観性の手続きへと再解釈できる、とする。プラグマティックな客観性の説明は、あくまでも一般的な客観性の説明ではあった。しかし探究と解釈は報道の過程で必ず現れるものであり、プラグマティックな客観性の説明は、そのままジャーナリズムの客観性の説明といえるようなものである。第3に、プラグマティックな客観性は、責任あるジャーナリズムの最良の実践を示すと共に、伝統的客観性の問題を回避するから、ジャーナリズムのための魅力的な選択肢である、とする。プラグマティックな客観性は、ジャーナリズムの客観性に通じるばかりでなく、ウォードが問題視する伝統的客観性を克服するものだから、最良のジャーナリズムに通じるものである、ということになるのである。⁽³¹⁾

そして、ジャーナリズムにおける探究、解釈、客観性の評価については、以下のようにウォードは考えている。

主観や私利私欲は、ジャーナリズムにおける真実追求のための探究を、困難にするものである。加えて、ジャーナリストは締め切り、経営者の影響力、限りある情報源等というような、自らの職業固有の障害にも直面する。また、ジャーナリストは未確認情報や情報操作のような主張の寄せ集めから、最も信頼できそうなものを探し出そうと常に試みている。公式の発表のように、そのまま事実が利用できそうな場合でさえ、ジャーナリストは夥しい事実の解釈に直面する。しかも、しばしばジャーナリストは、批判的に探究するために必要とされる専門的知識を、欠いている場合が多いが、扱う多くの記事は、合意が存在せず論争、偏向、衝突等が取り巻く問題である。以上のような情報環境にあって、健全な公共圏に貢献しようとするジャーナリズムの最良の方法は、プラグマティックな客観性の基準に忠実に従うことである。そのことは、プラグマティックな探究を行う者や全体論的解釈者として、ジャーナリストの概念を見直すことになるのである。ジャーナリストは、受動的な出来事の記録者ではなく、真実指向で探究を行う者と考えられるべきである。報道を含むすべての良きジャーナリズムは、積極的探究である。積極的な探究は追求と解釈、証明と検証、考量と判断、記述と観察等からなる。良きジャーナリストは隠れた事実を暴く調査技能と、複雑な出来事を説明する解釈技能を持つ。すべての探究同様にジャーナリズムの探究は、事実の単なる追求ではない。科学者と同様にジャーナリストは、証拠によって担保された重要な真実を探究するのである。⁽³²⁾

ジャーナリズムにおける真実追求は、出来事の解釈を経て進行する。客観的ニュース報道を含むジャーナリズムのすべての形態は、暗示的あるいは明示的な解釈である。ジャーナリストは、取材対象者の言葉や行為を解釈しているし、見出しをつけることも要約することであり解釈することである。日々のニュースに関する決定は社風、編集方針、メディアの形態等によって影響を及ぼされた、解釈を伴う編集という行為である。ニュースはジャーナリスト、報道機関、読者、社会全般等

の興味に従った、目新しいか、または意義深いと考えられた情報である。ジャーナリストは、ニュースと呼ばれるタイプの情報をやり取りする。自然に世界が、ニュースであるものとそうでないものに、切り分けられるのではない。ジャーナリストが、世界をニュースと非ニュースに分けるのである。ジャーナリズムにおける解釈は全体論的である。ジャーナリストの全体論的解釈とは、ジャーナリストの認知したり感情に訴えたりする能力が、世の中の出来事と遭遇をすることである。ジャーナリストは事実、概念、価値、可能性、推定、知識の背景等をまとめることによって、報道を構築するのである。ジャーナリストはニュースをでっち上げるわけでも、単に記録するだけでもない。自らの概念の枠組みに照らして、自身が体験したことを解釈するのである。観察と理論は相互に影響を及ぼし合うものである。同様に、ジャーナリストの持つ概念は、自身がみたものをどのように解釈するかに影響を及ぼし、対象となる出来事をどのように考えるかを改めたりするのである。ジャーナリストは、情報を選択し編集する。当該情報を文脈で位置づけ、証拠を追求し、含意を考察する。個々の事実を既知の他の事実と比較する。ジャーナリズムは、情報の受動的な記録だけでは十分ではない。ジャーナリズムは積極的な全体論的解釈なのである。⁽³³⁾

ジャーナリストとその報道は、客観性の二つのレベルを満足させる限り、客観的である。第1のレベルは、一般的客観性の要求である。すなわち、報道は経験的基準、首尾一貫性の基準、合理的議論の基準、という三つの一般的基準に従った客観的姿勢によって、構築されなければならない。つまりジャーナリストは、開かれた合理性、立場の超越、私心に左右されない真実、知的な誠実さ、という姿勢をみせているならば客観的である。客観的ジャーナリストは、あらゆる意見を聞くこと、批判から学ぶこと、自らの報道の内容に関して社会の成員に責任を持つこと等の、合理性のための責務を受け入れることによって、探究についての開かれた合理性を実践する。客観的ジャーナリストは、他者の視点に関与することによって、争点に関する自らの現行の理解を省察することで、立場の超越を追求する。客観的ジャーナリストは、自分自身や自らの信念との間に批判的距離を置き、健全な懐疑主義をもって記事にアプローチすることにより、立場の超越を実践する。客観的ジャーナリストは、事実がどこへ導こうとも、記事に予断を差し挟むことを拒み、真実に向けて事実を追跡するならば、私心に左右されない真実へと向かおうとする。私心に左右されないジャーナリストは、真実への情熱を凌駕する私的利害を許容しない。間違いを修正しようとし、記事の間違いを認めようとする、客観的ジャーナリストは、誠実さを自らの仕事の指針とするのである。⁽³⁴⁾

第2のレベルは、ジャーナリズムに特定した三基準を満足させるかである。ジャーナリズムにおける主な経験的基準は、正確性や実証性である。正確性では声明や数字の正確な引用や、正しくわかりやすい言い換えを要求されるし、実証性では、元々の文章等と異なる告発者の主張があった場合、記者は異なった観点からの検証を要求される。質の高いジャーナリズムは、首尾一貫性を検証する。複雑な事象の記事を構築しようとするジャーナリストは、多くの情報源から証拠の首尾一貫性を主に検討する。客観的ジャーナリストは、合理的議論の基準に忠実に従う。自らの報道における見解の多様性や、諸集団の見解を公正に伝えることに注意深くある時、当該ジャーナリストは、合理的議論の基準に従っているのである。⁽³⁵⁾

おわりに

ウォードのいうジャーナリズムの第3の道とは、プラグマティックな客観性を踏まえた、多元的・平等主義的・対話的デモクラシーに關与するジャーナリズムである。客観報道論の部類であり、古典的なジャーナリズム論で再三再四取り組まれてきた範疇である。範疇自体は目新しいものではない。しかし、プラグマティズム倫理学を土台として緻密に積み上げられたウォードの論理は、まさにクリスチャンズが理論的優雅さと形容した通りである。使い古された「食材」に、極めて斬新な「調理法」が加えられたものといえるだろう。特に、数量化等の社会科学的な方法論を偏重しすぎて、正面から規範理論に立ち向かおうとせず、ジャーナリズム論研究が低調な日本では、注目に値するものである。

ただし、關与ジャーナリズムは、ウォードのデモクラシー論が大前提となる。ウォードのデモクラシー論は、ジョン・デューイを中心とする、プラグマティズムに多大な影響を受けているものである。倫理学や政治学等の視点から、議論の余地は大いにあるだろうと思う。しかしながら、抽象的な「禪問答」になりかねない客観報道論に、具体的な指針を示している点で、大いに評価できるのではないだろうか。

プラグマティックな客観性についても、倫理綱領の私案を提示するなどして、具体的な規範を示そうとする姿勢がみられる。単なる理論にとどまらず、実行可能なものを目指しているようだ。この点も高く評価できるだろう。ウォードの示す倫理綱領の妥当性について、多角的な視点からの具体的な事例を踏まえた、さらなる議論は必要だろう。しかし、デモクラシー論も含めて、客観報道論により具体的な論点を提示しているという点だけでも、ウォードのジャーナリズム倫理学研究は、高く評価されるべきであると思う。

ウォードが提示した概念で、忘れてならないのは、制度的実践という概念である。クリスチャンズを筆頭に、これまでのジャーナリズム倫理学研究は、影響の大小や、肯定的か否定的かの立場の違いはあるにせよ、社会的責任論の流れを汲んだものが主流であった。その例外とまではいえないが、ウォードのジャーナリズム倫理学は、ジャーナリズムを制度的実践と位置づけるところにその特色がある。社会的責任論は、マス・メディアの影響力の大きさが前提であった。特に送り手としてマス・メディアにアクセスできる者が、非常に限られている、ということが基本であった。デジタル化によって、誰もが情報の送り手になれるようになった。ジャーナリズム的な行為は、専門職としてのジャーナリストでなくても、行えるようになった。もちろん誰もが、歴史ある新聞社や放送局のジャーナリストと対等のことのできるわけではないが、少なくともプレス自由委員会が報告書を出した時の状況とは、大きく異なっている。なぜ医師や法曹と同じような専門職としての倫理学がジャーナリストに必要か、根拠が希薄になっていたことは確かである。ジャーナリズム的行為を行う者は、マス・メディア企業の社員であろうとなかろうと、専門職同様の倫理学を必要とし、それに則った行動をしなければならない。ウォードは、その根拠を制度的実践という概念で説明したのである。もちろん、デジタル化による公共圏の汚染という問題意識と、それにどう対応するかに関するウォードの考察は、極めて興味深いし、意義深いものである。しかし、制度的実践という概念の提示は、ウォードのジャーナリズム倫理学で最も注目に値するものといえるのではないだろうか。

註

- (1) Ward, Stephen J. A. (2019) *Ethical Journalism in a Populist Age : The Democratically Engaged Journalist*, Lanham: Rowman & Littlefield.
- (2) Ward, Stephen, J. A. (2004) *The Invention of Journalism Ethics: The Path to Objectivity and Beyond*, Montreal & Kingston : McGill-Queen's University Press.
- (3) Ward, Stephen J. A., (2015a) *Radical Media Ethics: A Global Approach*, Chichester: Wiley Blackwell.
- (4) Christians, Clifford G., (2019) *Media Ethics and Global Justice in the Digital Age*, New York: Cambridge University Press. pp.126-131.
- (5) Ward, Stephen J. A., (2015a) op.cit., pp.9-10.
- (6) Ward, Stephen, J. A. (2015b) *The Invention of Journalism Ethics: The Path to Objectivity and Beyond, 2nd ed.* Montreal & Kingston : McGill-Queen's University Press. pp.24-25. 本論には最新の内容である第2版を使用した。
- (7) Ward, Stephen J. A. (2019) op.cit., p.4.
- (8) Ibid., p.17.
- (9) Ibid., pp.17-18.
- (10) Ibid., p.18.
- (11) Ibid., p.19.
- (12) Ibid., pp.22-23.
- (13) Ward, Stephen J. A. (2015a) op.cit., p.133.
- (14) Ibid., pp.133-134.
- (15) 新田孝彦 (2013) 「第Ⅲ部 専門職倫理序論」『専門職倫理の統合的把握と再構築 研究成果報告書』(平成21年度～24年度 科学研究費補助金 基盤研究(B) (一般) 研究課題番号21320001研究代表 新田孝彦) 12頁。
- (16) Ward, Stephen J. A. (2015a) op.cit., pp.134-135.
- (17) fourth estate は聖職者、貴族、市民に次ぐ第四の身分あるいは階級という意味で使われた、とされているため第4階級という訳にした。日本では、ジャーナリズムが立法、司法、行政に次ぐ「第4権力」あるいは「第4の府」という言い方をする場合もあるが、estate にそのような意味はないので、本論では使用しなかった。しかし、ウォードは、ジャーナリズムが制度的実践に至る過程の説明で、As the power of the press grew in the 19th and 20th centuries, the idea that journalism was an institution of democracy became accepted. という言い方をしているので、ジャーナリズムを日本でいう第4権力や第4の府のようにとらえていると考えていいだろう。
- (18) Ward, Stephen J. A. (2015a) op.cit., pp.136-137.
- (19) Ibid., pp.137-138.
- (20) ウォードのデモクラシー論に関しては Ward, Stephen J. A. (2019) op.cit., pp.106-118. 参照。
- (21) Ibid., p.120.
- (22) Ibid., p.121.
- (23) Ibid., pp.124-125.
- (24) Ibid., pp.125-126.

- (25) Ward, Stephen, J. A. (2015b) op.cit., p.281.
- (26) Ibid., p.284.
- (27) Ibid., pp.293-294.
- (28) Ibid., pp.298-299.
- (29) Ibid., pp.299-301.
- (30) Ibid., pp.301-303.
- (31) Ibid., pp.306-307.
- (32) Ibid., pp.310-311.
- (33) Ibid., pp.313-315.
- (34) Ibid., pp.315-316
- (35) Ibid., pp.315-318.

客観的探究のジャーナリズムが生む 科学的コミュニケーションに関する考察

—ウォルター・リップマンとジョン・デューイの公衆論争を手掛かりとして—

本多 祥大*

1. はじめに

スティーブン・J・A・ウォードは、西洋諸国の間で寛容や妥協、対話、客観性といったものが規範としての力を失い、デモクラシーの腐敗が進行していると批判するが、このことは他人事ではない。日本社会においても、専門職業人としてのジャーナリストが客観報道を行うことで合理的な公共圏を形成するという理想は、科学的な評価に基づかない政策の意思決定が行われるという形で崩壊してきた。2008年民主党政権下で行われた治水政策に関する方針転換や、2013年の子宮頸がんワクチンの接種推奨中止などである。こうした科学的な評価に基づかない政策の意思決定は、ほとんどの場合において帰結主義に陥る。例えば、前者の事例のひとつである熊本県川辺川ダムの建設中止は、2020年熊本県球磨川の氾濫に際して流域に住んでいた50名が犠牲となり、当時の意思決定が間違っていたとしてダムを建設する方向へ舵が切られた。同様に子宮頸がんワクチンの事例では、論争的になった副作用の存在自体が科学的に疑問視されていたにも関わらず、世論に合わせて推奨中止が決まり接種率が大幅に低下した。だがその後、副作用は科学的に存在しないという理由で2022年4月から接種の推奨が再開された。科学的には答えが出ていたにも関わらず約9年間足踏みをしたことから、2013年当時の推奨中止という意思決定は間違っていたとして批判されている。

公衆は時として科学的な情報・評価を無視した世論を生み、政策の意思決定者がその世論に従った結果、本来の目的（上記の例では河川氾濫の防止と子宮頸がんの撲滅）が達成されないという事例は、日本においても確認することができる。そしてこれらの事例は往々にして、改めて出来事を経験したあとに「やはり〇〇が必要であった」という声を生み、大きく方向転換してしまう。筆者は、政策の意思決定が科学的な情報・評価に基づいて行われていたのであれば被害を防げた、あるいは、科学的な情報・評価に基づかない世論を生んだ社会の構成員が愚かであったと言いたいわけではない。だが仮に、当時の世論を生んだコミュニケーションが科学的な情報・評価といった何かしらの客観的な基準を踏まえないものであったとしたら、それは非建設的だったと言わざるを得ない。筆者は、客観的な基準を踏まえないコミュニケーションによって生み出された世論が、ウォードの言うデモクラシーの腐敗に含まれると考える。したがって本稿では、デモクラシーの腐敗を防ぐために求められる規範的なコミュニケーションについて、(1) コミュニケーションの主体となる公衆に関する研究と (2) 科学コミュニケーションの研究を踏まえた上で、そこに (3) ウォルター・リップマンとジョン・デューイの公衆論争を組み合わせ考察しようと思う。

*ほんだ よしひろ 日本大学大学院新聞学研究科博士後期課程1年

2. 公衆の状況理論 (the situational theory of publics)

リップマンとデューイの公衆に関する古典的な議論を振り返る前に、ジェームズ・E・グルーニグによって提唱された公衆の状況理論に基づき、コミュニケーションが生み出す公衆について確認したい。

公衆の状況理論は、人々の認知とコミュニケーション行動に基づいて公衆を類型化した理論であり、その提唱者であるグルーニグは、ハーバート・ブルーマーとジョン・デューイの公衆 (public) の定義を次のように引用する。すなわち、「ブルーマーによると公衆とは (1) 争点に直面し、(2) どのように争点と向き合うかについて考えを分かち、(3) 争点に関する議論へ参与する人々の集団であるという。デューイもほとんど同じような方法で公衆を定義しており、彼によると公衆とは (1) 類似した問題に直面し、(2) 問題の存在を認識し、(3) その問題について何かしらの行動を組織する人々の集団であるという」(Grunig & Hunt, 1984 ,pp.143-144)。

これらを踏まえてグルーニグは、公衆の構成員がまず、問題あるいは争点を発見 (detect) することから始まり、その次に争点を議論して行動を組織することを指摘した。そして、人々が公衆を形成する契機として、諸帰結を発見し問題を認識すること (detect the consequences – recognize a problem) を挙げた。すなわち、「組織が組織の外側の人々に帰結をもたらすとき、その帰結が人々に影響する問題を生む。人々の中にはその帰結を発見し、問題を認識する者がおり、彼らが公衆の構成員となり得るのである。このようにして諸帰結は、公衆の形成が求められる状況を生み出すのである」(Grunig & Hunt, 1984, p.144)。

諸帰結によってもたらされる問題を人々が発見することにより、彼らが公衆を形成するというデューイの指摘の影響を受けたグルーニグは、人々の集団を「非公衆 (a nonpublic)」、「潜在的な公衆 (a latent public)」、「知覚している公衆 (an aware public)」、「能動的な公衆 (an active public)」へと分類し、公衆を定義した。第一の「非公衆」とは、組織がその集団に対して何の帰結も与えない、あるいは、その集団が組織に対して何の帰結も与えない場合を意味するという。第二の「潜在的な公衆」とは、集団の構成員が組織によって生み出された諸帰結に直面しているが問題を発見していない場合を意味しており、その集団が問題を発見したとしたら、彼らが第三の「知覚している公衆」になるという。そして、公衆が問題に関する議論や行動を組織するのであれば、彼らは第四の「能動的な公衆」にあてはまるという (Grunig & Hunt, 1984)。

以上の四つの集団は、諸帰結に関する議論や行動への程度能動的に参加するかによって区別されるが、公衆の状況理論ではこれが、能動的なコミュニケーション行動 (active communication behavior) と受動的なコミュニケーション行動 (passive communication behavior) という概念によって説明される。

能動的なコミュニケーション行動は情報探索 (information seeking) とも呼ばれ、能動的にコミュニケーションする公衆の構成員は、情報を求めかつ情報を得た際にはそれを理解しようとする。このようにして情報を求める構成員を持つ公衆は、コミュニケーションをしない構成員を持つ公衆や情報を処理するだけの公衆よりも、知覚している公衆や能動的な公衆へと変容しやすい。能動的にコミュニケーションする公衆は、受け取った情報を理解しようとするに加え、行動を計画するために情報を使おうとする。それゆえに、彼らが受け取るメッセージは、コミュニケーションしようとしないうる公衆に向けたメッセージや、情報を求めるのではなく処理するだけの公衆に向け

たメッセージよりも効果的になる。

次に受動的なコミュニケーション行動には、情報処理 (information processing) があてはまる。受動的にコミュニケーションする公衆の構成員は、情報を探そうとはしないが、ランダムに届いた情報を努力無しに処理しようとする。情報を理解するためにあまり努力しない公衆の構成員は、情報を求めるといよりも処理する。それゆえに彼らは、潜在的な公衆であり続けることが多く、その結果、処理されるだけの情報は、情報探索によって求められる情報よりもコミュニケーションの効果が低くなる。

以上のように公衆の状況理論では、コミュニケーションの能動性の違いによって公衆が分類されており、最も能動的にコミュニケーション行動を取るのが「能動的な公衆」であり、「知覚している公衆」、「潜在的な公衆」と続く。こうした公衆のコミュニケーションへの参加の程度によって分類する考え方は、科学コミュニケーションの研究にも共通する。そのため次章では、市民参加の程度に注目しながら科学コミュニケーションの研究を概観するが、その前に、公衆の状況理論において人々のコミュニケーション行動に影響を及ぼすとされる要素を確認しておきたい。

グルーニグは、先のコミュニケーション行動を従属変数として考えた場合に、独立変数としてそれに影響を及ぼす要素として (1) 問題の認識 (problem recognition)、(2) 制約の認識 (constraint recognition)、(3) 関与のレベル (level of involvement) を挙げる。

まず (1) 問題の認識は、人々がその問題について考える頻度によって測られるという。人々が特定の出来事について問題であると認識している場合、その問題への対処方法を計画するために情報を求め、かつ情報を処理する可能性が高まる。それゆえに問題の認識は、その問題について考える頻度によって測られ、問題の認識が高ければ高いほどコミュニケーション行動は能動的になり、コミュニケーションの効果が高まるという。

次に (2) 制約の認識とは、自身の行動を計画する自由を制限するような制約や障害の存在について、人々がどの程度認識しているかを意味する。仮に、人々が実現できる行動の選択肢がわずかしかないとしたら、彼らの意思決定を手助けする情報の価値はより小さくなる。したがって、制約の認識が高い場合、組織がもたらす帰結に関する情報を人々が求める可能性や人々が情報に注意を向ける可能性、ランダムに受信する帰結に関する情報を人々が処理する可能性は低下してしまうという。

そしてグルーニグによると、高い問題の認識と低い制約の認識が情報探索と情報処理の両方を促す一方で、最後の変数である (3) 関与のレベルは、人々のコミュニケーション行動が能動的であるのか、それとも受動的であるのかを区別する手助けとなるという。

人々の関与のレベルとは、彼ら自身と状況のつながりの強さを意味する。人々が状況に対する自身の関与を認識したのであれば、彼ら自身の行動が関与するゆえに、人々は行動の助けになるような情報を求めて能動的に情報を探索する。また、争点に対して強い関与を認識する公衆の構成員は、問題の認識も高くかつ制約の認識も低い傾向にあり、結果として最も能動的な公衆へ変容し得る。すなわち、帰結が問題であると認識すること無しに、組織がもたらす帰結の影響を受けることは考え難い。それゆえに、強い関与は通常、問題の認識を高めるのである。同様に、関与する人々は通常、問題についてコミュニケーションすることや行動を起こすことを思いとどまらせるような制約を取り除こうとする。それゆえに、関与を強く認識する人が持つ制約の認識は低いのである。

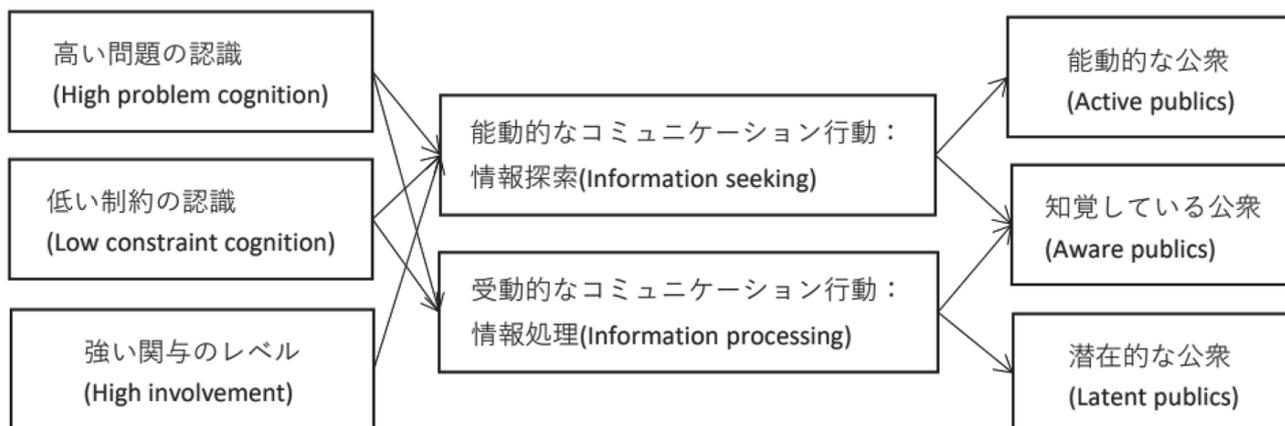


図1 公衆の状況理論 (Grunig & Hunt, 1984と Grunig, 2005を参考に筆者作成)

仮に公衆が争点を知覚できていたとしても、その構成員が争点への関与を認識していなかったのならば、彼らはランダムに情報を処理する集団にしかかなり得ない (Grunig & Hunt, 1984)。

以上が人々のコミュニケーション行動に影響を及ぼす要素の説明であるが、公衆の状況理論では(1) 問題の認識、(2) 制約の認識、(3) 関与のレベルという三つが独立変数、その影響を受ける(1) 情報探索と(2) 情報処理という二つのコミュニケーション行動が従属変数として設定され、「能動的な公衆」「知覚している公衆」「潜在的な公衆」へと至る過程が図1のように仮定される。また、それぞれの公衆については、「能動的な公衆」が自ら情報を探索して議論へ積極的に参加していくとされるのに対して、「知覚している公衆」と「潜在的な公衆」はランダムに受け取った情報を処理するにとどまり、議論へ積極的に参加していくことは稀であるとされる。

3. 科学コミュニケーションの理論

前章で概観した公衆の状況理論は、能動性の違いに注目して公衆を類型化した上で、どのような認識を喚起した場合にそれぞれの公衆が生まれるのかを説明した、ある種のコミュニケーション効果論のような理論であった。それに対して、本章で概観する科学コミュニケーションの理論は、科学の専門家と市民の関わり方の違いによってコミュニケーションの形を類型化したものである。そういった意味で、前者と後者の理論は目的が大きく異なっているが、類型化の指標としてコミュニケーションへの市民参加を用いている点に関して似ている部分が存在する。したがって本章では、市民参加の程度に留意しながら科学コミュニケーションの四つのモデルを概観していきたい。

まず、既存の科学コミュニケーションは、伝統的モデルと非伝統的モデルという二つのカテゴリーにグループ化される。伝統的モデルでは、科学が知識を正当化するという考え方の下で、科学的な知識を視聴者に伝達することがコミュニケーションの目的とされる。対して、より現代的な非伝統的モデルでは、科学の外側にある知識の価値に重きが置かれ、コミュニケーションでは特定の文脈と結びついた科学情報を提供することが目的とされる。

セッコラ (2013) によると、科学コミュニケーションの伝統的モデルに該当するのは、聴衆の知識ギャップを埋めることに集中する欠如モデルや公衆の科学リテラシーと科学への理解を高めることに集中するようなコミュニケーションモデルであるという。こうした伝統的な科学コミュニケー

ションについてバッチ（1996）は、科学者が能動的であるのに対して公衆は受動的であり、その位置関係を再整理するのがジャーナリストであると説明する。そして、伝統的モデルでは、科学に関する伝統的な価値観、すなわち科学の規範が重要視される。

科学の規範とは、①コミュニズム（communalism：科学的知識それ自体が全ての科学的なコミュニティによって共有される）、②普遍主義（universalism：科学的な主張の妥当性は普遍的な規準に基づくべきであり政治社会的な傾向に基づくべきではない）、③無関心性（disinterestedness：科学の仕事は科学的事業一般の利益を追い求めるべきであり個人の利得を追い求めるべきではない）、④オーガナイズされた懐疑主義（organized scepticism：科学的な主張は批判的に検証され試験されるまで受容されるべきではない）の四つで構成される規範であり、これらに則らない主張は、たとえ送り手が専門家であったとしても、科学的な主張としては認められないとする考え方である（Medvecky & Leach, 2017）。伝統的モデルでは、科学の規範の遵守を通じて科学的な知識が正当化される。それゆえに、科学の規範を実践できる科学者が能動的となる一方で、科学の規範に関与することができない市民は受動的になり、それに伴ってコミュニケーションは、単なる科学的な知識・情報の伝達という形になることが多い。

しかしながら近年、科学コミュニケーションの伝統的モデルでは現代社会における科学の複雑性に対応することができないと認識されるようになり、単なる科学的な知識・情報の伝達を脱却しようとする非伝統的モデルの重要性が指摘されるようになった。

非伝統的モデルが重きを置くのは、特定のコミュニティの現実感と科学を結びつけることや科学コミュニティの外にある知識の価値を認めることである。したがって、非伝統的モデルでは、人々に科学を教える、あるいは、知識ギャップを埋めるといったことはあまり注目されず、むしろ、ステークホルダー諸集団の間で信頼関係を醸成することが目的とされ、彼らを科学コミュニケーションに参加・従事させる方法に注目が集まった（Logan, 2001）。

以上のように科学コミュニケーションは、能動的にコミュニケーションする科学者に対して受動的になる公衆を想定した伝統的モデルと、能動的にコミュニケーションに参加する公衆を想定した非伝統的モデルに二分される。そして、これを踏まえたセッコら（2013）によって、科学コミュニケーションは市民参加の程度に合わせて四つの形式に類型化されている（図2）。

第一に「科学リテラシーモデル」とは、日常生活における意思決定の際に必要な情報を提供することを目的として、科学的な情報・知識を公衆に伝達するコミュニケーションである。これは、公衆の科学リテラシーの向上や公衆の科学に対する理解を高めることに焦点を当てる教育学的指向のコミュニケーションであり、このモデルでは、科学が確固たる明確なものとして扱われ、科学の規範に則った情報・知識が正当化される。そして、セッコらによると、ジャーナリスティックな視点で科学リテラシーモデルを見た場合、ジャーナリズムの伝統的な規範の要素を多分に含むという。伝統的規範とは、オーディエンスを知識が欠けている人とみなし、客観的な報道によって彼らに情報を提供するという部分だという。ここでいう「客観的」とは、科学の規範に則った情報・知識であり、それゆえに科学リテラシーモデルでは、科学者からジャーナリストに提供された情報・知識が発信されるトップダウンの直線的伝達構造が仮定されるという。そして、このときジャーナリストに求められる役割は、科学的な情報・知識を親しみやすいニュースストーリーへと翻訳することであるという（Secko et al., 2013）。しかしながら科学リテラシーモデルは、そのトップダウンの

伝統的モデル：情報の伝達	非伝統的モデル：公衆の従事
<p>A：科学リテラシー（Science Literacy）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○科学情報を翻訳しようとする ○オーディエンスの知識の欠如を埋めようとする ○専門家からオーディエンスへの直線的な伝達 	<p>C：素人専門家（Lay Expertise）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○科学の限界を認めようとする ○科学の外側の知識を評価する ○科学の双方向性を強調し公衆をエンカレッジ（encourage）しようとする
<p>B：文脈（Contextual）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定のオーディエンスと科学を結び付けようとする ○ロケーションによって科学の意味が異なることを認める ○専門家からオーディエンスへの直線的な伝達 	<p>D：公衆参加（Public Participation）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○科学を社会に根付いたものとしてみなそうとする ○科学的なプロセスをデモクラティックにすることを旨とする ○科学の双方向性を強調し公衆をエンカレッジ（encourage）しようとする

図2 科学コミュニケーションの四分類（Secko et al., 2013を参考に筆者作成）

構造ゆえに、文脈が欠如している、科学的な情報・知識と個人の関連性を結びつけることに失敗する、知識を持つとされる者（科学者）と知識を持たないとされる者（オーディエンス）の間に不均一な力関係が存在する、科学以外の知識（非科学）を無視しているといった部分で批判されている（Brossard & Lewenstein, 2010）。

第二の「文脈モデル」は、科学リテラシーモデルに似てトップダウンの情報伝達構造を持つが、科学的な情報・知識を特定のオーディエンスの文脈と結びつけて扱うため、オーディエンスに近づいたコミュニケーションであると言える。文脈的モデルは、科学が地域や社会により異なって理解される可能性を認め、文脈が人々の科学的な情報・知識の処理や反応に影響を及ぼすことを認める。また、セッコらによると、ジャーナリスティックな視点で文脈モデルを捉えた場合、ジャーナリズムがオーディエンスの情報ニーズと状況に注意を払い文脈モデルに資することができれば、特定のオーディエンスのメッセージ関与を喚起することができるという。このように、トップダウンの構造を持ちつつも公衆に歩み寄ることを志す文脈モデルであるが、その目的が公衆の科学的知識の向上と態度変容である限り、科学の規範に則った情報・知識を至上とする伝統的モデルを脱却することはできないと批判されている（Secko et al., 2013）。

以上が、科学コミュニケーションの伝統的モデルにあてはまる「科学リテラシーモデル」と「文脈モデル」に関する説明である。両モデルとも科学的な情報・知識の伝達とその受容を目的としているため、科学者を送り手かつ公衆を受け手とするトップダウンのコミュニケーション構造は変わ

らないが、文脈モデルにて、受容されるためには関与のレベルを高める必要が認識され始めたことがわかる。それに対して、科学コミュニケーションへの市民参加を積極的に認めるのが、以下の非伝統的モデルである。

第三の「素人専門家モデル」とは、現実のコミュニティの生活や歴史を基礎として形成された市民の知識や懸念、ローカル知 (local knowledge) を科学的な知識と同等に位置づけ、科学と社会の間にあるトップダウンの関係性を変えようとする科学コミュニケーションである。素人専門家モデルの下では、科学的な情報・知識の限界と不明確性が認められ、社会において争点を分析するためには、科学の外側にある知識も必要であることが指摘される (Secko et al., 2013)。素人専門家モデルの目的は、共有されるべき価値ある知識を諸個人が共有し、彼らの間に科学的なプロセスに参加できるという自信を育むことによって、ローカルコミュニティに力を与えることである。それゆえにこのモデルは、オーディエンスの参加と従事をエンカレッジする (Brossard & Lewenstein, 2010)。

そして、第四の「公衆参加モデル」とは、人々に科学を教えるあるいは知識ギャップを埋めるといったことには重きを置かず、信頼醸成のためにステークホルダー諸集団を科学コミュニケーションへ能動的に従事させることを目的としたモデルである。素人専門家モデルと同様に、公衆参加モデルにもトップダウンのコミュニケーション構造を破壊する思想があり、特に、政策に関する科学プロセスをデモクラシー化 (democratization) することが強調される。そして、ジャーナリスティックな観点で公衆参加モデルを見ると、このモデルでは、オーディエンスを多元的な討論に従事させることが目的とされるため、多様なステークホルダー諸集団の視点を取り入れることが重要となる (Secko et al., 2013)。

このように、科学コミュニケーションへの市民参加を積極的に勧める非伝統的モデルであるが、科学の規範に則らない経験的な知識にも価値を認めるがゆえに、公衆の科学理解を超えて政策の争点を扱うことになる、専門家と非専門家の知識のバランスを取ることが困難である、一度に少数特定のオーディエンスしか扱うことができない、経験的な知識を平均化することができないといった点で批判される (Brossard & Lewenstein, 2010)。しかしながら、科学コミュニケーションが関わる意思決定をよりデモクラティックにしようとするのであれば、念頭に置かなければならない理論である。

第二章で公衆の種類を概観した後、本章では市民参加の程度に注目しながら科学コミュニケーションの理論を概観してきたが、市民参加の程度が強くなるほど、コミュニケーションの中で公衆に期待される役割が増えていたことがわかるだろう。そして「公衆に何を期待するか」という議論は、リップマンとデューイが公衆について議論したテーマそのものである。したがって次章より、リップマンとデューイの公衆に関する議論の一部を振り返り、それぞれに適合する科学コミュニケーションの形を考察していきたい。

4. ウォルター・リップマンのエリート主義と科学コミュニケーション

小西 (2003) によると、リップマンは、マス・メディアには世論を啓蒙あるいは方向づける機能がないことを指摘しているという。すなわち、「マス・メディアは、絶えまなく動き回ってあちらこちらのエピソードを照らし出すサーチライトに過ぎない。読者・視聴者を獲得するために、彼ら

の偏見やステレオタイプを迎合するような安易で人目を引くような事実を追いかけざるを得ない。したがって、隠れている諸事実を明るみに出し、相互に関連づけることで人々の行動の基礎となる現実のイメージを作り出すという、真実の機能を果たすものではない」(小西, 2003, pp.83-84)。このようにリップマンは、マス・メディアに公衆を啓蒙し、世論を形成する役割を期待することはできないと考えた上で、それに代わる民主主義再生の手段として「専門家による情報の組織化」を提案した。

リップマンの言う情報の組織とは、材料を取捨し、分析し、調整する専門家の組織であり、組織化された情報が決定当事者に提供されることで、当事者には見えざる環境が報告される。その結果、決定における偏見、無知、主観主義の克服に資する機能が期待されるという。そしてこの機能は、決定内容を何ら顧慮することなく「客観的」に遂行されるべきであるとされている。

小西によると、リップマンが真の敵としてみなすのは、ステレオタイプ化された認識の限界に基づく経験の主観主義であり、情報の組織化によってそれが克服されない限り、他の改革は問題を先送りにすることにしかなり得ないという。そして、公衆は「専門家による分析や記録の明確な手続き」を通じて問題が提示されることによって、徐々に自らの主観主義を克服し、客観的な方法に関心を抱くようになる、とされるという(小西, 2003)。

以上のようにリップマンは、マス・メディアに、政治と公衆をつなぐデモクラティックな役割を期待せず、政治に関する諸問題を克服するためには、情報の組織化によって専門家と政策意思決定者をつながなければならないと考えたのである。

そして、リップマンにとっての民主主義政治の命題は「その政治が最低限の健康、適切な住居、必需物資、教育、自治、娯楽、美しさを生み出すかどうかということであって、このようなものすべてを犠牲にして、その政治がたまたま人々の頭に浮かんできた自己中心的意見に反応して揺れ動くかどうかということではない。このような規準をどこまで正確かつ客観的なものにできるかによって、比較的少数の人々の仕事にならざるを得ない政治的決定が、人々の利害・関心実際につながるようになる」(Lippman, 1922=1987b, p.313) というものである。これは、安易で人の目を引くような事実を追いかけるマス・メディアの影響を受けた人々は、専門家により科学的な規準が定められることで初めて、経験の主観主義を克服し、客観的に利害関心を持つことができるという指摘である。これこそが、リップマンが持ったデモクラシーに対する考え方であると言っても良いだろう。

こうしたリップマンの考え方に適合する科学コミュニケーションは、「科学リテラシーモデル」や「文脈モデル」といった伝統的モデルであると思われる。科学の規範に則って導かれた科学的な情報・知識を至上として、それをトップダウンの形で伝達することに終始するコミュニケーションは、情報の組織化を提案したリップマンの思想に近いと言える。そして伝統的モデルでは、公衆が能動的にコミュニケーションへ参加することは想定されておらず、第二章で概観したような「能動的な公衆」が期待されていない。したがって、リップマンにとっての公衆とは、受動的なコミュニケーション行動にとどまる「知覚している公衆」や「潜在的な公衆」であると言えよう。専門家が定めた客観的な規準に則った情報・知識をコミュニケーションし、市民はそれを情報処理して理解する。そして、情報を理解した人の中には一部、客観的に問題を把握して知覚している公衆に至る者はいるが、能動的な公衆としてコミュニケーションに参加することは期待できないとする。それ



図3 エリート主義的な科学コミュニケーションと公衆の関係

が、リップマンに擬えたエリート主義的な科学コミュニケーションと公衆の関係であると言える(図3)

しかしながら、こうしたエリート主義は、権力側が自身を正当化する一方向的なコミュニケーションに陥りやすいとして批判される。例えば、林(2002)は、今日の民主主義社会がリップマン的な政治の専門化に傾倒しており、その結果、政策の正当化を試みるような一方向的なコミュニケーションが行使されるようになり、公衆の生活と政治の乖離が進んでいるとして批判する。すなわち、現代の民主主義社会では「エリート専門家や官僚、テクノクラート(科学者・技術者出身の官僚)に権力が集中し、政治はごく一部の限られた人々の利権を擁護する道具となってしまっている。そのような「政治」のあり方においては、現代の生活世界のさまざまな局面に生じる問題を認識する視角が脱落し、政策は一般市民の生活から遠いところで決定されていく。一方「政治の専門家」たちは、政策の正当化と自己宣伝に執心し、メディアを通して一方通行のコミュニケーションを行使している」(林, 2002, p.167)のである。

このようにリップマン的なエリート主義は、現代の生活世界のさまざまな局面に生じる問題を認識する視角が欠落してしまうとして批判されるが、同様の批判をジョン・デューイも行っている。次章にて確認していきたい。

5. ジョン・デューイのデモクラシーと科学コミュニケーション

リップマンは、大衆迎合的であるとして、マス・メディアにデモクラティックな役割を期待しなかった。それに対してデューイは、社会生活を知的に方向づける役割をマス・メディアに求める。すなわち、マス・メディアが出来事をニュースとして追いかけて、その背後に潜む諸条件や諸力を把握できていないことは確かであるが、しかし、ニュースとしての出来事を根底に潜む諸条件の持続的な研究と記録に照らして扱う可能性は残っている。これを実現するには、事実へ接近するための社会科学と文学的表現としての芸術の統合によってマス・メディアが支えられることが必要であるという(Dewey, 1922)。

このようにデューイは、マス・メディアに公衆を啓蒙する役割を期待したわけだが、小西(2003)によるとその理由は、専門家による情報の組織化が陥る官僚主義の弊害を防止するためであり、リップマンを次のように批判するという。

民主主義は、公職者、行政官、産業指導者の教育よりもはるかに徹底的な教育を要請する。根本的な一般大衆の教育は極めて必要であると同時に、その達成が極めて困難であるから、民主主義の企てはたいへん挑戦的なものである。だがリップマンは、政治や政治的行動の重要性を強調しすぎて

おり、世論への事後的で間接的な教育だけでなく、直接的な啓蒙を伴わなければどうして政治的行動が情報の組織化によって効果的に方向づけられるのかという問題を回避してしまっている。このように、一般大衆の教育を避け、行政官や執行役員の啓蒙という仕事にそらすことは、その範囲と挑戦の持つ重要性を見失うことになる（小西，2003）。

そして、デューイが一般大衆の教育・公衆の啓蒙を重要視する根底には、政府不信や政治的無関心といった民主主義政治の問題を、政治領域の問題ではなく、それ以外の社会領域の問題、とりわけ、人々の行動様式にかかわる問題としてより深く捉えるべきだとする考えがあるという。リップマンは、民主政治が孕むポピュリズムの傾向とそれによってもたらされる弊害によって民主主義政治の問題が生じると考えたゆえに、公衆の役割を限定に捉え、公衆の関与そのものに否定的な態度を示した。しかしながら、デューイの考えでは、民主主義政治の問題それ自体が人々の愚かさ、不寛容、頑迷さ、教育の悪さといった事柄に基づいており、君主制、寡頭制、民主制の如何を問わずいずれの統治形態でも生じ得るといふ。それゆえ、制度や機構だけの問題ではなくて、人々の行動様式の問題として考える視点が必要であるという（Dewey, 1922）。

こうした考え方に基づいてデューイは、民主主義政治の問題の改善には、社会自体の更なる組織化、つまり、グレート・ソサイエティからグレート・コミュニティへの変容が必要であると指摘し、そうした変容は、コミュニケーションを通じた教育と共通善の創出によって達成されるとした（Dewey, 1927=2010）。

デューイは、グレート・ソサイエティの状況について次のように説明する。「機械時代は、間接的諸帰結の範囲を極度に拡大し、多元化し、深刻化し、さらには複雑化した。また、コミュニティを基礎とするよりむしろ非人格的關係を基礎にして、極めて巨大で総合的な活動組織を作り上げた。そのため、結果として成立した公衆は、自らを公衆として認識し、識別することができないでいる」（Dewey, 1927=2010, p.123-124）。そして同時に、「安価で多様な娯楽の出現が政治への関心を逸らし、流動性の加速化による社会的結びつきの希薄化が公衆としての認識を成り立たせなくさせ」ている（Dewey, 1927=2010, pp.135-136）。

つまり、グレート・ソサイエティとは、第二章で概観したような組織によってもたらされる諸帰結の影響の範囲が極度に拡大しているために、公衆がそれを知覚できない状態に陥っている社会を意味する。このような状況に対してデューイは、グレート・コミュニティへの変容の必要性を訴えたわけだが、グレート・コミュニティとは「協同的活動の帰結がますます拡大し複雑に波及していく中であって、この帰結が言葉の十全な意味において知られてしかるべき社会であり、その結果、組織化された明確な「公衆」が成立するにいたる社会」（Dewey, 1927=2010, p.176）であるとされる。したがって、グレート・コミュニティの形成には、人々が出来事の帰結を認識して理解できるようなコミュニケーションが求められるということになるが、それはどのようなコミュニケーションなのであろうか。

デューイは、人々が出来事の諸帰結を認識して理解する必要性を指摘するのと同様に、出来事によってもたらされる恩恵や危害の影響を十全に表すためには、「科学」が必要であるとした。すなわち、「絶えず定めるべき根本的な目標があるとすれば、それは、自然科学的条件を主題とする知識を、一般に理解されるような語彙に翻訳し、あるいは、恩恵や危害が人間に及ぶ帰結を表示するサインに翻訳することであろう。なぜなら、人間生活に立ち入ってくる帰結はすべて、自然科学的

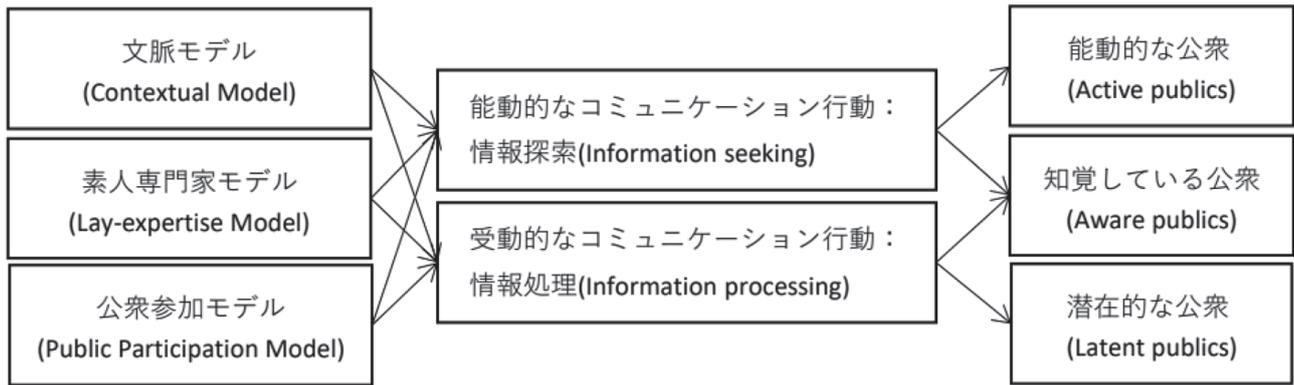


図4 デューイの思想に基づいた科学コミュニケーションと公衆の関係

条件に依存するからであり、こうした帰結を理解し克服できるのは、ただ自然科学的条件が考慮に入れられる場合だけだからである」(Dewey, 1927=2010, p.165)。

これはつまり、人々が出来事の諸帰結を認識・理解するためには科学をコミュニケーションする必要であり、かつ、それ無しには公衆は形成され得ないという指摘であり、デューイの思想を科学コミュニケーションに応用する手掛かりとなる。以下で考察したい。

まず、デューイは、「能動的な公衆」を認めつつ人々が能動的な公衆になるためには「知覚している公衆」を経る必要があることを指摘していた。そして、人々が知覚している公衆になるためには、諸帰結の影響を認識・理解して「潜在的な公衆」を脱する必要があるとしていた。よって、デューイの思想では、第二章で概観した三つの公衆が想定されていることがわかる。

その上で、民主主義社会におけるさまざまな問題の解決に向けて「公衆の参加」を認め、かつ、そうした問題が日常生活の中で起こるとして、日常の文脈に合わせた科学の教育が必要であると指摘した。この発想は「文脈モデル」にあてはまるだろう。また、デューイの言う一般大衆の教育が達成された際には、日常生活の中で起こる問題を市民が科学的に理解する状況が生まれる。したがって、市民が持っている知識に価値を認める「素人専門家モデル」も含まれるだろう(図4)。

6. スティーブン・J・A・ウォードの問題意識と「ありのままの事実ジャーナリズム」

前章で概観したデューイの思想とそれに基づいた科学コミュニケーションは、いわば民主クラシーの理想であり、実現されれば科学を踏まえた合理的な公共圏を形成することができるだろう。しかしながら、治水政策や公衆衛生政策において度々、科学的な検証を踏まえない意思決定が支持される点を鑑みると、スティーブン・J・A・ウォードが問題視するように、社会の成員が共通善を求めて熟議するという民主クラシーの理想は政治の主流ではなくなっており、寛容、妥協、対話、客観性等というようなものが民主クラシーの規範としての力を失いつつある、というのが日本の現状であろう。

そして奇しくも、ウォードがこうした状況に対して無力であるとした「ありのままの事実ジャーナリズム」の問題点と、日本において非科学的な意思決定が支持された状況には関連性を見出すことができる。

ウォード(2019)は、「ありのままの事実ジャーナリズム (Journalism of just the Facts)」つい

て次のように述べる。客観的なジャーナリストとは、受動的な経験に基づいて、事実の記録だけをする者のことであり、伝統的客観性は、ジャーナリストを完全な記録の道具に擬えていた。それゆえに、情報操作をしようとする相手に対して受け身過ぎ、人間がどのように知り、解釈し、価値づけをするかに関する理解をゆがめるものである (Ward, 2019)。これは、ありのままの事実ジャーナリズムが個人の経験の主観主義を誘発するという指摘であり、リップマンが避けるべきとした状況である。したがって、ウォードの問題意識につながるありのままの事実ジャーナリズムは、「専門家による分析や記録の明確な手続きを経ない、非専門家による主観的な解釈をありのままに伝えるジャーナリズム」とも言い換えることができる。

非専門家による主観的な解釈を認める科学コミュニケーションは、「公衆参加モデル」であった。第三章の内容を振り返ると、公衆参加モデルとは、科学的なプロセスをより相互作用的にすることで、科学的な争点をめぐる討論に公衆が参加することをエンカレッジし、トップダウンの直線的な構造を破壊しようとするモデルであった。そしてこのモデルは、成功すれば教育的かつデモクラティックな機能を伴って、創造的かつ実験的なコミュニケーションになり得るとされる (Tlili & Dawson, 2010)。しかしながら、科学的ではないオーディエンスの意見がありのままにコミュニケーションされた場合、科学的な客観性を破壊するコミュニケーションにしかならず、公衆参加モデルは失敗することになる。そして、それにジャーナリズムが加担するのであれば、ジャーナリズムは特定の意見を持つ活動家の武器にしかならず、ウォードが危惧する状況を生み出してしまいうだろう。

こうした科学的ではない集団の存在は、日本においてもダム建設の意思決定や子宮頸がんワクチンに関する政策で問題となった。そうした科学的ではないオーディエンスによって規範的な科学コミュニケーションが妨害されているとしたら、妨害を防ぐ方策を考えるべきである。そしてその鍵となるのが、ウォードの提唱したジャーナリズムによる「客観的探究」である。

7. 「客観的探究」が生む科学的なコミュニケーション

ウォード (2019) は、情報操作をしようとする相手の存在を乗り越え合理的な公共圏を形成するために、ジャーナリズムが実践すべき規範として「客観的探究」を提唱する。そして、それを正しく行うための基準として「経験的」「首尾一貫性」「合理的議論」の三つを挙げているが、そこに、客観的探究によって生み出される科学的なコミュニケーションの在り方が垣間見える。以下で確認していきたい。

第一の基準は「経験的 (Empirical)」である。常識的なものと科学的なものがあり、常識的なものに関する経験的基準とは、我々の日々の営みの中で偏向のない観察者により行われる、種々の観察に基づく価値観である。科学的なものに関する経験的基準とは、仮説的なものから徐々により正確なものになっていくもので、そのための科学的実験は、厳格で、制御され、数量化でき、反復可能な、数学的に正確である等の基準や方法を満足させたものでなければならない。第二の基準は「首尾一貫性 (Coherence)」である。これはある信念が、世間から信じられている他の信念と、どれほど首尾一貫しているかを評価するものである。既に確立した知識等と首尾一貫しているかを評価する、一貫性や無矛盾の原理というような論理的なルールに含まれるものと、科学的な理論の評価に含まれるものがある。第三の基準は「合理的議論 (Rational Debate)」である。これは他者

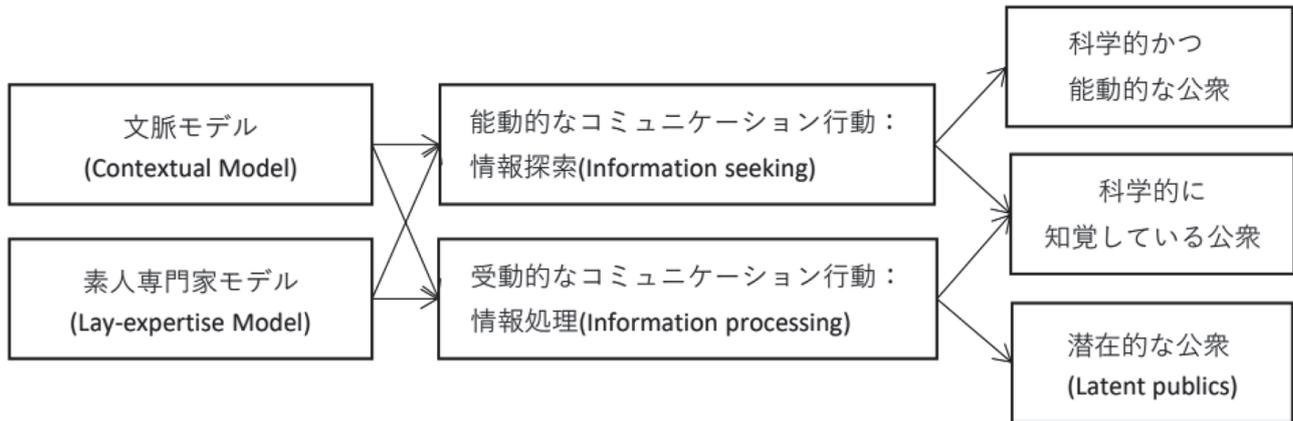


図5 客観的探究が貢献する科学的なコミュニケーションのイメージ

の主張を描写することと、自らの主張に他者の精査を受け入れることに、どれほど公正かを検証するものである。客観的信念への到達のためには、その議論におけるすべての合理的な意見が公正に尊重され、議論の過程がすべての成員に開かれたもので、権力的な序列等が熟議を歪めない、というようなことを重要とする (Ward, 2019)。

三つの基準から読み取れることは、「専門家による厳格な科学的手続きの尊重」と「非専門家による偏向のない日々の観察結果の尊重」である。そしてこれらに類似するのはそれぞれ、「文脈モデル」と「素人専門家モデル」である。

第三章の内容を振り返ると、文脈モデルは、欠如モデルに似たトップダウンの情報伝達を用いるコミュニケーションであり、科学的な情報をより具体的に扱うことで、段階的にオーディエンスの文脈と結びつけていくモデルであった。文脈と結びつけることによって必要なオーディエンスのメッセージ関与が喚起され、彼らは自身に関連するトピックに関する知識を素早く身につけることができる。その限りにおいては、科学と公衆の関係は協働的であるとされていた。

それに対して、素人専門家モデルは、ローカル知を科学的な知識と同格に位置づけ、科学と社会の関係性にあるトップダウンの概念を破壊し、特定の人々の知識や懸念を組み込むコミュニケーションモデルであった。そして、素人専門家モデルの下では、科学の限界と不明確性が認められ、現代社会が直面する争点を分析するためには、科学の外側の知識が必要であることが強調されるとされていた。

ここまでを踏まえて、客観的探究の三基準と科学コミュニケーションを組み合わせると、デモクラシーにおいて在るべき科学的なコミュニケーションの形が見えてくる。すなわち、「科学的なものに関する経験的基準に基づいた文脈モデル」と「常識的なものに関する経験的基準に基づいた素人専門家モデル」、これら双方の実践を通じて日常の中で科学的な知識を検証していく。それがウォードのいう「客観的探究」であり、ジャーナリズムが貢献すべき科学的なコミュニケーションであると言えよう。

8. 参考文献

Brossard, D., & Lewenstein, B. (2010) "A Critical Appraisal of Models of Public Understanding of Science:

- using practice to inform theory". In Lee Ann Kahlor & Patricia A. Stout (Eds), *Communicating Science: new agendas in communication*, New York: Routledge, pp.11-39.
- Clarke, P., & Kline, F.G. (1974) Media effects reconsidered: Some new strategies for communication research, *Communication Research*, Vol.1 (2), pp.224-240.
- Dewey, J. (1922) *Review of Walter Lippman's "Public Opinion"*.
- Dewey, J. (1927) *The Public and its Problems*, Henry Holt and Company. デューイ, J. (2010) 『公衆とその諸問題』 植木豊訳, ハーベスト社.
- Grunig, J.E. (2005) Situational Theory of Publics. In R.L. Heath (ed.), *Encyclopedia of PUBLIC RELATIONS Volume 2* (pp.778-780), Thousand Oak: SAGE Publications.
- Grunig, J.E., & Hunt, T. (1984) *Managing Public Relations*, New York: Holt, Rinehart and Winston.
- 林香里 (2002) 『マスメディアの周縁、ジャーナリズムの核心』 新曜社.
- 小西中和 (2003) 『ジョン・デューイの政治思想』 北樹出版.
- Lippmann, W. (1922) *PUBLIC OPINION*. リップマン, W. (1987a) 『世論 (上)』 掛川トミ子訳, 岩波書店.
- Lippmann, W. (1922) *PUBLIC OPINION*. リップマン, W. (1987b) 『世論 (下)』 掛川トミ子訳, 岩波書店.
- Logan, R.A. (2001) Science Mass Communication: its conceptual history, *Science Communication*, Vol.23 (2), pp.135-163.
- Medvecky, F., & Leach, J. (2017) The ethics of science communication, *Journal of Science Communication*, Vol.16 (4), pp.1-5.
- Secko, D.M., Amend, E., & Friday, T. (2013) Four Models of Science Journalism: A synthesis and practical assessment, *Journalism Practice*, Vol.7 (1), pp.62-80.
- Tlili, A., & Dawson, E. (2010) Mediating Science and Society in the EU and UK: from information-transmission to deliberative democracy?, *Minerva*, Vol.48 (4), pp.429-461.
- Ward, S.J.A. (2019) *Ethical Journalism in a Populist Age: The Democratically Engaged Journalist*, Lanham: Rowman & Littlefield.

研究討論会の記録

シンポジウム形式での研究討論会を、2023年8月31日に福山平成大学で開催した。前半部においては、塚本晴二郎による基調報告「スティーブン・J・A・ウォードのジャーナリズム倫理学」を受けたうえで、本多祥大と笹田佳宏による問題提起が報告された。これらの報告内容を論文にまとめたものが、本誌前掲の塚本論文・本多論文である。後半部では、登壇者と参加者を交えた闊達なディスカッションが行われた。以下は、その後半部における議論の様子を誌上に起こしたものである。

基調報告者 塚本晴二郎（日本大学法学部新聞学科教授）
問題提起者 本多 祥大（日本大学大学院博士後期課程）
 笹田 佳宏（日本大学法学部新聞学科教授）
司 会 石川 徳幸（日本大学法学部新聞学科准教授）

石川 本多さんのご報告内容を改めて振り返りますと、ウォードの「プラグマティックな客観性」に関しまして、リップマンやデューイの「公衆」の概念からアプローチしていただき、そこから見える「科学コミュニケーション」の重要性といった研究視角から問題提起をしていただいた報告内容になっております。これを踏まえまして、まずは塚本先生にリプライをいただきたいと思います。

塚本 形式的な話ですが、僕自身が「プラグマティックな客観性」と言ったり、「実用的客観性」と言ったりしてしまいましたので、ちょっと翻訳が混乱しています。共同研究ですので訳語を合わせておきたいのですが、デューイが「プラグマティズム」と言いながら、「実用的客観性」と言うのも変だと思えます。おそらく、ウォードを日本で最初に紹介した人は、栗山雅俊さんだと思います。栗山さんは「プラグマティックな客観性」と訳していますので、一応、「プラグマティックな客観性」で統一した方が良いと思っております。その上で、本多さんの内容に関してなのですが、論点になるかどうかはわかりませんので、私の発言は無視していただいて、他の方向へ流れていただいても構いません。今日のお話を聞いていて、僕自身がまとめたことも考え合わせてみて、いま頭に浮かんでいることは何かといいますと、「なぜ、わざわざ、ウォードは objectivity（客観性）を言わなければならなかったのだろうか」ということです。何を言っているかといいますと、私自身がクリフォード・クリスチャンズの影響が強いということもあるのですが、実はウォードとクリスチャンズは、よく読んでみますとかなり同じことを言っているにも関わらず、ウォードは「プラグマティックな客観性」を objectivity と言うことにこだわっており、objectivity の概念を伝統的な objectivity とプラグマティックな objectivity とに分けているいろいろやるのですが、クリスチャンズは同じようなことを言っているにもかかわらず、ほぼ全くと言っていいほど「客観性」という話は出てきません。それで、クリスチャンズは何を言っているのかといいますと、コミュニタリアニズムの立場から、受け

手、彼の場合は public（公衆）よりも citizen を使うことが多いのですが、「とにかく受け手がみんな議論できるようにトランスフォームする、コミュニティのために（トランスフォームを）するのだから、コミュニタリアニズムの立場から伝えるのは構わない」という言い方をしますので、主観報道とまでは言いませんが、別に「客観的であれ」とは一言も言っていないんですね。「コミュニタリアニズムの立場からやれば良いんだ」と言っている、と。拡大解釈すれば「コミュニタリアニズムに則っていれば、主観的で構わない」と言っているように僕は捉えております。ウォードは（クリスチャンズと）ほとんど同じで、結局、「議論を促進するべきである」と言っているはずですし、デューイの影響をかなり受けていると思います。要するに、（ウォードは）デモクラシーのためのジャーナリズムであれば良いというか、ジャーナリズムというものは、デモクラシーのためのものなんだということも言っているわけです。しかし、そのためにやることとして「プラグマティックな客観性」という言葉を使っている。ここで、「なぜ objectivity という言葉を使わなければならないのか」、「なぜ、そこにこだわるのだろうか」ということが、僕は今日本多さんの話を聞いていて疑問に感じたところです。objectivity というのは、主観的なものは一切入らない、「ある一定の立場を持たないようなもの」のことを言っているのだと思います。であれば、「デモクラシーのためのジャーナリズム」と言っていれば良いところを、わざわざ、「プラグマティック objectivity」と言わなければいけないというところに一体何があるのだろうか。というのは、そもそもの話に戻るのですが、本多さんの話を改めて聞いていて、自分でやってきたことも考えてみて、ウォードとクリスチャンズの違いは、どこにあるのだろうかと感じました。まず、本多さんの発表に関してはそのようなところです。

石川 ありがとうございます。この後、フロアの先生方からも活発なご意見をいただきたいと思います。今の塚本先生のご発言に対して、本多さんの方から何かありますでしょうか。

本多 推測でしかないですが、塚本先生のご発言を受けて、ウォードとクリスチャンズの違いについて、クリスチャンズが客観性という言葉を使わなかった理由は、コミュニティを重視するあまり、グレイトソサイエティにおいては、コミュニティの決定なり活動なりが、そのコミュニティにとどまらない他の場所にも影響するというのを、意図的なかわからないですけど、あえて考慮から外しているという気がしました。私は、ジョン・デューイとウォードの親和性を、グレイトソサイエティにおいては、組織的な活動の影響がその組織やコミュニティの中だけでとどまらなくなり、そのコミュニティの主観だけでは認識できないレベルまで影響が及ぶようになっているんだ、という現状認識から感じました。そういう意味で、コミュニティの主観を乗り越えるためにも、何かしらの客観的な基準が必要だと、ウォードは感じたのではないかと考えています。それでウォードは、客観性 objectivity という言葉を重要視したのではないかと、という風に思っています。

石川 ありがとうございます。私は司会なので、あまり個人の意見を挟まない方が良いかもしれませんが、質問も含めまして、ある種、研究者としてのバックボーン的なところもあるのかな、とそう感じています。たとえば、ウォードは現場出身ということがありますので、現場での伝統的な objectivity（客観性）といったものが、やはり根強い。そのような経験則から、客観性を見直しにこだわる議論を展開していると、推測ですが、感じました。そういっ

たところはあまり関係ないのでしょうか。

塚本 関係あるかもしれません。やはり、ウォードは、会社の名前は忘れましたが、カナダの通信社で実務経験を経ている、というのも一つあるかもしれません。

石川 すいません、司会から横入りしてしまいました。他の先生方はいかがでしょうか。

山田尚武（日本大学法学部新聞学研究所研究員） 先ほどの objectivity の関係でいうならば、ウォードのバックボーンに関しては僕はあまり詳しくありませんが、現場出身ということですので、プラグマティックな客観性のテストというか、綱領的なものを書く際に、問題意識としてフェイクニュースがあって、もう一つはそのフェイクニュースがどのように生産されたのかを考えますと、極端な愛国心とアメリカのジャーナリストがくっついて、偏向していきました。それがさらに、2016年以降のアメリカの分断や社会組織を作ってしまったという問題意識から、「やはり究極的には objectivity が重要だ」という再認識をした可能性があるかと、個人的に読んでいて、先ほどの本多さんの議論もみて、思いました。そのあたりのところはどうかなのでしょうか。

塚本 あの本に限っていうと、そのパトリオティズムはかなり出てきます。ただ、少し話を混乱させるかもしれませんが、「プラグマティックな objectivity（客観性）」と、今回、僕は、論文に書いていませんが、「グローバルな愛国心」というのは出てきますよね。これは何だろうかと思いますが、「愛国心は持っていて良いが、ただそれはグローバルなものでなければならない」、そうすると「グローバルな愛国心」の意味がよくわからないのですよね。

笹田 地球を愛するみたいなものですか。

塚本 そういう意味なんでしょうね。結局、公衆は全てを愛するんだらうということでしょう。

山田 多様なことを愛するみたいなものなのでしょうか。

塚本（ウォードは） global patriotism と言っているんですよ。

山田 ウォードの唾棄すべき愛国心とか愛国者グループというのは、民族主義的というか、国家主義的なものと、結合したような集団以外の愛国心みたいなものかなとも思います。

石川 nationalism と、patriotism の違いでしょうか。

山田 そうですね。

石川 上村先生、いかがでしょうか。たとえば、「プラグマティックな客観性」の議論に関して、どう捉えていくか。あるいは、デューイの公衆概念に関する事か、どちらかで少しご意見をいただければと思います。

上村崇（福山平成大学教授） ここでいう pragmatic objectivity は、プラグマティックな「客観性」であることに注意しなくてはなりません。この客観性はプラグマティズムの真理の捉え方に関わっています。プラグマティズムでは、私たちの認識を超えた真理が客観的に実在すると考えるのではなく、私たちの経験によって、真理は確かめられることになります。「試験」という言葉が出てきましたが、チェックできるものこそが、客観的であり、科学的であるというのがプラグマティズムの考え方です。プラグマティックな客観性とは、私たちが単に主観で物事を判断するのではなく、常に検証する、テストしていくことで「客観性を担保する」という意味での客観性です。プラグマティズムの真理観からすると、みんな再現できたり、チェックできたり、これが正しいと言えるものが科学である。この科学は、自然科学的な科学だけでなく、

その検証や再現ができるという意味で人文科学も社会科学も「科学」です。いわゆる私たちが自然科学と言っているものだけを科学と考えると、pragmatismを少し誤解や曲解してしまうのではないかという懸念があります。

『開かれた社会とその敵』で科学哲学者カール・ポパーが批判したのは科学的社会主義です。マルクス（主義）は自分たちの思想を空想的社会主義に対置して、「科学的」社会主義と表現しました。しかし、社会主義は確かめることのできないイデオロギーであり、科学ではないとポパーは主張したのです。ポパーはイデオロギーと科学に線引きをしたということもできるでしょう。英米の科学哲学は社会主義イデオロギーへのアンチテーゼとして発展した経緯もありますし、アメリカで発達してきたプラグマティズムは、真理を探求する社会の実験場としてのアメリカを捉えていました。この思想は、アメリカのパイオニア精神とも関わっています。ヨーロッパのピューリタンがアメリカ大陸に上陸して、新大陸で神の国を建国する運動が資本主義という社会体制を形成していったことは社会学者のマックス・ヴェーバーが指摘した通りです。実験で確かめていこう、テストして検証していこう、それがプラグマティズムにおける「科学」の理解です。科学の実践的活動は、アメリカの歴史や宗教的理念とも関わっているといえるでしょう。ですから、プラグマティックな objectivity とは、私たちが確かめることが担保されているという意味で「客観性」が理解されていると考えることができます。チェックするという意味で、マスメディアとか放送が果たす役割は大きいと言ったのが、デューイやウォードが述べていることではないでしょうか。

石川 ありがとうございます。いま、上村先生からご発言いただいた内容は、科学的にチェックできるテスト可能な、確かめていく科学的な実践といったものが、プラグマティックな客観性の方法であるということに繋がるかと思しますので、この流れで笹田先生のご報告内容に、入らせていただければと思います。振り返りますと、笹田先生にはウォードの制度的実践に関わる議論、具体的なジャーナリズムと4つの諸善、そしてプラグマティックな客観性の試験を取り上げていただき、それらのモデルを日本の放送業界に照らすとどのように議論を展開しようのかといったことを具体的に提起していただきました。笹田先生のご報告内容に関しまして、まず塚本先生にリプライをいただければと思います。

塚本 方向性として二つあるのかなと思います。一つは笹田先生の趣旨と同じで、今、上村先生の示唆にもありました。要するに、ウォードが提示している倫理綱領を、今日のご発表以外のものも含めて、彼（ウォード）は、やたらと具体的な倫理綱領のようなものを挙げたがるのですが、これは果たして検証可能という意味で、実行可能なものになっているのでしょうか。あるいは、この先（綱領を）実行していくうえで、検証が可能な倫理綱領ができるのだろうか。何が言いたいかといいますと、倫理綱領の類は、これまでも多く作られてきましたし、今回（笹田先生に）出していただいたように、放送法などもあります。しかし、結局はお題目がたくさん並べられていて、これをどうやって実現をするのか。実行や実現性の問題というのは常にありましたが、ウォードは、本多さんが以前訳してくれた倫理綱領ですが、あの倫理綱領を世界中の皆さんがやりなさいと言っています。その手の倫理綱領の実現が果たして可能なのだろうか。可能である場合に、結局は検証可能なものでなければならないという話なのだと思います。実際の問題はどうなのだろうかという考えが一つあります。本当は、現場の人たちが集

まって議論を行うのが一番良いのだらうと思います。

もう一つは、そもそもの話になってしまいますので、こちらに話がいかなくても良いのですが、放送法でいいますと電波の稀少性に関連した議論があります。ウォードは、グローバルに情報が発信できるような状況になったのだから、皆が守るような倫理綱領を作らなければならないといっています。しかし、最近はいぶマイナーになってしまいました。1980年代にイシエル・デ・ソラ・プールが「自由のためのテクノロジー」という論文を書いていました。この論文は、ケーブルテレビが台頭してきた頃に、彼（プール）が書いたのですが、今日ちょうど、笹田先生が最初におっしゃっていたことでピンと来ました。放送は、新聞のように誰しもが自由に使えるわけではないため、法的な規制が必要であるという論理で作られてきました。イシエル・デ・ソラ・プールは何と言ったかといいますが、皆が放送みたいなことができるようになるならば、放送も新聞と同じでいいではないか、と。要するに、リバタリアニズムに回帰するようなことを言っているんですね。これはウォードとは正反対で、皆がバラバラに好き勝手なことを言ってしまうと良いではないかという理屈になり、倫理綱領も作らなくても良い、党派性もあって良いという議論をプールはしています。このあたりの対比は、もう一度考えてみる必要はあると思います。この研究会で、党派性とは何かを考えてみようとなった時に、皆が情報発信をできるのだから、倫理も何もいらないかという考え方をもう一度踏まえる必要があるのではないかと思います。これが二つ目です。両方とも、雲をつかむような話ですので、修正をいただければと思います。

石川 ありがとうございます。それでは、この後、フロアの先生方も交えて活発にご議論いただきたいと思います。まずは塚本先生のリプライを受けまして、笹田先生いかがでしょうか。

笹田 はい。まずは、今の最後のあたりの議論ですと、まさに現実的にそういう状況が生まれております。2018年に安倍政権が水面下で検討していたことは、放送法も、電波法もなくして放送そのものを無くしてしまい、NHK だけを残して、放送は全てネットに移行すればよいという話が出てきました。NHK だけは電波として残しますが、放送は全部無くしてしまえば良いという話が、現実的に、政策的にも起きております。多少報じられまじたりもしましたが、それ（放送そのものを無くすこと）が実現したわけではありませんでしたが、そのようは発想は出てきております。放送法的な規制が必要なのかどうか。NHK だけを残すということは、規制をすべきメディアは必要なんだという考え方につながっているのだと思います。そうすると、やはりウォードや塚本先生が言っている倫理綱領に、実現性があるのか、検証可能なのかという問題になります。先ほど紹介した諸善（編集註：ウォードが提唱したジャーナリズムに関する4つの諸善「個人的諸善」「社会的諸善」「政治的諸善」「正義の諸善」のこと。質疑に先立つ問題提起の中で言及された。原典は、Ward, Stephen J. A. (2019) *Ethical Journalism in a Populist Age : The Democratically Engaged Journalist*, Lanham: Rowman & Littlefield.) といいますが、検証できるものとできないもの、検証しやすいものとしにくいものがあると思います。物事の解釈の論理的な一貫性があるのか、記事と既存の知識が一致するのかわかりませんが、これは検証ができるものです。ただし、多様性や権力のない声などは確保されているのかについては、5つ確認できれば多様性があるのか、10個であればそうなのかという議論になってくるのだと思います。全てが検証できるとは思いませんが、ウォードの提示している客観性の試験と

というのは、ある程度、メディアとして頭の中に入れておく必要はあると思います。そういう意味でいいますと、各社の倫理綱領とこのウォードの提示していることを比較してみて、どのような目新しさがあるのか、ないのか、新しい視点については、改めて考えても良いのではないかと思います。放送というものの自体が、法律で規制されるべきかどうか。ネットが出てきて、ネットの世界は何でもありになっていて、その中でも放送の番組がたくさん流れている。そうすると、放送局が電波では流せない内容のものをネットで展開するというのも出てくるのではないかと思います。

石川 ありがとうございます。塚本先生と笹田先生の今のやり取りを見ていきますと、2つの方向性が見えてきております。一つは、このシンポジウムのテーマであるウォードの提起する「プラグマティックな客観性」のモデル、倫理綱領的なものが検証可能なのか、実践可能なものなのかどうかというものです。もう一つは、今回のケーススタディとして挙げていただいた放送を考えていく中で、規制の在り方といったところでしょうか。現状の問題で照らしていきますと、いわゆる思想の自由市場が機能していないのではないかとということが見えてくると思います。ソラ・プールの「自由のためのテクノロジー」はケーブルテレビが背景として議論となっておりましたが、インターネット時代となったことで、ソラ・プールの考え方を照らした時に、やはり、(思想の自由市場のようなものが) 機能してないようなところが見えてきていると思います。これらの2つの論点を踏まえまして、先生方からご意見いただければと思います。

山田 ウォードの倫理綱領が検証可能かどうかに関しましては、僕はどうしてもそのデータ化できるかどうかを考えてしまいます。おそらく、やれないことはないと思いますが、難しいと思います。たとえば、放送や新聞がそうした綱領を遵守しているのかの評価方法というのは、おそらく2、3通りほどあります。

一つは、内容を精査すること、もう一つは受け手に対するインパクトがどの程度あるのかです。(受け手に対するインパクトに関しては) 受け手がどのように(党派的な内容)を認識しているのか、認知しているならば、受け手は特定の問題や課題をどのような態度に基づいて捉えて、行動に移しているのか、放送内容をどの程度利用し、満足しているのかなどです。第三者委員会を設置する行政的な方法もあると思います。その点では、(倫理綱領の検証を) やれないことはないのだと思います。

ソラ・プールの議論に関しましては、笹田先生が冒頭におっしゃっていたような放送法と電波法が、周波数の稀少性と社会的影響力を考慮した際に、放送法によってある程度の制限が必要であるという話がありました。社会的影響力は、2つの見方があります。たとえば、放送で言うならば、議題設定が弱くなっているのか、あるいはなくなっているのかというものです。もう一つは、放送に議題設定の能力はありますが、今後、検証することができなくなるのではないかと、という考え方があります。一方は、テレビの社会的なインパクトが弱くなっており、今後はインターネットが主流であるとする議論です。二つ目は、議題設定の能力は確認できませんが、今後、数量的な実証研究の中で、測定することが難しくなるのではないかとする議論です。(この考え方は、議題設定が) 存在するのだけれども、今後(実証研究の中では) 徐々に確認できなくなるというものです。このようなインパクトの問題が、放送メディアを取り巻くメディア状況にあるのではないかとということです。

もう一つは、周波数の稀少性の問題で言うならば、先ほど笹田先生がおっしゃっていたように安倍政権下でその稀少性をなくそうとする話がありました。たとえば、(認可を得れば)誰もが送り手になれるように電波を使えるようにする、開放することは果たして起こり得るのかという僕は微妙であると思います。インターネットでは、誰でも自由に送り手になり得る機会が増えましたし、放送ではなくて視覚的なメディアが利用される可能性を考えれば、YouTubeなどの動画投稿サイトが一定のニーズを満たせています。誰しものがやろうと思えば、インターネット上で送り手になることはできますので、ソラ・プールのなりバタリアニズムの発想は、実はすでに起きていることだと思います。ただし、それが放送にどのような影響を与えるかどうかはわかりません。

石川 ありがとうございます。続いて他の方はいかがでしょうか。

王令薇(立命館大学授業担当講師) 門外漢で申し訳ないのですが、本日の話の中で「プラグマティックな客観性」という話が、実際のメディアの実践にどのように当てはまるのか、が論点の一つになると思います。笹田先生のお話の中で、ジャーナリストはどのようにプラグマティックな客観性の実践をすべきなのか、ジャーナリストがどういう風に事実を検証するのかなど、検証して出てきた結果をどのように伝えるのかを、中心的なテーマとして報告されたのだと思います。

先ほどの理論的な部分もお聞きして、ジャーナリストは検証するだけの立場ではなくて、むしろある意味で教育者としての立場に立つこともあると思います。本日の議論の中に出てきた検証や基準を問い続けることの重要性を、教育者として伝えることが、ワードの言いたいところなのではないかと思っております。

私自身、教育学研究科に所属しております。教育学のゼミの中でも院生の発表を聞いておりました。発表の中では科学と技術、STS (Science Technology Society) に関する教育が、アメリカやイギリスを中心に、そのように行われているのかを聞く機会がありました。その中で、知識社会学の観点から、科学や知識そのものは実体的なものではなく、これからの社会でも、科学の授業では、すでに検証されており、正しいと思われる内容を教えるという授業ではなくて、むしろ問い続ける姿勢を学生に教えるべきであるという考えに基づいて学校現場において授業が実践されています。今回の議論の中心はジャーナリストですが、学校の先生の立場に似ているのではないかと思います。感想ですが、発言させていただきました。

石川 ありがとうございます。今のご発言は最初の本多さんのご発表内容にも関わってくると思いますけれども、リップマンとデューイが論争したように、いわゆる啓蒙的な役割を果たせるかどうか、といったところが、フェイクニュースとか現代の問題が起こっている中で、正しい、公正なニュースといったものをどのように実践していくのか、といったところにつながってゆくと感じました。何か本多さんございますか。

本多 はい。私が研究を進めていく上で感じていたことと凄く似ていると思いました。ジャーナリストだけが検証するとかではなくて、やっぱり、ジャーナリストも検証の主体になり得るし、一般の人々、社会のあらゆる成員も検証の主体になり得るし、もちろん、科学の専門かも検証の主体になり得るし、皆で、全員で、あらゆる成員で検証をしていきましょう、そのためのコミュニケーションを生み出しましょう、そしてそのために、マスメディアなり何かしらのメ

ディアが必要なんだ、というように解釈できると考えていました。なので、検証の主体という点について、ジャーナリストだけが検証の主体であると捉えるよりも、市民、もちろんその中には検証の主体になれるように教育された人々もいて、そういう人々なりジャーナリストなり、専門家なり政策の意思決定者なりをつないでいくことが大切なのであり、それがジョン・デューイのいうデモクラシー、倫理的に捉えたデモクラシーであるという風を感じております。

石川 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

岩井 はい。今皆さんのお話を聞いて、僕は前回からこの研究会に参加しているんですけども、それぞれリップマンにしる、その時代背景の違いとか、例えばなんですけど、本多さんが公衆って使っているじゃないですか。確かにリップマンは公衆なんですけど、僕は行政学を専門にしている、言ってみれば、1929年をタームとして、政治学でずっと言われていることなんですけども、立法国家から行政国家に移るわけですよ。世界大恐慌。それでそれ以前は、いわば自由放任主義が基本なわけですよ。それでいうところの公衆は、いわば教養・財産がある人ということですよ。それでその後、行政国家に移っていったところで、大衆民主主義という言葉が出てくるわけです。もう一つ言うと、行政国家が出てくる大きな要因として行政学で言われているのが、さきほどの大恐慌と、2つの世界大戦ですよ。第一次世界大戦のときに、僕の専門でいう広報、パブリック・リレーションズでいうと、一番最初は1904年に、アイビー・リーが世界で始めてPR会社をつくった。これがPRの父と呼ばれるようになった所以なんですけど、それが1904年。そこに出てくるのが、まずは、真実を公開するという理念が確立されていき、リーはここで双方向性という言葉を使った。実は、さきほど挙げた第一次世界大戦のときに、リーやエドワード・バーネイズらが関わってジョージ・クリール広報委員会がアメリカにつくられるんですけども、これが大きな一つの出来事で、実はバーネイズとリップマンって確か仲が良かったはずなんです。しかもバーネイズは、大学で初めてPRの講義を持って、その後、世論研究などが発達していった、彼の論文だったか『同意の工学』というものもあって、彼はそれこそニュースというものを、客観から変えていくんです。彼の言葉だったか「作られる」というようなことを言っていくという時代背景の違いがある。行政学で何故その話をしたかという、いわゆる行政技法がここで大きく変わっていくとされているんです。要は、世界大戦の時には、今まで経験をしたことがない国民全体を動かしていくという技法、それをずっと持ち続けて、それでさらに大恐慌というところで行政国家に変わっていくわけなんですけど、行政理論でいうと、それまではある意味、政治行政分断論という言い方をします。要は、組織のクローズド・システムなんです、行政が。ところがその後、政治行政融合論、要は聞かなきゃいけないという話になった。すなわち、今の行政もそうですけど、オープン・システム・モデル、大衆とかそうした意見を聞かなきゃいけないということになる。しかしながら、第二次世界大戦という状況になると、簡単な言い方をすると、人々の意見を聞いていたら負けてしまうということで、ここでまた情報を発信するのみとなって、政府が影響を与えていくようになった。その後、言ってみれば、戦時広報委員会という戦争が終わった後には解散する委員会で、プロフェッショナル達が養成されていって、そういう人たちが民間・政府にいく。要はある意味、騙しの技術が蔓延していく、というような社会背景があり、

それじゃあそんな中で、リップマンなんかで出てきているように、現代にきた時のメディアの役割とか、そういうものが変わってきている部分があるのではないか、という感想を持った。

それでいて、これは笹田先生の方になるんですけども、敗戦後、電波三法が定められて電波監理委員会があったはずですよ。これが日本の場合、無くなっていますよね。それで、お話にもあったように、現在は総務省が持っているわけですよ。いつも思うんですけど、果たしてそれが良いのかというところなんですけど、例えば、ジャーナリストだとかそういうところを誰が、要は放送にしてもそうですけど、こういったことをやってないだとか中立なのかといったときに、チェックをする人、言わば監視は誰がするのか。基本スタンスがあったとしても、それは果たして、政府が持っているべきなのか。やはり総務省ですから、政治家から言われるんだと思うんです。であるならば、第三者が持つか、そうした方向性が良いのではないか、という感想を持ちました。私からは以上です。

石川 ありがとうございます。笹田先生いかがでしょうか。

笹田 今のご指摘の通り、日本では電波三法が1950年に制定されて、FCC（アメリカ連邦通信委員会）に倣って、独立行政委員会が作られたわけですが、その作られた経緯は、GHQが最後の最後までごり押しをして、吉田内閣は最後まで反対した。その結果、2年2か月で電波管理委員会は廃止されるわけなんですけども、現状で言えばいわゆる先進国と言われる国は、政府から一定の独立性を担保した機関が放送・通信を管轄している。アメリカはFCCですし、イギリスはOfcomですし、韓国だって通信委員会を作ってやっています。電波監理委員会は廃止となったので、電波監理委員会が良かったのか悪かったのかは検証できませんが、日本独特の官と民の関係、官に管理をしてもらうというのを受け入れやすいという日本の土壤の中でいうと、当然ながら独立行政委員会を復活させるべきだという議論はありますが、良いのか悪いのかはわかりません。監視すべきだという考えはあるのだけれど、例えばFCCでいうと、放送局がちょっとした問題を起こしたときは、ものすごい金額の罰金を課すことができる。基本的に言うと、そういうことで良いのかという問題も抱え得る。要は、独立行政委員会でない政府なので、電波の停波など伝家の宝刀は抜かれない。結果として抜かれない、みたいなことがあるということが、日本の中で独立行政委員会を作るべきだという声はあるんだけど、じゃあ本当に作ってできるのかという議論になる。アメリカのFCCでいうと、大統領が変わるとFCCの職員がすべて変わるんですよ。日本の場合は、電波監理委員会を作ったときもそうなんですけど、いわゆる通信省の役人が横滑りで来ると。それで、政権交代が無いと。そういう風になっていくと、独立行政委員会は本当に独立しているのか、権限を行使できるのかみたいな、日本独特の政治風土の中でいうと、独立行政委員会で行こうね、というのが最後まで意見としてまとまらない、というところが現実的にある。そこがすごく難しいところだと思う。もう一つ、監視者、さらには教育者という話もありましたけれど、皆さんもご存じだと思うBPO（放送倫理・番組向上機構）という組織は、世界にない日本だけの特別な組織であって、第三者機関として一応チェック機能を果たしていますし、その報告書は丁寧に読むと、こうしちゃいけないあしちゃいけないではなくて、どちらかというところ、放送局はこういうところに気をつけなきゃいけないよね、というような形のものになっています。現実的には放送局の側からいうと、総務省もBPOも同じに見えているという実態があるんですけども、そういう

日本独特の風土が放送にはある。というのが、先進国水準でもないし、かといって権威主義国的でもないといった、日本独特の政治風土が影響している。そういうところでいうと、それが良かったのか悪かったのかなかなか評価しづらい、というのが感想です。

岩井 それにもう一つ関わるのが、災害の時に、例えば行政が放送局を持つというのを、日本はあまり好まないですよね。

笹田 現実的に言えば、行政がかかわる放送局として、臨時災害放送局、コミュニティFMがかなりあります。行政がお金を出して放送をしていて、通常は議会の中継をしたりする。災害があった時には放送局が自分で情報を取れるわけではないので、行政情報をそのまま流す。

岩井 災害やなんかの時には、行政機関が持っても良いんじゃないか、という意見も聞くんですよ。やはりそれこそですけど、発災時後ですよ。そうなってくると、民放はつらいですよ。そうすると、NHK（日本放送協会）の役割になってきますよね。地域密着ということであれば、だけど住民からしてみると、市町村レベルの地域差への、それをコミュニティFMとかに頼ることは確かにあると思うんですけども、だから日本の場合というのは、周波数を広げたんですよ。それでいつも、災害の後にコミュニティFMというのは設立が多くあるんですよ。

笹田 臨時災害放送局は、普通のコミュニティとは違ってすぐに立ち上げられるので、東日本大震災の時には30近くが立ち上がって、放送を行いました。素人が放送を行うケースも多く、情報的にいうと行政情報をそのまま流しつつ、被災者に対するケアをどうすべきかということをお悩みつつ放送をおこなっているようです。

岩井 日本独特の政治と放送の関係というか、そういうのもあるんじゃないかと思います。結局、平時になってくると無くなっていく。民間でやっていたところも財政難になるっていうのが、お決まりのパターンですよ。そのときに、放送というものと、住民と東京都といったものをどう考えるのか。行政が持っても良いんじゃないかという声は聞くんですよ。でも、それはおそらく日本では反対されるよ、と。権力機構が持つというのは反対されると、という意味です。その辺りを今後どうするのか、というのを疑問に思っています。

笹田 自然災害に限って言えばあり得ない話ではない。出す情報が安否情報とかどんな物資が入っているのかとか、そういう誰が報じても客観的になる情報、被害など客観的にならない情報もありますけれども、客観的に流せる情報を出すのであれば、効率的にやるという考えでいうと、あり、なんでしょ。ただ、災害の発生の規模によって期間をどうするのか、という問題にもなってくる。災害の規模によっては三ヶ月かもしれないし、東日本大震災のようなのだと一年になるかもしれないし、でもそうなったときに今度は逆に、復興という言葉が入ってくると一年では終わらないとか、いろんな問題があるんだと思います。絶対に無しとは言わない。けれども、さきほども述べた自然災害に限って、と思っています。

石川 ありがとうございます。

塚本 話が明後日の方向に飛んでしまうかもしれませんが、ウォードの話に戻すと、そういった倫理綱領をどう義務づけていくかという話なのかなと思います。結局彼は、全部教育に持っていく、それも中等教育レベルできちんこの手の倫理綱領を理解させないといけないと。それから、ウォードはもう完全に言うんだけれども、ジャーナリズム倫理などという専門科目は大学

なら無くせと、それを特別なものにするなど、皆が学ばなければいけないことなのだから、そのような専門学部の専門科目にするな、ということを使うんだけど。ということは、高校か何かに科目を作れということなのか、と読めるのだけれども、そこまでは具体的に言っていない。教育でどうこうなるものなのか、という話にもなるけども。要するに、ウォードが言いたいことは、専門職のジャーナリストだけがわかれば良いという問題ではないんだ、ということなのだと思います。誰もが発信者になれてしまうから。

石川 先ほど本多さんが言及された、検証の主体になり得るのはジャーナリストだけではなくて、コミュニティに参画しているすべてが主体になり得るといったところにもつながっていきそうですけれども、そういったコミュニティを実践、実現していくためにも、塚本先生がウォードの言葉を引用してくださったように、ジャーナリズムの倫理として現在議論されているようなことは、一般に落とし込み、広く浸透させていくべきなんだという、教育レベルの話が必要になってくるというようなところ。そういったところが、まさにデューイ的なところにつながってくるのだと思います。

岩井 それって受け手側の成長ということですね。

塚本 要するに、さっき言及したイシエル・デ・ソラ・プールとウォードの言っていることは正反対なんだけども同じ認識なんだよね。皆できてしまうんだから、送り手と受け手を分けようということ自体が、ある意味難しいのだろうと。ということは、全員ジャーナリズムを理解しなければいけないんだ、という話になる。ただ、それを絵空事と言ってしまうとそれで終わってしまうことにもなる。

山田 そうすると付随的な問題として、どういう人がジャーナリストになり得るのか、という話にも広がりそうですね。

塚本 だからウォードは結局は皆、つまり、専門職としての教育だけではないんだという話につながっています。

山田 一般教養みたいな形で身につけさせるということですね。

塚本 例として、DIY ジャーナリズム論というものを持って来るんだけど、一時期そういう議論が起きたと言及している。皆ができるのだから、日曜大工みたいに行えば良いんじゃないか、ということに対してウォードが批判するのは、日曜大工ということは基本的なことも知らずに行ってしまうと良いのか。そういうわけにはいかないだろうと。皆がジャーナリストにならなければいけないんだ、だから教育で浸透させるんだという理屈です。すると、日本の場合は高校の情報科目にジャーナリズムを入れろということなのかと。

笹田 その教育みたいなものが上手くいかなくなると、今回の侮辱罪の刑罰引き上げみたいに、教育がなされないと現実に合わせるために法律が厳しくなっていくという、そういう悪い面も出てきてしまうということですね。僕らがSNSで発信すると、こんなことは言うてはいけないし、これは皆が見る、どこで見られているかわからないという意識をしっかりと持っているわけですが、子供の時から見たり使ったりしている人々からすると、当たり前の道具だけど、実は友達だけでなく世界中から見るができるという感覚が気薄というところがある。ジャーナリズム教育というより、「あなたは皆に見られています」という意識づけ、あなたが言っていることあなたがやっていることというのは、例えば東京駅のと真ん中でやることと一

緒、こんなに人がいる前で言っていることと同じことですよ、というようなことを教育のレベルから、入っていく意識づけが重要です。さらに言うと、一部がジャーナリズムの倫理と考え方が似てくるということなんですよ。プロフェッショナルじゃないということと、プロフェッショナルであるということとをどこでどうやって区切っていくのか、というのもあると思います。

石川 様々な議論が出てまいりましたが、お時間となってしまいました。科研費のテーマである党派性に照らして考えますと、政治的な意見を述べるべきではないという意味ではなくて、ポストトゥルースやフェイクニュースなどのいわゆる公共圏を汚染されているような党派性を帯びた言説に対して、誰もが情報発信する現代において何を考えるべきかということ、ワードの議論から展開できるのではないかと。本日の議論を受けまして、よりその認識を強化できたように思います。

ここらで本日の議論を終えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

2023年版「日本のジャーナリスト調査」報告書

— Worlds of Journalism Study 第3回世界ジャーナリズム調査へ向けて—

中 正 樹*

報告の概要

本報告は、日本大学法学部新聞学研究所（以下、新聞学研究所）の「デジタル化社会の進展における現代日本のジャーナリズムの変容に関する研究」プロジェクト⁽¹⁾による、日本のジャーナリストの問題意識を広く把握することを目的として2023年10月末から12月末にかけて実施した調査（以下、2023年調査）に関する報告である。

現在、各設問に対する単純集計を終えた状態であり、今回はそれらの結果を中心に報告する。各項目のクロス集計や過去の調査との比較については、後日の報告を検討している。

なお、本報告の構成は以下の通りである。

- 1 調査の目的
 - 2 調査の背景
 - 3 調査の方法
 - 4 調査の結果
 - 5 反省と課題
- 付録：調査票⁽²⁾

1 調査の目的

現在、ジャーナリズムは世界規模で前例のない状況に直面している。新型コロナウイルスの感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻、さらにはフェイクニュースの蔓延や AI の発達は、多様化した情報社会におけるジャーナリズムの存在意義を問い続けている。

そして不安定な世界の影響を受けて流動的な状態にあるジャーナリズムの制度は、急速に変化するメディア環境にあって重大な分岐点に差し掛かっている。このような状況下において、ジャーナリストはどのような意識をもってその役割を担っている／担っていくのだろうか。

以上のような問題意識のもと、新聞学研究所は2019年に「デジタル化社会の進展における現代日本のジャーナリズムの変容に関する研究」プロジェクトを立ち上げ、メディア環境の発達にともなうジャーナリズムの社会的機能・役割、そしてジャーナリストの意識の変化を明らかにすることを目的として研究を進めてきた⁽³⁾。そして今回、日本のジャーナリストの問題意識を広く把握することを目的として、調査票調査を実施するに至った次第である。

また本調査は、上記の問題意識に基づいた日本のジャーナリストに対する意識調査であると同時に

*なか まさき 日本大学法学部新聞学科 教授

に、ジャーナリスト意識の国際比較を目的とした Worlds of Journalism Study（以下、WJS）プロジェクトによる第3回世界ジャーナリスト調査を兼ねている。

WJS プロジェクトは2010年に発足した世界規模のプロジェクトであり、現時点で120カ国以上のジャーナリズム研究者やジャーナリストの協力を得て進行中の共同研究である⁽⁴⁾。同プロジェクトはこれまで、発足前の有志による2007年、および発足後の2013年の2回、ジャーナリストを対象とした国際比較調査を実施してきた。そして今回、新型コロナウイルスの感染拡大による延期を経て第3回の調査が実施されることになり、新聞学研究所は日本における調査主体として参加した。なお、新聞学研究所は2013年の第2回調査から同調査に参加している。

2 調査の背景

2.1 ジャーナリスト調査の必要性

ジャーナリズムがイデオロギーであるなら、それを体現する存在こそがジャーナリストである。したがって、ジャーナリズム研究においてジャーナリストの意識——その特徴や態度、信念や認識を明らかにすることは大きな価値がある。

そして日本においてジャーナリストの意識を知るための手段となってきたのが、彼ら自身が著したテキストであった。その多くはメディア業界を退職した元ジャーナリストによるテキストであり、現在のジャーナリズムに対する経験に基づいた批判と提言によって構成される傾向を持っていた。

それらのテキストの執筆者の属性は、ある種の「偏り」を持っている。それは、彼らの多くが「上澄み」に位置するジャーナリストである／だったということである。メディア企業で「功成り名遂げた」後、その地位を生かして大学の教員やフリーのジャーナリストに転身した人々によってそれらのテキストは記述されている。

そのとき、それらを通じて語られるジャーナリズムから漏れてしまう人々がいる。それは、「功成り名遂げ」ていないジャーナリスト、そして今、現役で働いているジャーナリストである。「現在の」ジャーナリズムを理解しようとするならば、とりわけ後者の意見が重要であることは言うまでもない。

しかし、彼らの意見は表に出てくることはほとんどない。彼らは企業人としての倫理を持って行動し、会社名を背負って自らの意見を開陳することを極力避けるからである。実際、われわれのプロジェクトは複数の現役ジャーナリストに対してヒアリング調査を実施してきたが、一部の方を除いてそのほとんどがその内容を公表するにあたり匿名を希望し、所属メディアに関わる部分の削除を求めた。また、最終的にその掲載を見送る結果に至ったことも少なくなかった。

このように、私たちは一部の「上澄み」のジャーナリストたちの考えを知ることはできても、今のこのとき、現役のジャーナリストが何を考え、行動しているのかについて、知る手がかりを得られないでいる。また、テキストに記述された経験的な記述からジャーナリストについて質的な理解を深めることはできても、問題意識の傾向といった量的な理解を深めることは難しい。

以上のようなジャーナリズム研究をめぐる状況を顧みたと、ジャーナリストの意識を知るための調査の必要性が浮かび上がってくるのである。

2.2 日本におけるジャーナリスト調査

しかしながら、日本においてジャーナリスト調査の数は決して多くない。

メディア業界によるジャーナリスト調査の嚆矢となるのは、1973年に日本新聞協会研究所が実施した「新聞記者アンケート」である（新聞研究編集部編 1973）。同調査は、約20年後の1994年にも実施された（日本新聞協会研究所編 1994a, 1994b）。また、民放のジャーナリストを対象とする調査として、1996年に日本民間放送連盟が「民放テレビ報道担当者調査」を実施している（本橋 1996）。

アカデミズムによる調査としては、2003年に日本マス・コミュニケーション学会（現日本メディア学会）⁽⁵⁾が実施した、「ジャーナリズム及びマス・コミュニケーション教育に関する調査」がある（日本マス・コミュニケーション学会ジャーナリズムおよびマス・コミュニケーション教育に関する調査特別委員会編 2003）。それに続くのが、新聞学研究所によるジャーナリストを対象とした調査、通称「日大調査」である。同調査は2007年に第1回目の調査（以下、2007年調査）が実施され（大井ほか 2008）、2013年に第2回目の調査（以下、2013年調査）が実施された（大井ほか 2014）。本プロジェクトによる2023年調査は、「日大調査」としては第3回目に当たる。

以上のように、日本におけるジャーナリスト調査はもともと多くなかった。そして今や、停滞の状態にあると言って良い。メディア業界による調査においてそれは顕著である。上述のように日本新聞協会による調査は1994年、日本民間放送連盟による調査は1996年が最後であり、1990年代以降メディア業界による調査は実施されていない。

インターネットの普及が始まったのが1995年であることを考えれば、それらはまさにメディアのデジタル化以前の調査であり、現在のジャーナリストの意識を解釈するための材料としては、比較対象以上の意味を見出すことは難しい。

メディア業界による調査と比較すれば、アカデミズムによる調査はまだ近年のデータを有している。それでも、メディアをめぐる状況の変化の速さは、それらのデータの賞味期限をこれ以上伸ばすことを許さないだろう。AIをはじめとするデジタル技術の発達によって劇的にジャーナリストの労働環境が変わりつつある現在、日本のジャーナリズムの将来を考える上で、現在のジャーナリストの意識を知る必要性はより高まっている。

以上のような危機感のもと、われわれは日本のジャーナリズムの主体であるジャーナリストの意識の一端を把握することを目的として、全国規模で調査を実施するに至った次第である。

3 調査の方法

3.1 調査の対象

われわれが全国規模のジャーナリスト調査を実施するにあたり、取り組むべき2つの問題が存在した。それは、「個々のジャーナリストにどのように依頼するのか」という問題、そして「ジャーナリストをどのように定義するのか」という問題である。

前者について、全国に存在する個々のジャーナリストの連絡先を一括して把握することは、ほぼ不可能に近い。そこで本調査では、2013年調査と同様に、日本新聞協会、日本放送協会、そして民間放送連盟に加盟するメディア企業に所属するジャーナリストを対象とし、それらの企業に対して調査を依頼した⁽⁶⁾。また、今回はインターネットを媒体とするメディア企業も対象として含めること

とした。具体的には、日本インターネット報道協会および日本インターネットメディア協会に加盟する企業に対しても調査を依頼した。⁽⁷⁾

後者について、日本では自らを「ジャーナリスト」と名乗るジャーナリストは限られている。例えば、新聞記者は一般にジャーナリストの代表的な存在とみなされているが、「自分はジャーナリストではなく、新聞記者に過ぎない」と自らを定義する新聞記者も少なくない（中 2022など）。また、メディアをめぐる状況の変化の影響を受けて、ニュースを報道していても従来の編集局のような部署が存在しないメディア企業も存在する。そこで本調査では、ジャーナリストを「ジャーナリズム活動に従事しているジャーナリスト、記者、編集者」と定義した上で、調査依頼状をメディア企業に送付するにあたり宛名を「報道責任者」とすることで対応することとした。

3.2 調査の方法

調査方法としては、電子調査法を用いた。具体的には、インターネットでアクセス可能なウェブ上の調査票に対して回答してもらう自記式の調査である。⁽⁸⁾

本来であれば、調査対象者となる個々のジャーナリストに直接メールを送付することで調査を依頼し、回答してもらうのがもっとも望ましいやり方である。しかしながら、個人情報であるメールアドレスを入手することは非常に困難である。

調査対象者が所属するメディア企業に依頼して調査についてメール等で告知してもらうことも検討したが、最終的に断念した。事前のヒアリング調査を通じて、メディア企業が調査に対して決して好意的ではないことがわかっていただけからである。実際、日本新聞協会および日本民間放送連盟に対して加盟社に調査実施の告知だけでもしていただけないかとお願いしたが、実現しなかった。

そこでわれわれは、調査票にアクセスできる URL を変換した QR コードを通じて調査に協力してもらう方法をとった。具体的には、QR コードを掲載したポスター、そしてチラシをメディア企業の報道責任者宛に送付して調査を依頼し、それらを彼らの判断で社内に掲示、もしくは報道関係者に配布または告知していただくことによって、企業所属のジャーナリストたちへの認知を広めることを目指した。

以上のように本調査は、調査依頼自体は郵送で行い、実際の調査はウェブで回答してもらうという、郵送調査と電子調査の組み合わせで実施された。また、調査期間は2023年10月23日（月）から12月23日（土）までの約2ヶ月間であった。

3.3 調査票の項目

本報告では、下記の7つの分野についての調査結果を中心に報告する。

- (1) ジャーナリストの役割
- (2) ジャーナリズムの倫理
- (3) ジャーナリストと安全
- (4) ジャーナリストと自由
- (5) 取材や報道への影響
- (6) ジャーナリズムとテクノロジー

(7) 日本のジャーナリズムの将来

なお、本報告では調査によって得られたすべてのデータを掲載していない。紙面の都合上、掲載を見送ったデータもあることをあらかじめご了承ください。

4 調査の結果

4.1 調査回答者の属性

本調査の回答者は73票、そのすべてが有効票であった。したがって、N=73となる。以下、調査回答者の属性について表で示す。

表1 性別

項目	N	割合
男性	62	84.9%
女性	7	9.6%
その他・答えたくない	4	5.5%
合計	73	100.0%

表2 年代

項目	N	割合
10代	0	0.0%
20代	5	6.8%
30代	10	13.7%
40代	9	12.3%
50代	40	54.8%
60代	7	9.6%
70代	0	0.0%
80代	0	0.0%
答えたくない	2	2.7%
合計	73	100.0%

表3 最終学歴

項目	N	割合
小学校・中学校卒業	0	0.0%
高校卒業	0	0.0%
短大・専門学校卒業	0	0.0%
大学卒業	71	97.3%
大学院修士・博士前期課程修了	1	1.4%
大学院博士・博士後期課程修了	0	0.0%
大学に進学したが、学位は未取得	0	0.0%
わからない・答えたくない	1	1.4%
合計	73	100.0%

表4 ジャーナリズム教育を受けた経験

項目	N	割合
受けたことがある	43	58.9%
受けたことはない	30	41.1%
合計	73	100.0%

表5 ジャーナリズム教育を受けた制度

項目	あてはまる	あてはまらない	合計
大学または大学院のジャーナリズム、メディア、新聞、放送等に関わる 研究科／学部／学科において学位を取得した	13 30.2%	30 69.8%	43 100.0%
大学または大学院に所属している段階で、ジャーナリズムの現場での実 習や見習いを経験した	7 16.3%	36 83.7%	43 100.0%
ジャーナリストとして活動を始めた後、大学、専門学校、研究所、または それ以外の機関で短期的な講習を受けて、受講証明を受け取った	8 18.6%	35 81.4%	43 100.0%

表6 現在の所属先となる企業・団体

項目	N	割合
新聞社	28	38.4%
雑誌社	2	2.7%
テレビ局	24	32.9%
ラジオ局	10	13.7%
通信社	0	0.0%
インターネット企業 (Yahoo! JAPAN やハフポスト日本版など)	6	8.2%
電気通信事業者 (NTTやKDDIなど)	0	0.0%
その他 (具体的にご記入ください)	2	2.7%
所属している企業や団体はない	0	0.0%
わからない・答えたくない	1	1.4%
合計	73	100.0%

表7 ジャーナリストとしての雇用形態

項目	N	割合
常勤で期限の定めのない	55	75.3%
常勤で期限の定めのある	18	24.7%
パートタイムで期限の定めのない	0	0.0%
パートタイムで期限の定めのある	0	0.0%
フリーランスあるいは自営業	0	0.0%
その他	0	0.0%
わからない・答えたくない	0	0.0%
合計	73	100.0%

表8 報道に従事する際の分野・部署

項目	N	割合
特定の分野・部署で働いている	42	57.5%
様々な分野・部署で働いている	31	42.5%
合計	73	100.0%

表9 ジャーナリストとしての年収

項目	N	割合
200万円未満	1	1.4%
200万円以上～300万円未満	0	0.0%
300万円以上～400万円未満	3	4.1%
400万円以上～500万円未満	5	6.8%
500万円以上～600万円未満	7	9.6%
600万円以上～800万円未満	14	19.2%
800万円以上～1000万円未満	13	17.8%
1000万円以上～1500万円未満	18	24.7%
1500万円以上～2000万円未満	4	5.5%
2000万円以上	3	4.1%
わからない・答えたくない	5	6.8%
合計	73	100.0%

まず、調査回答者の基本的な属性を概観してみる。性別（表1）は、「男性」が84.9%、「女性」が9.6%を占めた。この男女比は、現在の所属先を示す表6で多くを占めた「新聞社」や「テレビ局」といったマス・メディアの報道部門に所属する回答者の性別分布を反映しているものと考えられる。次いで年代（表2）をみると、「50代」がもっとも多く、全体の54.8%を占めた。これは、調査依頼の宛先とした報道責任者に該当する年代であり、彼らが率先して回答してくれた可能性を示唆している。ちなみに、ジャーナリストになってからの年数の平均値は23.2年で、中央値は27年であった。また、最終学歴（表3）は圧倒的に「大学卒業」が多く、全体の97.3%を占めた。

次いで、ジャーナリズム教育に関わる属性を概観する。これまでに受けたジャーナリズム教育を受けた経験（表3）について、「受けたことがある」と回答したのは58.9%、「受けたことはない」と回答したのは41.1%を占めた。ジャーナリズムに携わりつつも、教育を受けたことがない回答者が4割近く存在することは興味深い。さらに、「受けたことがある」を選択した回答者43名に対してジャーナリズム教育を受けた制度（表4）を確認したところ、もっとも多かったのは「大学または大学院のジャーナリズム、メディア、新聞、放送等に関わる研究科／学部／学科において学位を取得した」で13名であり、その30.2%を占めた。その際、教育を受けた制度において「あてはまる」を選択した回答数の合計値は28である。複数の制度を受けたことがある回答者が5名おり、それらを換算すると教育を受けた制度があると回答した人数は21名となる。すなわち、ジャーナリズム教

育を「受けたことがある」と回答した43名よりも22名も少なくなる。これは回答ミスというより、その22名が別のジャーナリズム教育——オン・ザ・ジョブトレーニング（OJT：On the Job Training）を想定して回答した可能性がある。かつては一般的だったOJTも、人員削減の影響を受けて機能しなくなっていると聞く。それは、年代のデータとクロスすることによって検証することが可能であろう。

最後に、雇用に関する属性を概観してみよう。現在の所属先となる企業・団体（表6）としてもっとも多かったのは「新聞社」で38.4%、2番目が「テレビ局」で32.9%、そして3番目が「ラジオ局」で13.7%を占めた。今回より調査対象とした「インターネット企業（Yahoo! JAPANやハフポスト日本版など）」は4番目で8.2%を占めた。次いでジャーナリストとしての雇用形態（表7）をみると、「常勤で期限の定めのない」が75.3%、「常勤で期限の定めのある」が24.7%でそのすべてを占め、いずれも常勤職であった。また、勤務するメディア企業で報道に従事する際の分野・部署（表8）については、「特定の分野・部署で働いている」と回答したのは57.7%、「様々な分野・部署で働いている」と回答したのは42.5%を占めた。これらのデータは、人員削減の影響を受けて複数の業務を臨機応変に1人で担わざるを得ない環境にあるメディア企業が4割強存在している可能性を示唆している。最後にジャーナリストとしての年収（表9）であるが、もっとも多いのが「1000万円以上～1500万円未満」で24.7%を占めた。これをもってジャーナリストの給与は一般よりも高いと判断するのは早計であり、回答者のうちもっとも多くを占めたのが50代——すなわち、社内での地位がそれなりに高い属性の回答者の割合が多かったことが影響しているものと思われる。

4.2 質問項目への回答

4.2.1 ジャーナリストの役割

表10は、ジャーナリストとして活動する上で重要なことについて、5段階の順序尺度で評価してもらった結果をまとめたものである。

ここで「とても重要である」と回答した割合がもっとも高かった項目は「権力を監視・精査する」であり、65.8%を占めた。ちなみに、2013年調査で「とても重要である」と回答した割合がもっとも高かったのは、ほぼ同義の項目「政治指導者を監視・調査する」であり、46.6%を占めた。10年が経過しても、最重要視する項目に変化はないことがわかる。2番目に高かった項目は同じ割合で2つあり、「社会問題を取り上げる」および「平和と寛容を促進する」で54.8%を占めた。

逆に「重要でない」と回答した割合がもっとも高かった項目は「政治的指導者に関して好意的なイメージを伝える」であり、65.8%を占めた。奇しくも、「とても重要である」と回答した割合がもっとも高かった「権力を監視・精査する」と同値であった。2番目に多かった項目は「政府の政策を支持する」であり、63.0%を占めた。3番目に高かった項目は同じ割合で3項目あったが、1割以下だったのでここでは取り上げない。

以上のように、ジャーナリズムの役割として、政府を中心とする権力に対峙することが重要視されていることがわかる。

表10 ジャーナリストとして活動する上で重要なこと

項目	とても重要である	かなり重要である	まあ重要である	あまり重要でない	重要でない	合計
客観的な観察者(客観報道)に徹する	36 49.3%	14 19.2%	17 23.3%	6 8.2%	0 0.0%	73 100.0%
権力を監視・精査する	48 65.8%	14 19.2%	9 12.3%	2 2.7%	0 0.0%	73 100.0%
社会問題を取り上げる	40 54.8%	27 37.0%	4 5.5%	2 2.7%	0 0.0%	73 100.0%
人々の政治参加を促す	23 31.5%	21 28.8%	22 30.1%	6 8.2%	1 1.4%	73 100.0%
時事問題の分析を提供する	26 35.6%	29 39.7%	13 17.8%	5 6.8%	0 0.0%	73 100.0%
人々が自分の意見を表明するよう促す	11 15.1%	16 21.9%	32 43.8%	10 13.7%	4 5.5%	73 100.0%
人々が政治的意見を形成するために必要な情報を提供する	31 42.5%	23 31.5%	13 17.8%	5 6.8%	1 1.4%	73 100.0%
社会的な改革/変化を促す(唱導する)	7 9.6%	15 20.5%	30 41.1%	16 21.9%	5 6.8%	73 100.0%
世論に影響を与える	8 11.0%	17 23.3%	28 38.4%	13 17.8%	7 9.6%	73 100.0%
政治的議題を設定する	13 17.8%	21 28.8%	24 32.9%	8 11.0%	7 9.6%	73 100.0%
平和と寛容を促進する	40 54.8%	14 19.2%	14 19.2%	5 6.8%	0 0.0%	73 100.0%
受け手を教育する	7 9.6%	13 17.8%	29 39.7%	20 27.4%	4 5.5%	73 100.0%
社会問題に関する解決策を指摘する	17 23.3%	24 32.9%	26 35.6%	3 4.1%	3 4.1%	73 100.0%
社会的弱者に代わって発言する	33 45.2%	25 34.2%	14 19.2%	1 1.4%	0 0.0%	73 100.0%
国の発展に貢献する	7 9.6%	20 27.4%	28 38.4%	13 17.8%	5 6.8%	73 100.0%
政府の政策を支持する	0 0.0%	1 1.4%	4 5.5%	22 30.1%	46 63.0%	73 100.0%
政治的指導者に関して好意的なイメージを伝える	0 0.0%	1 1.4%	1 1.4%	23 31.5%	48 65.8%	73 100.0%
娯楽と休息を提供する	6 8.2%	10 13.7%	42 57.5%	8 11.0%	7 9.6%	73 100.0%
もっとも多くの読者・視聴者を引き付ける種類のニュースを提供する	7 9.6%	16 21.9%	34 46.6%	11 15.1%	5 6.8%	73 100.0%
日常生活のための助言、方向付け、指示を与える	6 8.2%	16 21.9%	35 47.9%	12 16.4%	4 5.5%	73 100.0%
受け手を感動させるような物語を伝える	3 4.1%	13 17.8%	38 52.1%	13 17.8%	6 8.2%	73 100.0%
公衆衛生のための取り組みを支援する	10 13.7%	20 27.4%	34 46.6%	9 12.3%	0 0.0%	73 100.0%
誤情報を打ち消す/フェイクニュース対策を行う	33 45.2%	32 43.8%	8 11.0%	0 0.0%	0 0.0%	73 100.0%
情報をいち早く伝える	26 35.6%	29 39.7%	15 20.5%	3 4.1%	0 0.0%	73 100.0%
複雑な問題に関する分析と解説を提供する	27 37.0%	30 41.1%	15 20.5%	1 1.4%	0 0.0%	73 100.0%

4.2.2 ジャーナリズムの倫理

表11は、ジャーナリズムにおける倫理的アプローチについて、5段階の順序尺度で評価したもらった結果をまとめたものである。

ここで「強く同意する」を回答した割合がもっとも高かった項目は「ジャーナリストは、無視できないような特殊な状況でない限りは、プロフェッショナルな基準で動くべきである」であり、39.7%を占めた。「まあ同意する」は43.8%で両者を合わせると83.6%になり、全体の8割以上が回答したことになる。2番目に高かった項目は「ジャーナリストは、状況や個人の判断に関わらず、常にプロフェッショナルな基準に基づいて動くべきである」であり、35.6%を占めた。「まあ同意する」は45.2%で両者を合わせると80.8%となり、やはり全体8割以上が回答したことになる。

以上のように、ジャーナリズムにおける倫理的アプローチとしてプロフェッショナルであることが重要視されていることがわかる。

表11 ジャーナリズムにおける倫理的アプローチ

項目	強く同意する	まあ同意する	どちらとも いえない	あまり同意 しない	全く同意し ない	合計
ジャーナリストは、状況や個人の判断に関わらず、常にプロフェッショナルな基準に基づいて動くべきである	26 35.6%	33 45.2%	8 11.0%	3 4.1%	3 4.1%	73 100.0%
ジャーナリストは、無視できないような特殊な状況でない限りは、プロフェッショナルな基準で動くべきである	29 39.7%	32 43.8%	7 9.6%	5 6.8%	0 0.0%	73 100.0%
ジャーナリストにとっての倫理は、個々の状況に依存する	2 2.7%	19 26.0%	29 39.7%	20 27.4%	3 4.1%	73 100.0%
ジャーナリストにとっての倫理は、個人の判断の問題である	2 2.7%	12 16.4%	21 28.8%	27 37.0%	11 15.1%	73 100.0%

表12は、ジャーナリストに関して正当化できる行為／できない行為について、3段階の順序尺度で評価したもらった結果をまとめたものである。

ここで「常に正当化される」を回答した割合がもっとも高かった項目は「許可なく権力者の私的な文書や写真などの情報を記事にする」であり、13.7%を占めた。「場合によっては正当化される」は69.9%で両者を合わせると83.6%になり、全体の8割以上が回答したことになる。2番目に高かった項目は「許可なく企業や政府の機密情報を記事にする」であり、11.0%を占めた。「場合によっては正当化される」は72.6%で両者を合わせると83.6%になり、やはり全体の8割以上が回答したことになる。そして3番目に高かった項目は「隠しカメラや隠しマイクを使う」であり、2.7%とかなり低くなる。それでも「場合によっては正当化される」は76.7%で両者を合わせると79.5%になり、全体の8割近くが回答したことになる。

以上のように、正当化できる行為の条件として、それがいわゆる権力に対峙するためのものであることが重要視されていることがわかる。

それでは逆に「いかなる場合でも正当化されない」行為とは何だろうか。もっとも多かった項目は「情報源から金銭を受け取る」であり、実に98.6%が回答していた。2番目に多かった項目は「ニュースを装った宣伝のためのコンテンツを制作する」であり、87.7%を占めた。そして3番目は「情報源から無償で品物やサービスを受け取る」であり、79.5%を占めた。

以上のように、プロフェッショナルとしての矜持に反する利益優先の行為が、正当化されない行為の条件として考えられていることがわかる。

表12 ジャーナリズムに関して正当化できる行為／できない行為

項目	常に正当化される	場合には正当化される	いかなる場合でも正当化されない	合計
他の誰かを装って取材する	0 0.0%	21 28.8%	52 71.2%	73 100.0%
隠しカメラや隠しマイクを使う	2 2.7%	56 76.7%	15 20.5%	73 100.0%
許可なく企業や政府の機密情報を記事にする	8 11.0%	53 72.6%	12 16.4%	73 100.0%
許可なく権力者の私的な文書や写真などの情報を記事にする	10 13.7%	51 69.9%	12 16.4%	73 100.0%
許可なく一般人の私的な文書や写真などの情報を記事にする	0 0.0%	36 49.3%	37 50.7%	73 100.0%
機密情報を得るために金銭を支払う	0 0.0%	33 45.2%	40 54.8%	73 100.0%
情報源から金銭を受け取る	0 0.0%	1 1.4%	72 98.6%	73 100.0%
情報源から無償で品物やサービスを受け取る	0 0.0%	15 20.5%	58 79.5%	73 100.0%
ニュースを装った宣伝のためのコンテンツを制作する	0 0.0%	9 12.3%	64 87.7%	73 100.0%
まだ検証されていない情報を含む記事を公開、放送する	1 1.4%	38 52.1%	34 46.6%	73 100.0%
公人に対して記事にしないことを約束し、その約束を守らない	0 0.0%	43 58.9%	30 41.1%	73 100.0%

4.2.3 ジャーナリストと安全

表13は、ジャーナリストとして活動する上で危険や不快を感じた経験について、5段階の順序尺度で評価したもらった結果をまとめたものである。ここでは、「頻繁に経験した」、「しばしば経験した」、そして「ときどき経験した」の合計値をもって比較する。

もっとも高かった項目は「侮辱や悪意のある発言を向けられた」であり、合計68.9%を占めた（「頻繁に経験した」4.1%、「しばしば経験した」12.3%、「ときどき経験した」53.4%）。2番目に高かった項目は「仕事に関する信用を傷つけられた」であり、合計47.9%を占めた（「頻繁に経験した」0.0%、「しばしば経験した」4.1%、「ときどき経験した」43.8%）。そして3番目に高かった項目は「職場でのパワーハラスメントやいじめを受けた」であり、合計21.9%を占めた（「頻繁に経験した」0.0%、「しばしば経験した」2.7%、「ときどき経験した」19.2%）。

以上のように、ジャーナリストとして活動する上で危険や不快を感じる経験として、直接的な脅威による経験よりも、心理的にダメージを感じるような経験が選ばれていることがわかる。

表13 ジャーナリストとして活動する上で危険や不快を感じた経験

項目	頻繁に経験した	しばしば経験した	ときどき経験した	ほとんど経験したことはない	一度も経験したことはない	合計
侮辱や悪意のある発言を向けられた	3 4.1%	9 12.3%	39 53.4%	19 26.0%	3 4.1%	73 100.0%
仕事に関する信用を傷つけられた	0 0.0%	3 4.1%	32 43.8%	25 34.2%	13 17.8%	73 100.0%
監視された	0 0.0%	1 1.4%	12 16.4%	22 30.1%	38 52.1%	73 100.0%
ソーシャルメディアのアカウントあるいはウェブサイトがハッキングやブロックされた	0 0.0%	1 1.4%	3 4.1%	7 9.6%	62 84.9%	73 100.0%
逮捕、拘留あるいは投獄された	0 0.0%	0 0.0%	1 1.4%	1 1.4%	71 97.3%	73 100.0%
業務に関して法的措置を取られた	0 0.0%	1 1.4%	8 11.0%	13 17.8%	51 69.9%	73 100.0%
ストーキングされた	0 0.0%	0 0.0%	1 1.4%	9 12.3%	63 86.3%	73 100.0%
その他の脅威あるいは脅迫を受けた	0 0.0%	0 0.0%	8 11.0%	25 34.2%	40 54.8%	73 100.0%
性的暴行あるいはセクシャルハラスメントを受けた	0 0.0%	1 1.4%	2 2.7%	3 4.1%	67 91.8%	73 100.0%
その他の身体的な暴行を受けた	0 0.0%	1 1.4%	0 0.0%	10 13.7%	62 84.9%	73 100.0%
あなたの署名記事が捏造または操作的な記事に利用された	0 0.0%	0 0.0%	4 5.5%	9 12.3%	60 82.2%	73 100.0%
あなたの個人情報が拡散された	0 0.0%	0 0.0%	4 5.5%	16 21.9%	53 72.6%	73 100.0%
職場でのパワーハラスメントやいじめを受けた	0 0.0%	2 2.7%	14 19.2%	17 23.3%	40 54.8%	73 100.0%

4.2.4 ジャーナリストと自由

表14は、記事を書くにあたり、記事の内容をどの程度自由に選択することができるかについて、5段階の順序尺度で評価したもらった結果をまとめたものである。

ここで回答した割合がもっとも高かった項目は「ある程度自由をもっている」であり、49.3%を占めた。2番目は「かなり自由をもっている」であり、41.1%を占めた。3番目は「完全な自由をもっている」で9.6%であり、これらを合わせると100.0%になる。程度の差はあれ、回答者のすべてが記事の内容を自由に選択できると考えていることがわかる。

表15は、記事を書くにあたり、強調したい記事の内容や論点をどの程度自由に決められるかについて、5段階の順序尺度で評価したもらった結果をまとめたものである。

ここで回答した割合がもっとも高かった項目は「かなり自由をもっている」であり、49.3%を占めた。2番目は「ある程度自由をもっている」であり、42.5%を占めた。3番目は「完全な自由をもっている」で6.8%であり、これらを合わせると98.8%になる。程度の差はあれ、回答者のほとんどが強調したい記事の内容や論点を自由に選択できると考えていることがわかる。

以上のように、回答者のほとんどが記事を書くにあたり、さほど不自由さを感じていないことがわかる。

表14 記事の内容をどの程度自由に選択することができるか

項目	N	割合
完全な自由をもっている	7	9.6%
かなり自由をもっている	30	41.1%
ある程度自由をもっている	36	49.3%
ほとんど自由をもっていない	0	0.0%
全く自由をもっていない	0	0.0%
合計	73	100.0%

表15 強調したい記事の内容や論点をどの程度自由に決められるか

項目	N	割合
完全な自由をもっている	5	6.8%
かなり自由をもっている	36	49.3%
ある程度自由をもっている	31	42.5%
ほとんど自由をもっていない	1	1.4%
全く自由をもっていない	0	0.0%
合計	73	100.0%

表16は、日本のニュースメディアの自由について、5段階の順序尺度（それ以外に「わからない」も選択肢として含む）で評価してもらった結果をまとめたものである。

ここで回答した割合がもっとも高かった項目は「ある程度自由をもっている」であり、65.8%を占めた。2番目は「かなり自由をもっている」であり、20.5%を占めた。しかし表14、表15とは異なり、「完全な自由をもっている」と回答したものはいなかった。そして3番目は「ほとんど自由をもっていない」であり、13.7%を占めた。

以上のように、「ある程度自由をもっている」と「かなり自由をもっている」を合わせれば86.3%を占めており、9割弱の回答者が日本のニュースメディアについて程度の差はあれ自由であると考えていることがわかる。しかしながら同時に、「ほとんど自由をもっていない」と考える回答者が1割強存在することは、忘れてはならないだろう。

表16 日本のニュースメディアに自由はあると思うか

項目	N	割合
完全な自由をもっている	0	0.0%
かなり自由をもっている	15	20.5%
ある程度自由をもっている	48	65.8%
ほとんど自由をもっていない	10	13.7%
全く自由をもっていない	0	0.0%
わからない	0	0.0%
合計	73	100.0%

4.2.5 取材や報道への影響

表17は、取材や報道に取り組むにあたり内部的な影響をもたらすものについて、5段階の順序尺度（それ以外に「わからない」も回答肢として含む）で評価してもらった結果をまとめたものである。

ここで「非常に影響がある」を回答した割合がもっとも高かった項目は、「時間の制約」で、19.2%を占めた。2番目に高かった項目は同じ割合で2つあり、「会社の編集責任者」および「ジャーナリズムの倫理」で17.8%を占めた。

ちなみに、「非常に影響がある」、「かなり影響がある」、そして「まあ影響がある」の合計値をもって比較すると、項目の順位が変化する。もっとも高かった項目は「ジャーナリズムの倫理」であり、合計89.0%を占めた（「非常に影響がある」17.8%、「かなり影響がある」42.5%、「まあ影響

がある」28.8%)。2番目に高かった項目は「取材・報道のガイドライン」であり、合計86.3%を占めた（「非常に影響がある」11.0%、「かなり影響がある」43.8%、「まあ影響がある」31.5%）。そして3番目に高かった項目は「会社の編集責任者」であり、合計79.5%を占めた（「非常に影響がある」17.8%、「かなり影響がある」28.8%、「まあ影響がある」32.9%）。なお、「非常に影響がある」を回答した割合がもっとも高かった「時間の制約」であるが、それ以外の尺度にも満遍なく分布していた。

「非常に影響がある」、「かなり影響がある」、そして「まあ影響がある」の合計値からみるならば、回答者が取材や報道に取り組むにあたり内部的な影響をもたらすものとして重要視しているのは、自らがプロフェッショナルなジャーナリストであるための条件であることが示唆される。

表17 取材や報道への内部的影響

項目	非常に影響がある	かなり影響がある	まあ影響がある	少し影響がある	影響はない	わからない	合計
同僚のスタッフ	3	9	31	17	13	0	73
	4.1%	12.3%	42.5%	23.3%	17.8%	0.0%	100.0%
会社の編集責任者	13	21	24	9	5	1	73
	17.8%	28.8%	32.9%	12.3%	6.8%	1.4%	100.0%
会社の経営責任者・社長	7	11	24	18	12	1	73
	9.6%	15.1%	32.9%	24.7%	16.4%	1.4%	100.0%
会社のオーナー	6	8	12	13	26	8	73
	8.2%	11.0%	16.4%	17.8%	35.6%	11.0%	100.0%
編集方針・政策	8	22	24	9	6	4	73
	11.0%	30.1%	32.9%	12.3%	8.2%	5.5%	100.0%
広告のクライアントへの考慮	2	9	23	17	19	3	73
	2.7%	12.3%	31.5%	23.3%	26.0%	4.1%	100.0%
利益の期待	2	1	20	21	25	4	73
	2.7%	1.4%	27.4%	28.8%	34.2%	5.5%	100.0%
読者・視聴者調査やそのデータ	6	13	26	18	7	3	73
	8.2%	17.8%	35.6%	24.7%	9.6%	4.1%	100.0%
ニュース取材資源の利用可能性	4	9	23	14	10	13	73
	5.5%	12.3%	31.5%	19.2%	13.7%	17.8%	100.0%
時間の制約	14	19	21	13	5	1	73
	19.2%	26.0%	28.8%	17.8%	6.8%	1.4%	100.0%
ジャーナリズムの倫理	13	31	21	4	2	2	73
	17.8%	42.5%	28.8%	5.5%	2.7%	2.7%	100.0%
自主規制	2	14	25	17	14	1	73
	2.7%	19.2%	34.2%	23.3%	19.2%	1.4%	100.0%
あなたの個人的な価値観や信念	5	25	25	11	6	1	73
	6.8%	34.2%	34.2%	15.1%	8.2%	1.4%	100.0%
取材・報道の社内のガイドライン	8	32	23	4	4	2	73
	11.0%	43.8%	31.5%	5.5%	5.5%	2.7%	100.0%
取材経費の削減	7	17	17	22	10	0	73
	9.6%	23.3%	23.3%	30.1%	13.7%	0.0%	100.0%
長時間労働の是正、労働時間の管理	12	17	16	13	12	3	73
	16.4%	23.3%	21.9%	17.8%	16.4%	4.1%	100.0%

表18は、取材や報道に取り組むにあたり外部的な影響をもたらすものについて、5段階の順序尺度（それ以外に「わからない」も回答肢として含む）で評価したもらった結果をまとめたものである。

ここで「非常に影響がある」を回答した割合がもっとも高かった項目は、「メディアに関する法や規制」であり、9.6%を占めた。2番目に高かった項目は「情報源との関係」であり、17.8%を占めた。そして3番目に高かった項目は「競争関係にあるニュースメディア」であり、6.8%を占めた。

ちなみに、「非常に影響がある」、「かなり影響がある」、そして「まあ影響がある」の合計値をもって比較すると、項目の順位が変化する。もっとも高かった項目は、「競争関係にあるニュースメディア」であり、合計65.8%を占めた（「非常に影響がある」6.8%、「かなり影響がある」23.3%、「まあ影響がある」35.6%）。2番目に高かった項目は2つでそれぞれ64.4%を占め、1つは「同業者」（「非常に影響がある」2.7%、「かなり影響がある」16.4%、「まあ影響がある」45.2%）、もう1つは「情報へのアクセス」（「非常に影響がある」4.1%、「かなり影響がある」17.8%、「まあ影響がある」42.5%）であった。なお、「非常に影響がある」を回答した割合がもっとも高かった「メディアに関する法や規制」は4番目であり、合計63.0%を占めた（「非常に影響がある」9.6%、「かなり影響がある」23.3%、「まあ影響がある」30.1%）。

「非常に影響がある」、「かなり影響がある」、そして「まあ影響がある」の合計値からみるならば、回答者が取材や報道に取り組むにあたり外部的な影響をもたらすものとして重要視しているのは、同業者や競争関係にあるニュースメディアといった、いわばライバルに当たる存在であることがわかる。

表18 取材や報道への外部的影響

項目	非常に影響がある	かなり影響がある	まあ影響がある	少し影響がある	影響はない	わからない	合計
同業者	2	12	33	19	6	1	73
	2.7%	16.4%	45.2%	26.0%	8.2%	1.4%	100.0%
あなたの友人、知人、家族	1	2	9	31	29	1	73
	1.4%	2.7%	12.3%	42.5%	39.7%	1.4%	100.0%
読者・視聴者からのフィードバック	3	12	24	28	6	0	73
	4.1%	16.4%	32.9%	38.4%	8.2%	0.0%	100.0%
競争関係にあるニュースメディア	5	17	26	17	7	1	73
	6.8%	23.3%	35.6%	23.3%	9.6%	1.4%	100.0%
メディアに関する法や規制	7	17	22	18	8	1	73
	9.6%	23.3%	30.1%	24.7%	11.0%	1.4%	100.0%
情報へのアクセス	3	13	31	10	12	4	73
	4.1%	17.8%	42.5%	13.7%	16.4%	5.5%	100.0%
政府による検閲	1	0	6	11	45	10	73
	1.4%	0.0%	8.2%	15.1%	61.6%	13.7%	100.0%
政府高官	0	0	8	7	47	11	73
	0.0%	0.0%	11.0%	9.6%	64.4%	15.1%	100.0%
政治家	0	2	12	13	37	9	73
	0.0%	2.7%	16.4%	17.8%	50.7%	12.3%	100.0%
企業人	0	3	12	23	26	9	73
	0.0%	4.1%	16.4%	31.5%	35.6%	12.3%	100.0%
パブリック・リレーションズ(PR)	0	3	16	19	23	12	73
	0.0%	4.1%	21.9%	26.0%	31.5%	16.4%	100.0%
情報源との関係	6	19	19	21	4	4	73
	8.2%	26.0%	26.0%	28.8%	5.5%	5.5%	100.0%
警察	2	10	16	21	19	5	73
	2.7%	13.7%	21.9%	28.8%	26.0%	6.8%	100.0%
自衛隊	0	3	3	17	39	11	73
	0.0%	4.1%	4.1%	23.3%	53.4%	15.1%	100.0%
労組やNGOなどの圧力団体	0	4	5	17	38	9	73
	0.0%	5.5%	6.8%	23.3%	52.1%	12.3%	100.0%
科学者や医療専門家	1	8	16	17	22	9	73
	1.4%	11.0%	21.9%	23.3%	30.1%	12.3%	100.0%
宗教法人・団体	0	1	6	13	43	10	73
	0.0%	1.4%	8.2%	17.8%	58.9%	13.7%	100.0%
反社会的勢力・犯罪組織	0	0	5	7	49	12	73
	0.0%	0.0%	6.8%	9.6%	67.1%	16.4%	100.0%
テロ組織	0	0	3	3	46	21	73
	0.0%	0.0%	4.1%	4.1%	63.0%	28.8%	100.0%

4.2.6 ジャーナリズムとテクノロジー

表19は、ジャーナリズムのコンテンツの制作や編集、またはそれらの監督などに従事する際、それがどのプラットフォームを通じて視聴者や読者に公開、放送、そして配信されるのかについて事前に知っているかを確認した結果である。ほとんどの回答者が、事前に知っていることがわかる。

表19 ジャーナリズムのプラットフォームに対する認識

項目	N	割合
はい。事前に知っています	72	98.6%
いいえ。事前には知りません	1	1.4%
合計	73	100.0%

表20は、特定のプラットフォーム向けのジャーナリズムのコンテンツの制作や編集、またはそれらの監督などに従事する頻度について、5段階の順序尺度（それ以外に「わからない」も回答肢として含む）で評価したもらった結果をまとめたものである。

ここで「常に実施している」を回答した割合がもっとも高かった項目は「ウェブサイト」であり、48.6%を占めた。2番目に高かった項目は「紙媒体・印刷物」で36.1%を占めた。そして3番目に高かった項目は「ニュースアプリ」であり、33.3%を占めた。

表6で示したように、現在の所属先となる企業・団体が「インターネット企業（Yahoo! JAPAN やハフポスト日本版など）」である回答者の割合は、8.2%に過ぎない。それにもかかわらず、プラットフォームとして「ウェブサイト」や「ニュースサイト」の占める割合が大きいのは、インターネットを主たるメディアとしていなくとも、それをプラットフォームとして活用しているメディア企業が多いことを示唆している。

表20 特定のプラットフォーム向けのジャーナリズムのコンテンツに従事する頻度

項目	常に実施している	頻繁に実施している	ときどき実施している	ほとんど実施していない	全く実施していない	わからない	合計
紙媒体・印刷物	26	3	13	7	22	1	72
	36.1%	4.2%	18.1%	9.7%	30.6%	1.4%	100.0%
ラジオ	15	3	8	12	32	2	72
	20.8%	4.2%	11.1%	16.7%	44.4%	2.8%	100.0%
テレビ	20	4	3	12	30	3	72
	27.8%	5.6%	4.2%	16.7%	41.7%	4.2%	100.0%
ウェブサイト	35	21	11	2	3	0	72
	48.6%	29.2%	15.3%	2.8%	4.2%	0.0%	100.0%
ニュースアプリ	24	16	7	6	16	3	72
	33.3%	22.2%	9.7%	8.3%	22.2%	4.2%	100.0%
ポッドキャスト	2	3	7	9	48	3	72
	2.8%	4.2%	9.7%	12.5%	66.7%	4.2%	100.0%
ソーシャルメディア(X:旧TwitterやFacebookなど)	19	17	17	4	15	0	72
	26.4%	23.6%	23.6%	5.6%	20.8%	0.0%	100.0%
メッセージアプリ(LINEやMessengersなど)	7	8	13	9	34	1	72
	9.7%	11.1%	18.1%	12.5%	47.2%	1.4%	100.0%
メールマガジン(Eメールニュースレター)	5	8	6	11	38	4	72
	6.9%	11.1%	8.3%	15.3%	52.8%	5.6%	100.0%

表21は、ニュースの制作や配信において、それらを自動化するコンピュータソフトが導入されているかどうかを確認した結果をまとめたものである（それ以外に「わからない」も回答肢として含む）。

ここで「使われている」と回答した割合は、「コンピューターソフトが自動的にデータをニュー

スのテキストに変換する『自動化』ジャーナリズム、または『ロボット』ジャーナリズムといった技術」では8.2%、「コンピューターソフトが自動的に選択した記事を受け手に目立つように見せる『ニュースを個人向けにカスタマイズ』する技術」では9.6%であり、それぞれ1割弱を占めた。ちなみに、この両者を導入していると回答したのは1人だけであった。

以上のように、あくまで現時点においては、ニュースの制作や配信の自動化は過渡期の段階にあるといえる。しかしながら、昨今のAIの急激な発達は、この段階を一気に進める可能性がある。

表21 ニュース制作・配信におけるコンピュータソフトの導入

項目	使われている	使われていない	わからない	合計
コンピューターソフトが自動的にデータをニュースのテキストに変換する「自動化」ジャーナリズム、または「ロボット」ジャーナリズムといった技術	6 8.2%	61 83.6%	6 8.2%	73 100.0%
コンピューターソフトが自動的に選択した記事を受け手に目立つように見せる「ニュースを個人向けにカスタマイズ」する技術	7 9.6%	53 72.6%	13 17.8%	73 100.0%

4.2.7 日本のジャーナリズムの将来

表22は、日本のジャーナリズムが正しい方向に向かっているかについて、5段階の順序尺度で評価してもらった結果をまとめたものである。

回答した割合がもっとも高かった項目は2つでそれぞれ37.0%を占め、1つは「どちらともいえない」、もう1つが「あまりそう思わない」であった。3番目は「ややそう思う」であり、15.1%を占めた。

ここで回答の傾向別に3つに分けると、「そう思う」2.7%と「ややそう思う」15.1%が合わせて17.8%、「どちらともいえない」が37.0%、「あまりそう思わない」37.0%と「そう思わない」8.2%が合わせて45.2%となる。したがって、日本のジャーナリズムの将来については、暗い見通しを立てている回答者の方が、そうでない回答者の2倍以上存在していることがわかる。

表22 日本のジャーナリズムは正しい方向に向かっているか

項目	N	割合
そう思う	2	2.7%
ややそう思う	11	15.1%
どちらともいえない	27	37.0%
あまりそう思わない	27	37.0%
そう思わない	6	8.2%
合計	73	100.0%

なお本調査では、最後の質問として「現在のジャーナリズムについてどのような問題を感じるのか」について質問し、自由回答形式で記入してもらった。一般に、調査票調査において自由回答形式の質問に対する記入率は決して高くない。しかしながら、この質問に対する記入率は91.8%に達した。このことは、本調査に対して問題意識の高い回答者が協力してくれたことを示唆している。

それらの回答のうちから、日本のジャーナリズムの将来にかかわるものをピックアップしたもの

が表23である。

これらの回答からあえて共通点を探すならば、2つの懸念を挙げるができる。1つは、ネットメディアやSNSの発達、これまでジャーナリズムが培ってきた影響力や信頼感を低下させていくことに対する懸念である。もう1つは、1つ目の懸念の結果として、今後の日本が危機的な状況に陥ったとき、ジャーナリズムがその本来の役割を果たすことができなくなる可能性に対する懸念である。

以上のように、回答者が日本のジャーナリズムの将来について、強い危機感を持っていることがわかる。

表23 日本のジャーナリズムの将来についてどのような問題を感じるか（自由回答）

自由回答	性別	年齢	現在の所属となる企業・団体
ニュースプラットフォームの事業者と記事を提供するメディアとの取引関係が対等とは言えない。経営難から健全なメディアが少なくなっていく。	男性	62歳	新聞社
ネット、SNSの乱立で有象無象、中傷、情報の錯綜、不確かな情報に踊らされる環境になっている。大規模な自然災害や外的な侵略など有事の際の混乱が心配である。	男性	47歳	テレビ局
ネットメディアが増加する中、何が正しいのか、間違った情報やフェイクニュースの判別が益々難しい時代になることが非常に危惧される。	男性	57歳	テレビ局
労働環境の変化の中で職業の選択肢が増え、若い人たちにとって魅力的な仕事でなくなりつつあることに危機感がある。	男性	59歳	テレビ局
ジャーナリズムに身を置く者として、「他人事」のように言いたくはないが、忖度が横行することで、権力を監視する力が弱まっている。戦前のような「強い圧力」が万が一、かかった場合、なし崩しになる恐れがあると思う。	男性	63歳	インターネット企業 (Yahoo! JAPANや ハフポスト日本版 など)

以上が、本調査の結果から明らかになった日本のジャーナリストの意識である。今回は単純集計であり、クロス集計などは施していない。本調査は、複数のメディア、複数の世代のジャーナリストに対する調査である。したがって、それら複数の要素でクロス集計したならば、今回の単純集計ではみえなかったさらなる発見があるものと思われる。それらは、今後の課題としたい。

5 反省と課題

本調査を通じて、2020年代における日本のジャーナリストの意識について多くの示唆を得ることができた。しかしながら、回答者数については改善の余地がある。本調査の回答者数は73票であったが、2013年調査では747票であり、前回の調査と比較してほぼ1/10に減少していた。その理由について検討するとともに、今後の課題について言及したい。

調査依頼方法の違い

まず考えられるのが、調査依頼方法の違いが回答者数に影響を与えた可能性である。

2013年調査では調査対象となるメディア企業に対して調査依頼を行い、調査への協力が得られた社に対して概算で割り当てた数の調査票を各社に託送する方法をとった（大井ほか 2014：252）。いわゆる、託送調査である。この場合、各社における調査票の配布・回収役の存在が、回収率を高

めるのに一役買ったと考えられる。

対して今回の調査では、調査対象となるメディア企業に対して調査依頼と同時にウェブ上の調査票の回答先となる URL を告知する方法をとった。この方法は調査をする側としては手間を省略化することができ、また調査を受ける側としては調査票の配布や回収をしなくて済むので負担が大きく減る。しかし同時に、それは調査に協力する義務感や動機の低下につながったのではないだろうか。本調査では各社の報道責任者に調査を依頼したが、その判断で調査への協力を見送った、すなわち調査対象者に該当するが調査自体を知らなかった事例も少なくないと思われる。

今回の調査で前回と同じ方法を選ばなかった理由は、3つある。第1に、インターネットが普及した現在、調査票調査の多くはウェブを通じて実施するのが一般的になっているからである。第2に、身も蓋もないが調査費用の問題である。本プロジェクトの規模で全国を範囲とする調査を実施するには、可能な限り手間と費用を削減した方法を採用する必要があった。そして第3に、純粹に「ジャーナリスト調査の困難」を検証するためである。2013年調査で託送調査を実施した際、各社の配布・回収役と調査する側との人間関係が大きな役割を果たした。そうした関係が存在しないとき、果たして調査は可能なのか。それを検証したいと考えた。

質問項目の多さ

また、調査票の質問項目の多さも回答者数に影響を与えた一因であると考えられる。

2013年調査において、WJS プロジェクトから依頼された第2回世界ジャーナリスト調査における質問項目は、サブ質問を加えて35問であった⁽⁹⁾。それらの質問項目から省略可能なオプション質問を削り、日大調査独自の質問項目を10問加え、最終的にフェイスシートを含めて合計30問を設けていた。

今回の2023年調査において、WJS プロジェクトから依頼された第3回世界ジャーナリスト調査における質問項目は、昨今のジャーナリズムをめぐる状況を反映してか、サブ質問を加えて43問と大幅に増加していた⁽¹⁰⁾。加えて、各問における選択肢の数も同様に増加していた。

一般に、調査票調査において質問項目の多さはそのまま調査対象者の回答意欲の低下につながる。後述のように、多忙なジャーナリストたちであればそれは尚更である。日本における調査主体としての責任を果たすため、われわれは独自の質問を2問に絞ることで質問項目の数を調整し、最終的にフェイスシートを含めて前回と同様に合計30問とした。

それでも、質問項目の数の多さが回答意欲に影響を与えた可能性があることを示唆するデータがある。ウェブ上の調査票の管理を依頼した株式会社マーケティング・サービスによれば、調査票へのアクセスはのべ239件であり、そのうち最後まで回答完了したのが73件、残り166件のうち第1問目を回答したがその後回答を放棄したのは47件、第1問目も回答していないのが119件であった。

ここで第1問目を確認すると、ジャーナリストとして活動する上で重要なことについて、5段階の順序尺度で評価するものである。その際の評価項目は25もある。WJS プロジェクトから提示された質問をそのまま用いた結果であるが、アクセスしたものの第1問目から回答しなかった調査対象者が総アクセスの半分近くあったことは、負担を感じて回答を放棄した調査対象者が少なからず存在していたことを示唆している。

ジャーナリストの多忙化

次いで、調査対象となるジャーナリストの多忙化も理由としてあげたい。

マス・メディアを媒体とするメディア企業の衰退については、今更述べるまでもない。給与面や生活面の不満から若年層を中心に退職するジャーナリストも増加し、結果として現場でのジャーナリスト不足が慢性化していると聞く。また、メディアやコンピュータの発達はジャーナリスト活動を効率化させたが、同時に1人で同時に複数の役割を果たすことを可能にした。その結果、1人のジャーナリストが担う仕事量は1990年代と比較すると格段に増加している。

そのような状況下にあるジャーナリストたちに今回のような調査に協力する時間的、精神的な余裕があるのかと問われれば、調査を依頼した立場であるけれども、なかなか難しいのではないかと答えざるを得ない。実際、取材や報道への内部的影響（表17）として「非常に影響がある」を回答した割合がもっとも高かった項目は、「時間の制約」であった（19.2%）。先に調査を依頼した各社の報道責任者がその判断で調査を見送った可能性について言及したが、その前提として多忙な同僚に対する配慮があったことが想定できる。

われわれが今回ウェブ上の調査を選択したのは調査の手間と費用を削減することが主たる理由であるが、同時に調査対象となるジャーナリストたちの回答する手間を可能な限り減らすことで少しでも多く回答していただくことも理由であった。

ジャーナリスト調査の困難と展望

検討の結果として見えてきたのは、「ジャーナリスト調査の困難」である。とりわけ、ジャーナリスト個人々に調査を依頼することができず、彼らが所属するメディア企業というフィルターを通過しなければ調査ができないことは、大きな困難と述べるを得ない。

諸外国においてジャーナリストは自律的な職能団体に所属していることが多く、その職能団体を通じて調査することが可能だが、日本ではそれができない。職能団体そのものが存在しないからである。

日本では業界団体として、日本新聞協会や日本民間放送連盟が存在する。それらの団体が協力的であればジャーナリスト調査のハードルは大きく下がると思われるが、残念ながらその可能性は低い。両団体は企業のための団体であり、ジャーナリストのための団体ではないからである。1990年代以降、両団体がジャーナリストに対する調査を事実上放棄していることが、何よりもその証左といえる。

したがって今後の展望としては悲観的ではあるが、今後の日本においてジャーナリストの問題意識を広く把握することを目的とするような調査は、ほぼ不可能であると考えられる。ジャーナリストの意識を知るような試みは、ヒアリングのような質的調査によってのみ可能になっていくのではないだろうか。本プロジェクトも、研究の方向性を再検討する必要がある。

今後の課題

最後に、本プロジェクトの今後の課題について短く述べる。現時点で想定される課題としては、下記の3つを挙げることができる。

第1に、今回の調査によって得たデータに対する詳細な分析である。今回は単純集計を中心に報

告したが、クロス集計や多変量解析を加えることによって、より多面的な分析が期待できる。

第2に、自由回答のコメントに対する質的な分析である。先述のように、本調査では全体の91.8%の回答者から、「現代のジャーナリズムにどのような問題を感じるのか」についてコメントをいただいた。これらの貴重なデータを回答者の属性や他の回答との関係から分析することで、ジャーナリストの意識についてのより多くの示唆を得ることができるだろう。

第3に、これまでの調査データとの比較である。本調査は日大調査としては3回目、世界ジャーナリスト調査としては2回目の調査に当たる。それら過去の調査データの比較を通じて、日本および世界のジャーナリストとの時系列的な比較分析が可能となる。

上記の課題をどのように取り組み、進めていくのかについては、プロジェクト内の議論を通じて検討していきたい。

そして最後に、ご多用にもかかわらず本調査に協力してくださったジャーナリストの皆さん、本当にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

注

- (1) 本プロジェクトは筆者の他に、日本大学法学部新聞学科の佐幸信介（代表者）、山口仁、三谷文栄、山田尚武（日本大学法学部新聞学研究所研究員）、大井眞二（日本大学新聞学研究科非常勤講師）で構成されている。
- (2) 付録として添付した調査票は、ウェブ上に調査票として示したものの原本である。実際の調査では尺度選択にあたりラジオボタンを用いるなど、ウェブ上で回答しやすいように様式を変更している。
- (3) 本プロジェクトはこれまで、日本大学法学部新聞学研究所シンポジウムとして「日本のジャーナリストの過去・現在・未来—ジャーナリストとジャーナリズム研究の対話に向けて—」（2022年1月22日）を開催したほか、日本メディア学会2022年度春季研究発表会ワークショップとして「ジャーナリスト調査研究が、今しなくてはならないこと—ジャーナリストとジャーナリズム研究の対話に向けて—」（2022年6月4日）を実施した。また、関連する研究業績としては山口（2022）、中（2022）を参照のこと。
- (4) <https://worldsofjournalism.org/>（Retrieved February 9, 2024）
- (5) 本調査は、その名が示すようにジャーナリズムおよびマス・コミュニケーション教育に関するものである。メディア企業がジャーナリストを採用する基準についてのインタビュー調査の結果が含まれており、彼らの考える「ジャーナリスト」像を理解する上での貴重な資料となっている。
- (6) 日本新聞協会加盟社の送付先は計103社、日本民間放送連盟加盟社の送付先は計208社であった。複数の団体に重複加盟している場合は、まとめて1つに送付した。また、全国紙の場合、東京本社に加え地方本社に対しても調査を依頼した。
- (7) 日本インターネット報道協会加盟社は計14社、日本インターネットメディア協会は計61社であった。複数の団体に重複加盟している場合は、まとめて1つに送付した。
- (8) ウェブ上の調査に関しては、株式会社マーケティング・サービスに管理を依頼した。
- (9) 35問のうち、コアとなる質問は23問、省いても良いオプション質問は12問であった。なお、2013年調査において独自に設けられた質問項目は、問1、問7、問8、問11、問12、問14、問15、問17、問18、問19であった（大井ほか 2014）。

- (10) 43問のうち、コアとなる質問は31問、省いても良いオプション質問は12問であった。なお、われわれが独自に設けた質問項目は、問14および問15の2問であった（付録：調査票を参照）。

参考文献

- 中正樹（2022）「ジャーナリストは今、何を考えているのか—新聞記者に対するヒアリング調査から—」『ジャーナリズム & メディア』第19号
- 日本マス・コミュニケーション学会ジャーナリズムおよびマス・コミュニケーション教育に関する調査特別委員会編（2003）『ジャーナリズムおよびマス・コミュニケーション教育に関する調査報告書』日本マス・コミュニケーション学会ジャーナリズムおよびマス・コミュニケーション教育に関する調査特別委員会
- 日本新聞協会研究所編（1994a）「現代新聞記者像（上）—『新聞記者アンケート』から—」『新聞研究』No.514（文責：赤尾光史）
- 日本新聞協会研究所編（1994b）「現代新聞記者像（下）—『新聞記者アンケート』から—」『新聞研究』No.515（文責：赤尾光史）
- 本橋春紀（1996）「取材・報道の自由の現状を探る——『民放テレビ報道担当者調査』から」『月刊民放』26巻6号
- 大井眞二ほか（2008）「日本のジャーナリスト1000人調査報告書」『ジャーナリズム & メディア』第1号
- 大井眞二ほか（2014）「2013年度版『日本のジャーナリズム調査』を読む——日本のジャーナリズムの現在」『ジャーナリズム & メディア』第7号
- 新聞研究編集部編（1973）「現代の新聞記者意識」『新聞研究』No.267（文責：春原昭彦）
- 山口仁（2022）「ジャーナリズム研究におけるジャーナリスト調査の意義と方向性」『ジャーナリズム & メディア』第17・18号

第3回世界ジャーナリスト調査

本調査は、110カ国以上のジャーナリズム研究者やジャーナリストの協力によって2010年に発足した **Worlds of Journalism Study プロジェクト** (<https://worldsofjournalism.org/>) による3回目の国際的な共同調査です。日本大学法学部新聞学研究所は2013年の第2回調査から日本における調査主体として関わっており、今回も担当いたします。

本プロジェクトは、世界の多様なジャーナリズム文化の現状を、国際比較を通じて明らかにすることを目的としており、共通の質問票を用いた各国・地域で行われる調査結果はデータプールとして共有され、ジャーナリズムおよびジャーナリズム研究にとって貴重な資源となります。また、それらのデータは個人が特定されないように細心の注意を払い、厳重に管理し、研究目的以外では利用しないことをお約束いたします。

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨・意義をご理解賜り、調査にご協力いただけるようお願い申し上げます。

日本調査代表者：日本大学法学部新聞学研究所 佐幸信介
調査に関する連絡先：sako.shinsuke@nihon-u.ac.jp

問1 ジャーナリストとして活動する上で、以下のそれぞれの項目の重要性について、お聞きします。以下のa)~y)について、あなたはどの程度重要であると思えますか。それぞれあてはまるものを1つずつお選びください。

	とても重要である	かなり重要である	まあ重要である	あまり重要でない	重要でない
a.客観的な観察者（客観報道）に徹する	1	2	3	4	5
b.権力を監視・精査する	1	2	3	4	5
c.社会問題を取り上げる	1	2	3	4	5
d.人々の政治参加を促す	1	2	3	4	5
e.時事問題の分析を提供する	1	2	3	4	5
f.人々が自分の意見を表明するよう促す	1	2	3	4	5
g.人々が政治的意見を形成するために必要な情報を提供する	1	2	3	4	5
h.社会的な改革/変化を促す（唱導する）	1	2	3	4	5
i.世論に影響を与える	1	2	3	4	5
j.政治的議題を設定する	1	2	3	4	5
k.平和と寛容を促進する	1	2	3	4	5
l.受け手を教育する	1	2	3	4	5
m.社会問題に関する解決策を指摘する	1	2	3	4	5
n.社会的弱者に代わって発言する	1	2	3	4	5
o.国の発展に貢献する	1	2	3	4	5
p.政府の政策を支持する	1	2	3	4	5
q.政治的指導者に関して好意的なイメージを伝える	1	2	3	4	5
r.娯楽と休息を提供する	1	2	3	4	5
s.もっとも多く読者・視聴者を引き付ける種類のニュースを提供する	1	2	3	4	5
t.日常生活のための助言、方向付け、指示を与える	1	2	3	4	5
u.受け手を感動させるような物語を伝える	1	2	3	4	5
v.公衆衛生のための取り組みを支援する	1	2	3	4	5
w.誤情報を打ち消す/フェイクニュース対策を行う	1	2	3	4	5
x.情報をいち早く伝える	1	2	3	4	5
y.複雑な問題に関する分析と解説を提供する	1	2	3	4	5

問2 以下のa)~d)の【ジャーナリズムにおける倫理的なアプローチ】について、あなたはどの程度同意しますか。以下の項目について、それぞれあてはまるものを1つずつお選びください。

	強く同意する	まあ同意する	どちらともいえない	あまり同意しない	全く同意しない
a. ジャーナリストは、状況や個人の判断に関わらず、常にプロフェッショナルな基準に基づいて動くべきである	1	2	3	4	5
b. ジャーナリストは、無視できないような特殊な状況でない限りは、プロフェッショナルな基準で動くべきである	1	2	3	4	5
c. ジャーナリストにとっての倫理は、個々の状況に依存する	1	2	3	4	5
d. ジャーナリストにとっての倫理は、個人の判断の問題である	1	2	3	4	5

問3 以下のa)~k)のような【ジャーナリズムに関する行為】に関して、あなたはどの程度正当化される、またはされなれないと思いますか。それぞれあてはまるものを1つずつお選びください。

	常に正当化される	場合によっては正当化される	いかなる場合でも正当化されない
a. 他の誰かを装って取材する	1	2	3
b. 隠しカメラや隠しマイクを使う	1	2	3
c. 許可なく企業や政府の機密情報を記事にする	1	2	3
d. 許可なく権力者の私的な文書や写真などの情報を記事にする	1	2	3
e. 許可なく一般人の私的な文書や写真などの情報を記事にする	1	2	3
f. 機密情報を得るために金銭を支払う	1	2	3
g. 情報源から金銭を受け取る	1	2	3
h. 情報源から無償で品物やサービスを受け取る	1	2	3
i. ニュースを装った宣伝のためのコンテンツを制作する	1	2	3
j. まだ検証されていない情報を含む記事を公開、放送する	1	2	3
k. 公人に対して記事にしないことを約束しその約束を守らない	1	2	3

問4 過去5年間、ジャーナリストとして活動する中で、次のa)~m)について、どのくらいの頻度で経験しましたか。それぞれあてはまるものを1つずつお選びください。

	頻繁に経験した	しばしば経験した	ときどき経験した	ほとんど経験したことはない	一度も経験したことはない
a. 侮辱や悪意のある発言を向けられた	1	2	3	4	5
b. 仕事に関する信用を傷つけられた	1	2	3	4	5
c. 監視された	1	2	3	4	5
d. ソーシャルメディアのアカウントあるいはウェブサイトをハッキングやブロックされた	1	2	3	4	5
e. 逮捕、拘留あるいは投獄された	1	2	3	4	5
f. 業務に関して法的措置を取られた	1	2	3	4	5
g. ストーキングされた	1	2	3	4	5
h. その他の脅威あるいは脅迫を受けた	1	2	3	4	5

i. 性的暴行あるいはセクシャルハラスメントを受けた	1	2	3	4	5
j. その他の身体的暴行を受けた	1	2	3	4	5
k. あなたの署名記事が捏造または操作的な記事に利用された	1	2	3	4	5
l. あなたの個人情報が拡散された	1	2	3	4	5
m. 職場でのパワーハラスメントやいじめを受けた	1	2	3	4	5

問4 付問

上記の項目以外で、**過去5年間**、ジャーナリストとして活動する中で、問題と思われた経験があれば具体的にお知らせください。

()

問5 次のa)~d)の【仕事に関する不安】について、あなたの意見をお教えてください。**それぞれあてはまるものを1つずつ**お選びください。

	強くそう思う	そう思う	どちらともいえない	そう思わない	全くそう思わない
a. 1年以内にジャーナリストとしての職を失うかもしれないことが心配である	1	2	3	4	5
b. 自分自身の健康状態が心配である	1	2	3	4	5
c. 自分の精神やメンタルについて心配である	1	2	3	4	5
d. 日本で活動するジャーナリストに危害が与えられた際、それに対してきちんと処罰されるのか、心配である	1	2	3	4	5

問6 あなたは記事を書くにあたって、**記事内容をどの程度自分で自由に選択することができる**と思いますか。**最もあてはまるものを1つだけ**お選びください。

1. 完全な自由をもっている
2. かなり自由をもっている
3. ある程度自由をもっている
4. ほとんど自由をもっていない
5. 全く自由をもっていない

問7 あなたは記事を書くにあたって、**強調したい記事の内容や論点をどの程度自由に決められる**と思いますか。**最もあてはまるものを1つだけ**お選びください。

1. 完全な自由をもっている
2. かなり自由をもっている
3. ある程度自由をもっている
4. ほとんど自由をもっていない
5. 全く自由をもっていない

問8 あなたは【日本のニュースメディア】にどの程度自由があると思いますか。最もあてはまるものを1つだけお選びください。

1. 完全な自由をもっている
2. かなり自由をもっている
3. ある程度自由をもっている
4. ほとんど自由をもっていない
5. 全く自由をもっていない
6. わからない

問9 以下のa)~p)は主として【内部的な影響要因】のリストです。あなたが取材・報道などに取りくむ際、どの程度影響がありますか。それぞれあてはまるものを1つずつお選びください。

	非常に影響がある	かなり影響がある	まあ影響がある	少し影響がある	影響はない	わからない
a. 同僚のスタッフ	1	2	3	4	5	6
b. 会社の編集責任者	1	2	3	4	5	6
c. 会社の経営責任者・社長	1	2	3	4	5	6
d. 会社のオーナー	1	2	3	4	5	6
e. 編集方針・政策	1	2	3	4	5	6
f. 広告のクライアントへの考慮	1	2	3	4	5	6
g. 利益の期待	1	2	3	4	5	6
h. 読者・視聴者調査やそのデータ	1	2	3	4	5	6
i. ニュース取材資源の利用可能性	1	2	3	4	5	6
j. 時間の制約	1	2	3	4	5	6
k. ジャーナリズムの倫理	1	2	3	4	5	6
l. 自主規制	1	2	3	4	5	6
m. あなたの個人的な価値観や信念	1	2	3	4	5	6
n. 取材・報道の社内のガイドライン	1	2	3	4	5	6
o. 取材経費の削減	1	2	3	4	5	6
p. 長時間労働の是正、労働時間の管理	1	2	3	4	5	6

問10 以下のa)~q)は主として【外部的な影響要因】のリストです。あなたが取材・報道などに取りくむ際、どの程度影響がありますか。それぞれあてはまるものを1つずつお選びください。

	非常に影響がある	かなり影響がある	まあ影響がある	少し影響がある	影響はない	わからない
a. 同業者	1	2	3	4	5	6
b. あなたの友人、知人、家族	1	2	3	4	5	6
c. 読者・視聴者からのフィードバック	1	2	3	4	5	6
d. 競争関係にあるニュースメディア	1	2	3	4	5	6
e. メディアに関する法や規制	1	2	3	4	5	6
f. 情報へのアクセス	1	2	3	4	5	6
g. 政府による検閲	1	2	3	4	5	6
h. 政府高官	1	2	3	4	5	6
i. 政治家	1	2	3	4	5	6
j. 企業人	1	2	3	4	5	6

k. パブリック・リレーションズ (PR)	1	2	3	4	5	6
l. 情報源との関係	1	2	3	4	5	6
m. 警察	1	2	3	4	5	6
n. 自衛隊						
o. 労組やNGOなどの圧力団体	1	2	3	4	5	6
p. 科学者や医療専門家	1	2	3	4	5	6
q. 宗教法人・団体	1	2	3	4	5	6
r. 反社会的勢力・犯罪組織	1	2	3	4	5	6
s. テロ組織						

問11 以下のa)~e)は、【ジャーナリストの報道に関する信念】についての意見です。あなたは以下の信念について、どの程度同意しますか。それぞれあてはまるものを1つずつお選びください。

	強く同意する	まあ同意する	どちらともいえない	あまり同意しない	全く同意しない
a. 物事を解釈することは事実を理解する上で必要である	1	2	3	4	5
b. 真実は権力者によってつくられる	1	2	3	4	5
c. ジャーナリストが個人的な信念に基づいて報道することを止めることはできない	1	2	3	4	5
d. 物事は善悪の二元論しかなく、その中間はない	1	2	3	4	5
e. 報道において客観的な現実を映し出すことは可能である	1	2	3	4	5

問12 ジャーナリストは、印刷物・テレビ・ラジオ・ウェブサイトなど様々なプラットフォーム向けのコンテンツを制作できます。あなたがジャーナリズムのコンテンツを制作・編集、または制作を監督・管理する際、通常【どのプラットフォームで視聴者や読者に公開・放送・配信されるのか】について、事前には知っていますか。

- 1 はい。事前には知っています
- 2 いいえ。事前には知りません

問12-sq 【前問で「事前には知っている」と答えた方にお聞きいたします】

あなたが、以下のa)~i)のプラットフォーム向けに【コンテンツを制作・編集したり、制作を監督したりする頻度】は、どのくらいありますか。それぞれあてはまるものを1つずつお選びください。

	常に実施している	頻繁に実施している	ときどき実施している	ほとんど実施していない	全く実施していない	わからない
a. 紙媒体・印刷物	1	2	3	4	5	6
b. ラジオ	1	2	3	4	5	6
c. テレビ	1	2	3	4	5	6
d. ウェブサイト	1	2	3	4	5	6
e. ニュースアプリ	1	2	3	4	5	6
f. ポッドキャスト	1	2	3	4	5	6
g. ソーシャルメディア (X:旧Twitter やFacebook など)	1	2	3	4	5	6
h. メッセージアプリ	1	2	3	4	5	6

(LINE や Messengers など)						
i. メールマガジン (E メール ニュースレター)	1	2	3	4	5	6

問 12ssq 上記の項目以外で、その他に従事されたプラットフォームがあれば具体的にお知らせください。
()

問 13 あなたの職場で以下のテクノロジーは使われていますか。それぞれあてはまるものを1つずつお選びください。

	使われてい る	使われてい ない	わからない
a. コンピューターソフトが自動的にデータをニュースのテキストに変換する「自動化」ジャーナリズム、または「ロボット」ジャーナリズムといった技術	1	2	3
b. コンピューターソフトが自動的に選択した記事を受け手に目立つように見せる「ニュースを個人向けにカスタマイズ」する技術	1	2	3

問 14 あなたは、日本のジャーナリズムが正しい方向に向かっていると思いますか。最もあてはまるものを1つだけお選びください。

- 1 そう思う
- 2 ややそう思う
- 3 どちらともいえない
- 4 あまりそう思わない
- 5 そう思わない

問 15 あなたは、現在のジャーナリズムについてどのような問題を感じますか。自由にしてください。

()

フェイスシート

F1 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

- 1 女性
- 2 男性
- 3 その他・答えたくない

F2 あなたの現在の満年齢をお答えください。(数値を記入)

() 歳

答えたくない

※プルダウンで18歳～99歳、「答えたくない」までを表示

F3 あなたの最終学歴をお答えください。(○は1つだけ)

1. 小学校・中学校卒業
2. 高校卒業
3. 短大・専門学校卒業
4. 大学卒業
5. 大学院修士・博士前期課程修了
6. 大学院博士・博士後期課程修了
7. 大学に進学したが、学位は未取得
8. わからない・答えたくない

F4 あなたは、これまでに【ジャーナリズムに関する専門的な教育、もしくは職業的な訓練】を受けたことがありますか。

- 1 受けたことがある
- 2 受けたことはない

F4-sq 【前問で「受けたことがある」と答えた方にお聞きします】

あなたは次に示すどのような制度のもとで専門的な教育、もしくは職業的な訓練を受けましたか。それぞれあてはまるものを1つつお選びください。

	あてはまる	あてはまらない
a. 大学または大学院のジャーナリズム、メディア、新聞、放送等に関わる研究科/学部/学科において学位を取得した	1	2
b. 大学または大学院に所属している段階で、ジャーナリズムの現場での実習や見習いを経験した	1	2
c. ジャーナリストとして活動を始めた後、大学、専門学校、研究所、またはそれ以外の機関で短期的な講習を受けて、受講証明を受け取った	1	2

F5 あなたが【現在所属されている企業・団体】は、以下のうちどれにあてはまりますか。(○は1つだけ)

- 1 新聞社
- 2 雑誌社
- 3 テレビ局
- 4 ラジオ局
- 5 通信社

- 6 インターネット企業 (Yahoo! JAPAN やハフポスト日本版など)
- 7 電気通信事業者 (NTT やKDDI など)
- 8 その他 (具体的にご記入ください)
- 9 所属している企業や団体はない
- 10 わからない・答えたくない

F6 あなたの【現在の役職名や肩書】を入力ください。

役職名・肩書 ()

F7 あなたの【現在のジャーナリストとしての雇用形態】をお答えください。(○は1つだけ)

- 1 常勤で期限の定めのない
- 2 常勤で期限の定めのある
- 3 パートタイムで期限の定めのない
- 4 パートタイムで期限の定めのある
- 5 フリーランスあるいは自営業
- 6 その他 ()
- 7 わからない・答えたくない

F8 新型コロナウイルス感染症拡大以降、あなたの雇用形態に変化はありましたか。(○は1つだけ)

- 1 変化があった
- 2 変化はなかった
- 3 わからない・答えたくない

F8-sq 【前問で「雇用形態に変化があった」と答えた方にお聞きいたします】

新型コロナウイルス感染症の拡大以前、あなたのジャーナリストとしての雇用形態に最もあてはまるものをお答えください。(○は1つだけ)

- 1 常勤で期限の定めのない
- 2 常勤で期限の定めのある
- 3 パートタイムで期限の定めのない
- 4 パートタイムで期限の定めのある
- 5 フリーランスあるいは自営業
- 6 その他 ()
- 7 わからない・答えたくない

※F7 で回答した選択肢は非表示表示

F9 あなたはジャーナリストになってから何年目ですか。(おおよその数字を記入してください)

() 年目

※数値入力範囲は1以上99以下

F10 あなたは、【主にジャーナリズムあるいはコミュニケーション分野の組織や団体】に所属していますか。(○は1つだけ)

- 1 所属している
- 2 所属していない
- 3 わからない

F11 あなたは【特定の分野・部署（政治部・社会部など）】で取材、報道、制作監督などに勤めていますか、あるいは【様々な分野・部署】で臨機応変に働いていますか。 （○は1つだけ）

- 1 特定の分野・部署で働いている
- 2 様々な分野・部署で働いている

F11-sq 【前問で「様々な分野・部署で働いている」を選んだ方にお聞きいたします】

あなたが主に所属されている担当分野・部署について、ご記入ください。

()

F12 あなたの【ジャーナリストとしての週の平均労働時間】をお答えください。※ただし、お昼休みなどの時間は除く
※数値入力範囲は1以上133以下

F13 そのうち、【自宅（リモートワークなど）での週の平均労働時間】をお答えください

ジャーナリストとしての週の労働時間 平均 () 時間 / 週
そのうち、自宅での週の労働時間 平均 () 時間 / 週

※F12≧F13のロジックをかける
※数値入力範囲は0以上133以下

F14 あなた自身の【ジャーナリストとしての 税込み個人年収（一時金、賞与を含む）】をお答えください。 （○は1つだけ）

- 1.200万円未満
- 2.200万円以上～300万円未満
- 3.300万円以上～400万円未満
- 4.400万円以上～500万円未満
- 5.500万円以上～600万円未満
- 6.600万円以上～800万円未満
- 7.800万円以上～1000万円未満
- 8.1000万円以上～1500万円未満
- 9.1500万円以上～2000万円未満
- 10.2000万円以上
11. わからない・答えたくない

F15 【ジャーナリストとしての収入】はあなた自身が得る全体の収入のおよそ何%ですか？ （おおよその数字を記入してください。）

() %
わからない・答えたくない

2023年の新聞界

阿部 圭介*

2023年は、旧ジャニーズ事務所のジャニー喜多川前社長による性加害が大きくクローズアップされた。性暴力と報道をめぐって、週刊誌等で報道されてきたにも関わらず、大手メディアでほとんど取り上げられて来なかった点について批判が起きた。また、ChatGPTを始めとする生成AIの急速な発展と利用拡大により、学習データとしての新聞記事の利用への対応に追われた。新聞協会は、インターネットでニュースを配信するプラットフォームとの関係やNHKのインターネット利用に対応してきたが、批判も招いた。

経営関連の指標を見ると、発行部数の減少傾向は拍車がかかり、2022年の数値になるが売上高も減少が続いた。22年の新聞広告費は再び減少に転じた。

部数、売上高など減少続く

2023年10月時点の日本新聞協会加盟110紙の総発行部数は2859万486部で、前年比7.3%減だった⁽¹⁾。減少幅は、過去最大となった。1世帯当たりの部数は0.04部減少し、0.49部となった。1世帯当たり部数は、総発行部数と住民基本台帳に基づく総世帯数で算出するため、家庭での購読の実態を示すものではないが、数字の上では2軒に1軒も購読しておらず、実態はそれを大きく下回る状況と推定される。

同協会の調査によると、2022年度の新聞86社の総売上高は、前年度より1424億円減少し、1兆3271億円だった⁽²⁾。前年度比9.7%減と、再び減少率が拡大した。内訳は、「販売収入」が19.5%減の6625億円、「広告収入」が3.5%減の2577億円、「その他営業収入」が7.3%増の4069億円だった。販売収入が大幅に減少し、構成比でも49.9%と5割を下回った。一方でその他収入の構成比率は30.7%となり、年度集計を始めた2002年度以来最も高かった21年度を上回り、過去最高となった。なお、22年度の調査から「『収益認識に関する会計基準』を集計に反映するようにした。変更に伴い、前年度の単純比較はできない」との注記が付いている点には留意が必要である。この変更により、「売上高で1187億円減少の影響があった」という⁽³⁾。

デジタル関連事業収入の割合は、一般紙64社の平均が前年度比0.22ポイント増の2.37%、スポーツ3紙の平均が3.71ポイント増の10.23%だった⁽⁴⁾。

電通の「2022年 日本の広告費」によると、2022年の総広告費は前年比4.4%増の7兆1021億円だった。1947年の推定開始以来、最高という。電通では、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復や、北京オリンピック・パラリンピックの開催などを増加の要因としている。また、インターネット広告の好調も要因として挙げられている。

このうち新聞広告費は同3.1%減の3697億円となり、構成比は0.4ポイント減少し5.2%だった。業

*あべ けいすけ 一般社団法人日本新聞協会

種別に見ると、「交通・レジャー」が前年比17.8%増加した。「新型コロナの反動増」と分析している。マス四媒体（新聞、雑誌、ラジオ、テレビ）広告費は同2.3%減の2兆3985億円で、ラジオを除く3媒体が前年比で減少した。

一方、インターネット広告費は同14.3%増の3兆912億円となった。初めてマス四媒体広告費を上回った。このうち、新聞社が運営するデジタルメディア関連の広告費「新聞デジタル」は同3.8%増の221億円だった。構成比は前年と変わらず0.3%だった。新聞広告費と「新聞デジタル」を合計すると前年比2.7%減の3918億円となり、新聞広告の減少を「新聞デジタル」がカバーできていない。

「ジャニーズ性被害問題」軽視を反省

旧ジャニーズ事務所の故ジャニー喜多川前社長による性加害問題は、過去に週刊誌報道が先行していた上に、加害を認定する民事訴訟判決もあったにもかかわらず、新聞はこれまでほとんど取り上げて来なかった。2023年3月に放送されたBBCのドキュメンタリー番組に端を発し、被害者が記者会見したことから、日本国内の新聞・放送各社も大きく取り上げるようになった。長期にわたる深刻な被害が明らかになり、広告主企業が同事務所所属の芸能人の起用見合わせるなどの対応が広がった。ジャニーズ事務所は体制の一新、新会社への移行などを余儀なくされた。

放送各社は検証番組を放送、新聞社も検証記事を掲載した。例えば東京新聞は10月3日、「私たちは反省します 東京新聞はジャニー喜多川氏の性加害問題に向き合えていませんでした」と題する飯田孝幸・編集局次長の署名入り記事を掲載した。⁽⁶⁾同記事によると、ジャニーズ事務所に忖度して報道しなかったということについては、否定した。むしろ「『しょせん芸能界のスカンダル』というような意識で軽視」していたとしている。その上で、「未成年者の性被害は『芸能界スカンダル』ではなく人権の問題」とし、ジャニーズ性被害の問題を取り上げて来なかったことを「深く反省し、弱者に寄り添った報道を続けることを約束します」と結んでいる。

毎日新聞が7月7日（夕刊）に掲載した、読売新聞東京本社の滝鼻卓雄元社長のインタビューでもジャニーズ性被害について触れられており、「しょせん週刊誌レベルの話だろ、芸能ネタだろ、被害者は女性じゃないだろって軽く見る風潮が記者にあったと思う」と滝鼻は証言している。⁽⁷⁾

2つの記事から浮かび上がるのは、新聞社としては、芸能界の問題だからということで軽視していたという姿勢である。さまざまなニュースがあり、紙幅が限られる中で、一般紙は伝統的に政治、経済や、事件・事故など社会のニュースを重視し、芸能ニュースは抑制的に扱ってきた。しかし、東京新聞が書いた通り、芸能界の出来事だからといって重大な人権侵害を過小評価するのは、問題だった。さらに、この問題は経済活動にも影響を与えている。アサヒグループホールディングスの勝木敦志社長は、朝日新聞のインタビューに「取引を継続すれば我々が人権侵害に寛容であるということになってしまう」「人権は我々の事業基盤だと本心から考えている」と答えている。⁽⁸⁾企業活動を行う上で人権意識は日に日に高まっており、芸能界に留まる問題ではないという視点も必要である。加えて、性被害は女性だけでなく、男性にとっても深刻であり、軽視されてはならない。

マスコミ倫理懇談会や日本メディア学会も、この問題をテーマとして取り上げた研究会等を始めており、今後も継続的に取り上げていくという。

生成型 AI への対応、著作権法改正求める

ChatGPTに代表される、生成型 AI への対応も本格化した。生成型 AI は、質問に対する回答を、機械学習してきた内容をもとに文章で返してくる。あたかも会話しているかのように質問・回答を続けることが可能で、回答文も自然な文章になっていることから、活用が始まっている。さまざまな画像から機械学習し、画像を生成するタイプの生成型 AI も登場し、こちらも活用が始まっている。

機械学習するにはその元となる学習データが必要であり、学習データが良質であればあるほど、生成結果の質も上がる。ただし、ChatGPT などでは、何を根拠に文章を生成しているのか、出典表示がなされていない。

新聞社にとっては、良質な学習データとして記事が利用されてしまうという側面と、社内の業務効率化のための生成型 AI 活用という側面での対応が迫られている。

前者については、日本新聞協会が5月17日に「生成 AI による報道コンテンツ利用をめぐる見解」、10月30日に「生成 AI に関する基本的な考え方」を公表した。8月17日には、日本雑誌協会、日本写真著作権協会、日本書籍出版協会、日本新聞協会の4者が共同声明を発表。世界ニュース発行者協会（WAN—IFRA）や日本新聞協会など26団体が9月6日、「世界 AI 原則」を公表した。また、日本新聞協会は11月2日に内閣府知的財産戦略推進事務局が「AI 時代の知的財産権検討会」の検討課題に関し行った意見募集に対応し「AI 時代における知的財産権に関する意見」を提出。同日、G7広島サミットの結果として設けられた「広島 AI プロセス」により策定中だった「高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」の案文に対しても意見を公表した。⁽⁹⁾

特に焦点となったのは、記事の著作権についてである。日本では2018年の著作権法改正で、30条の4「著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と定められ、「著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用」は、利用可能なものとして明記された。この条文は、AI 開発のための機械学習を想定して設けられたものである。

新聞協会は、欧州連合（EU）やイギリスと比較して「日本の著作権法は AI による機械学習等について極めて間口が広い」点や、法改正当時は「生成 AI のような高度な AI の負の影響が十分に想定されていたわけではない」点について指摘し、制度的対応を求めた。⁽¹⁰⁾

一方で、新聞社内での AI 利用について、日本経済新聞社は「AI の報道利用、日経はこう考えます」と題する山崎浩志編集局長名の記事を掲載した。⁽¹¹⁾記事では「責任ある報道に寄与する場合のみ、限定的に AI を利用する」として、利用する例として「信頼できる公開情報からのデータ抽出」などを挙げた。ガイドラインがないままであれば不適切な利用による問題が起りかねず、問題が起れば記事への信頼度低下が避けられない。ガイドラインを定め、それに沿って運用することで、事故を避けるとともに、事故が起きた場合にも対処しやすくなると思われる。

対プラットフォーム

公正取引委員会は9月21日、「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書」を公表し

⁽¹²⁾た。ヤフーなどニュースプラットフォームの利用が増加している実態と、ニュースコンテンツの適正な流通の重要性に鑑み、ニュースプラットフォーム事業者と報道機関などニュースメディア事業者との取引実態について調査した結果がまとめられている。プラットフォーム事業者からメディア事業者に支払われる記事の許諾料（使用料）を、「一方的に契約内容を変更するなどして、著しく低い許諾料を設定する場合」は、優越的地位の濫用として独占禁止法上の問題となる」などと指摘した。また、アンケートに基づき、2021年度の許諾料は、1000PV（閲覧）当たり平均124円と算出した。

プラットフォーム事業者との関係について日本新聞協会の中村史郎会長は、10月18日に開かれた新聞大会の挨拶で「取引や関係の適正化に向けて、プラットフォーム事業者との対話を進めていく」と表明した。⁽¹³⁾

NHKのインターネット配信をめぐる

NHKのインターネット配信の在り方等を検討することを目的に、総務省の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の「公共放送ワーキンググループ」（主査・三友仁志早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）が2022年9月から活動を始めた。情報入手手段としてインターネットの利用が増えた中、NHKが制作した放送番組（コンテンツ）や、番組制作のために取材・収集したコンテンツを、インターネットでどのように配信するか、検討を進めている。

新聞協会はNHKのネット利用について、かねて「理解増進情報」が拡大していることに懸念を表明してきた。理解増進情報とは、NHKが定め総務省の認可を受けた「NHKインターネット活用業務実施基準」では、「放送したまたは放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（放送番組または当該情報を編集したものを含む。）」とされている。⁽¹⁴⁾

新聞協会は、2023年に入りこの問題について、5月19日、6月7日、29日、7月24日、8月10日、29日、9月28日に意見を公表・提出した。また、2月10日の「NHK2023年度予算・事業計画案に対する見解」や11月9日の「NHK経営計画（2024-2026年度）（案）に対する意見」でも、インターネット活用について触れた。⁽¹⁵⁾ワーキンググループのヒアリング等にも応じた。

ワーキンググループでは、NHKによるインターネットでのコンテンツ提供を、実施が義務付けられる「必須業務」にするという方向で検討が進んだ。これに対し、新聞協会は8月10日の意見で必須業務化に反対、「必須業務化の議論の前提として理解増進情報の問題をWGでも真摯に取りあげてほしいと考え」と留保を付けながら、「NHKは無料のテキスト（文字ニュース）業務から完全に撤退すべき」と述べた。⁽¹⁶⁾こうした新聞協会の主張は批判も招いている。⁽¹⁷⁾しかし、新聞協会の意見は一貫して、言論の多様性やメディアの多元性の維持といった観点から、NHK自身がインターネット業務の具体像を示すことや、受信料制度の在り方、NHKのガバナンスの在り方といった点に焦点を当てている。⁽¹⁸⁾検討が行われている最中の5月30日、NHKは「インターネット活用業務実施基準」には含まれていない衛星放送（BS）の番組の配信のための費用を2023年度予算に計上していたと発表した。

検討会の第2次とりまとめ案（9月6日）では、インターネットでの番組（コンテンツ）提供を「実施の有無がNHKの判断に完全に委ねられている『任意業務』ではなく、その継続的・安定的

な実施が義務付けられる『必須業務』として位置付けることにより、インターネットを通じた場合であっても、視聴者が継続的・安定的に放送番組を視聴できる制度に変更していくべきである」とされた。⁽¹⁹⁾ 今後、ワーキンググループで、NHK のガバナンスなどについても検討が進められる。

注

- (1) 日本新聞協会 (2024) 『新聞協会報』 2024年1月1日付。
- (2) 日本新聞協会 (2023) 「Data & Research ①新聞社総売上高推計調査 (2022年度) 『その他収入』 の比率拡大続く」 『新聞研究』 2023年11月号。
- (3) 同上。
- (4) 日本新聞協会 (2023) 「Data & Research ④新聞社デジタル関連事業売上調査 (2022年度) 6年連続で前年同期上回る」 『新聞研究』 2023年11月号。なお、一般紙の1社が前年同期の数値を大幅に変更したため、総平均を修正・変更したとの注記がある。
- (5) 電通 (2023) 『2022年 日本の広告費』。 https://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad_cost/2022/index.html
- (6) 中日新聞社 (2023) 『東京新聞』 2023年10月3日付。 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/281234> (2024年1月22日閲覧)。
- (7) 毎日新聞社 (2023) 『毎日新聞』 2023年7月7日付 (夕刊)。 <https://mainichi.jp/articles/20230707/dde/012/040/004000c> (2024年1月22日閲覧)。
- (8) 朝日新聞社 (2023) 『朝日新聞』 2023年9月11日付。 <https://digital.asahi.com/articles/ASR9C6H4WR9CULFA00R.html> (2024年1月22日閲覧)。
- (9) いずれの意見も日本新聞協会のウェブサイト「プレスネット」の「声明・見解」から閲覧可能。 <https://www.pressnet.or.jp/statement/> (2024年1月22日閲覧)。
- (10) 日本新聞協会 (2023) 生成 AI による報道コンテンツ利用をめぐる見解」 2023年5月17日。 <https://www.pressnet.or.jp/statement/20230517.pdf> (2024年1月22日閲覧)。
- (11) 日本経済新聞社 (2023) 『日本経済新聞』 2023年7月20日付。電子版では、次の URL で同19日に掲載 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQODL1692B0W3A610C2000000/> (2024年1月22日閲覧)
- (12) 公正取引委員会 (2023) 『ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書』 2023年9月21日。 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/sep/230921_hontainews.pdf (2024年1月22日閲覧)
- (13) 日本新聞協会 (2023) 『新聞協会報』 2023年10月24日付。
- (14) 日本放送協会 (2022) 「NHK インターネット活用業務実施基準」。 <https://www.nhk.or.jp/net-info/data/document/standards/221221-01-jissi-kijyun.pdf> (2024年1月22日閲覧)。
- (15) いずれの意見も日本新聞協会のウェブサイト「プレスネット」の「声明・見解」から閲覧可能。 <https://www.pressnet.or.jp/statement/> (2024年1月22日閲覧)。
- (16) 日本新聞協会 (2023) 「総務省『公共放送ワーキンググループ』の検討に対する意見」 2023年8月10日。 https://www.pressnet.or.jp/statement/broadcasting/230810_15104.html (2024年1月22日閲覧)。
- (17) 例えば、境治 (2023) 「NHK と新聞業界は共に沈んでいくだけかもしれない」 Yahoo ニュース。 <https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/53e16754a2567deb931ca916e42cd83bd38e7ac0> (2024年1月22日閲覧)。
- (18) 例えば、日本新聞協会 (2023) 「NHK インターネット活用業務の検討に対する意見」 2023年5月19日。

<https://www.pressnet.or.jp/statement/20230519.pdf> (2024年1月22日閲覧)。

- (19) デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 (2023) 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ (第2次) (案)」。https://www.soumu.go.jp/main_content/000899879.pdf (2024年1月22日閲覧)。

2023年の放送界概観

片野 利彦*

本稿では、2023年の放送界をいくつかのトピックスごとに概観する。

◆トピックス

英国の BBC が3月7日（現地時間）にドキュメンタリー『Predator: The Secret Scandal of J-Pop』を放送した。ジャニーズ事務所創業者で元社長のジャニー喜多川氏によるジャニーズ Jr. への性加害の実態を扱った内容で、翌月には元ジャニーズ Jr. のカウアン・オカモト氏が日本外国特派員協会で会見を開き、ジャニー氏から性的被害を受けていたことを公表した。5月には藤島ジュリー景子社長が見解をウェブで公表するとともに謝罪。その後、同事務所は外部専門家による報告書を公表し、事案の背景の一つとして“マスメディアの沈黙”を挙げるとともに、再発防止策を提言した。テレビ各局は自社と同事務所の関係性などを検証し、その結果を番組として相次いで放送。民放連は12月、「人権に関する基本姿勢」を公表し、人権の尊重、人権侵害の防止、メディアとしての社会的責任を指針として打ち出した。

3月21日、「ワールド・ベースボール・クラシック（WBC）」の決勝戦（米国時間）で日本代表が米国を破り、3大会ぶり3回目の優勝を果たした。生中継したテレビ朝日の世帯平均視聴率は42.4%（ビデオリサーチ、関東地区）で、テレビ朝日と TBS テレビが地上波で生中継した日本戦はいずれも40%を超えた。リアルタイム視聴者は全国で推計9446.2万人（ビデオリサーチ調べ）。Amazon プライムビデオはライブ配信を行い、決勝戦の配信初日の視聴者数が国内歴代1位と発表した。

配信にまつわる動きとしては、1月、グループ企業が運営する無料動画配信サービス「GYAO!」（2005年開始）を3月31日に終了すると Z ホールディングスが発表した。2月には、有料動画配信サービスの「U-NEXT」と、TBS ホールディングスやテレビ東京ホールディングスが出資する「Paravi」を運営するプレミアム・プラットフォーム・ジャパンが3月31日付で経営統合することに合意した。U-NEXT が存続会社となり、Paravi は U-NEXT 内に移管してサービスを続けている。9月には TVer が初のオリジナルドラマ『潜入捜査官 松下洸平』を配信。捜査官が芸能界に潜入捜査をしていたとの設定で、在京テレビ5局のバラエティ番組とも絡めた展開が話題となった。10月には、名古屋の民放4局（東海テレビ・中京テレビ・CBC テレビ・テレビ愛知）が運営する動画情報配信サービス「Locipo」に名古屋テレビが参加。2020年3月のサービス開始以来、これで5局が揃った。

*かたの としひこ 一般社団法人日本民間放送連盟 業務部

6月、総務省は2022年度の「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」を発表した。平日、休日ともに1日あたりの平均利用時間はインターネットがテレビのリアルタイム視聴を上回った。平日は3年連続で、休日が上回ったのはこれが初めて。

◆ NHK や放送制度をめぐる議論

総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」は、デジタル時代における放送の意義・役割、放送ネットワークインフラの将来像、デジタル時代における放送制度の見直しなどを継続的に検討してきた。10月18日、「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）」を公表し、NHKのインターネット活用業務の「必須業務化」を明示した。これを受け、同検討会の下部組織である「公共放送WG」は、ラジオや衛星放送などの同時見逃し配信について年内をめどに結論を得る方針とした。

5月、NHKは、インターネット活用業務実施基準で認められていない衛星放送番組のネット同時配信に向けた設備調達費用約9億円を2023年度予算に計上し、理事会を経ずに決定していたと明らかにした。7月、稲葉延雄会長は会見で、決定に関わった前田晃伸前会長の退職金を10%減額するとともに、関連する役員を嚴重注意とした。

10月、NHKは2024～2026年度の経営計画案を公表し、意見募集を開始した。公共放送の役割や6つの柱を掲げ、多様なコンテンツを放送とデジタルで展開するとした。また、月額で地上波契約125円、衛星放送220円を値下げした受信料額の堅持や、事業支出の削減による2027年度の収支均衡、放送波の整理・削減などを盛り込んだ。

5月には放送法と電波法が一部改正され、複数の放送対象地域の基幹放送事業者が同じ番組を同時放送することが可能となった。また、複数の特定地上基幹放送事業者が中継局設備を共同利用できるようになる。12月には、民放とNHKによる中継局の共同利用に向けた全国協議会が発足。総務省も交え、経費軽減策や共同利用のための新会社の設立などを検討する。

◆ 放送倫理・番組向上機構（BPO）の動向

NHKと民放連が作る放送界の第三者機関である放送倫理・番組向上機構（BPO）は、2023年で発足20年を迎えた。これを記念し、7月14日に記念セッションを開催した。SNS全盛時代に放送局がネット世論にどう対応するかや、課題山積の放送業界が取り組むべきことなどをめぐって、ジャーナリストの池上彰氏をコーディネーターに、ドラマ『エルピス』が話題となった関西テレビの佐野亜裕美氏ら制作者や研究者らが議論した。

BPOは以下の決定などを公表した。

・放送倫理検証委員会

NHKは5月、『ニュースウオッチ9』の中で「新型コロナ5類移行から1週間・戻りつつある日常それぞれの思い」とのVTRを放送した。前後の脈絡などから、家族を新型コロナウイルスで亡くした遺族の取材映像と受け取るのが自然な内容だったが、実際にはワクチン接種後に亡くなった人の遺族であった。12月5日、委員会は、①コロナウイルスに感染して亡くなった人と、ワクチン接

種後に亡くなった人を、“広い意味でコロナ禍で亡くなった人”との不適切な認識で放送に臨んだ、
②担当者はインタビュー相手に、「ワクチンの問題を放送で扱わない」との意図を説明しなかった、
③担当者の経験不足に対する組織のサポートが不十分だった、などの事実を踏まえ、放送倫理違反があったと判断した。

・放送人権委員会

2月14日、ペットサロンで預かっていた犬がシャンプーを受けた後に死亡したことを取り上げた日本テレビの情報番組『スッキリ』の放送内容（2021年1月28日）について、人権侵害はなく、放送倫理上の問題もあるとまでは言えないとする見解を公表した。申立人の「社会的評価を低下させた」との主張については、真実相当性が認められるとしたうえで、「申立人への直接取材を実現すべくもう一步の努力が望まれる」と要望した。

7月18日、あいテレビが放送していた深夜バラエティー『鶴ツル』に出演していた女性フリーアナウンサーが、番組内で他の出演者から度重なる性的言動によって羞恥心を抱かせられ、放送によりイメージが損なわれたと申し立てていた問題で、委員会は人権侵害は認められず、放送倫理上の問題もあるとまでは言えないと判断した。そのうえで、フリーアナウンサーと放送局という立場の違いや、ジェンダーバランスなど制作現場における構造上の問題に触れ、職場環境や仕組みの改善に向けた取り組みを要望し、放送業界全体にも注意を促した。

BPO は12月4日、芸能事務所における性加害が社会問題化し、BPOにも多数の視聴者意見が寄せられたことから、放送の公共性を踏まえ、「本問題は、特定の芸能事務所のことにとどまらず、それを取り巻くさまざまな媒体、さらには社会を構成する私たちが、一人ひとりの自由と人権をいかに守り、尊重することができるのか、換言すれば成熟した市民社会のあり方につながる問題でもある」とし、「放送局は、本問題の精査と反省を通して、自らの果たす使命をさらに認識し、今後もしこりうる諸問題に対しても真摯に検証し、改善を行うことが求められる」との理事長見解を公表した。

社会科学の学術誌における脱西欧化の一般化

三谷 文栄*

周知のように、英語圏の社会科学の学術誌では、注目すべき出来事や理論が見られると、様々な雑誌で大きく特集号で取り上げる傾向がある。特集号は数年かけて準備されるのが一般的だが、すぐに取り上げるべきだとされた場合、比較的短い期間で特集は組まれる。こうした観点からすると、政治コミュニケーション研究、ジャーナリズム研究、メディア研究に関する2023年に発行された英文雑誌では、アクチュアルな出来事を受けて組まれた特集や、論争となる理論的テーマは見られなかった。ただし、近年の動向に沿うように、アカデミズムにおける西欧中心主義を批判的に検討する特集号が複数組まれた（表1参照）。

Journalism 誌と *Media, Culture & Society* 誌における脱西欧化志向

西欧中心主義への批判は、カルチュラル・スタディーズを背景にメディア研究やジャーナリズム研究では比較的早期に行われてきた。*Journalism* 誌は2019年の創刊20周年号で、ジャーナリズム研究で前提となる「ジャーナリズム像」がアメリカ型であり、非西欧型のジャーナリズムの問題を軽視していると指摘しており、現在もその批判的視点を継続している（三谷 2020参考）。

Journalism 誌は、2023年、24号（12巻）に二つの特集を掲載した。一つは「ジャーナリズムとローカルメディア（Journalism and Local Media）」、もう一つが「ジャーナリズムとパンデミック（Journalism and the Pandemic）」である。前者の特集は、アメリカに限らず、ベルギーやフランス、ノルウェーなどのヨーロッパやオーストラリアなどのローカルメディアを取り上げて分析したものである。ノルウェーを事例にした論文では、ローカルメディアが置かれている困難な状況が、ローカルメディアで見落とされがちな点（blind spots）や多様性にいかなる影響を及ぼすのかを論じている（Morlandstø and Mathisen 2023）。この特集は、西欧諸国を中心としたローカルメディアを取り上げているものの、多様性を意識したものとなっている。また、後者の「ジャーナリズムとパンデミック」は、新型コロナウイルス感染症が蔓延した時期のジャーナリズムやニュースを取り上げたものである。ここでは非西欧諸国である中国なども取り上げており、*Journalism* 誌全体を通してアメリカ型のジャーナリズムだけではない形を模索していると言える。こうした動向は今後の特集にも反映されており、オンラインでは特集号「グローバルサウスにおけるラジオジャーナリズム（Radio Journalism in the Global South）」の一部の論文がすでに公開されている（例えば Spurk and Katunzi 2023; Nkoala 2023など）。

本稿で取り上げている雑誌の中で、国家・文化・社会の多様性を最も意識しているのが *Media, Culture & Society* 誌である。同誌は、中国で開発された TikTok を特集号で取り上げた。「TikTok と中国のプラットフォーム化（TikTok and the Platformisation from China）」と題した特集は、

*みたに ふみえ 日本大学法学部新聞学科 准教授

表1 ジャーナリズム、メディア、政治コミュニケーション研究の学術誌の特集号（2023年）

学術誌	掲載号 (巻)	特集タイトル
Journalism	24(12)	Special section: Journalism and Local Media Special section: Journalism and the Pandemic
Media, Culture & Society	45 (8)	TikTok and the Platformisation from China
Political Communication	40 (3)	Digital Campaigning in Dissonant Public Spheres
	40 (4)	Race and Ethnicity as Foundational Forces in Political Communication

出典：筆者作成

中国を拠点とする革新的なプラットフォーム・テクノロジーが、中国以外の地域のデジタル文化を生み出し、そして破壊する可能性があるとしたうえで、「TikTok の世界的な台頭によって、地政学的な不安が増大している」と指摘している (Lin and de Kloet 2023)。そのうえで、TikTok など、これまで見られなかった新たな SNS やプラットフォームが出てきたことを考慮すると、より多様なアプローチを検討する必要があると述べた (ibid.)。特集の論文も中国、インド、フィリピンといったアジア諸国を事例に、各国で TikTok がいかに受容され、あるいは禁止されたのかを取り上げており、多様なアプローチを模索した結果と言えるだろう。

Political Communication 誌における脱西欧化志向

カルチュラル・スタディーズの影響を直接的に受けた *Journalism* 誌や *Media, Culture & Society* 誌に比べて、脱西欧化の歩みが遅いのが *Political Communication* 誌である。*Political Communication* 誌は2023年、二つの特集号を掲載した。一つが「不協和な公共圏におけるデジタルキャンペーン (Digital Campaigning in Dissonant Public Spheres)」であり、もう一つが「政治コミュニケーションにおける基礎的な力としての人種とエスニシティ (Race and Ethnicity as Foundational Forces in Political Communication)」である。前者は、前編集部が企画したものであり、現編集長レジーナ・G・ローレンスのもと企画されたものが後者になる。注目すべきは、ローレンスが40号1巻の冒頭で、政治コミュニケーション研究が現在抱えている問題を指摘したことである。彼女は、同誌で過去6年間に発表された194本の論文の内容分析を行い、多様性の観点から以下のような問題があると述べた (Lawrence 2023)。

- ① *Political Communication* 誌に掲載された政治コミュニケーションのダイナミクスを国家間で比較した研究は、時代とともに増えてはいるものの、比較的少ない。過去6年間に発表された194本の論文を分析したところ、80%以上が単一国家を対象とした研究であった。
- ② 比較研究であれ単一国家を対象とした研究であれ、対象となった国家は圧倒的に西欧民主主義国家であった。同じ194本の論文のうち、80%以上がアメリカ、カナダ、ヨーロッパに焦点を当てていた。
- ③ 過去6年間に発表された論文の筆頭著者のうち、3分の2以上が男性であった。
- ④ ジェンダーや人種の問題を明確に取り上げた論文は10%未満であった。

これらの指摘は、政治コミュニケーション研究がいかに西欧中心主義的であることを浮き彫りにするものである。こうしたローレンスの問題関心は人種とエスニシティをテーマとした特集号に反映されていると言える。

特集「政治コミュニケーションにおける基礎的な力としての人種とエスニシティ」は、政治コミュニケーション研究がいかに白人の視点を中心に据えてきたのかと問題提起したものである。そうした視点が中心となった背景として、第一に政治コミュニケーションの研究成果の多くが西欧社会を対象としていること、第二に行動科学を重視した比較的短期的な視点で行われる効果研究と、社会的に構築され、歴史的に位置付けられてきた人種・エスニシティの問題関心が適合しないこと、第三に政治コミュニケーション研究が西欧中心的な科学実践を重視してきたことが挙げられた (Coles and Lane 2023: 369-372)。こうした問題関心から掲載された論文は、人種やエスニシティを政治コミュニケーション研究の中心に据えることで、多民族国家の政治体制に関するより深い理解を可能にし、それによって政治コミュニケーション研究の可能性を広げると指摘する (Zarate 2023; Harbin 2023)。

人種やエスニシティを主題にした *Political Communication* 誌の特集は、編集長の問題意識を反映した、西欧中心主義を改めて問う重要なものだと評価できる。しかし、この特集では、依然としてアメリカ政治に焦点を当てた論文が多数であり、「非西欧」へ視野を広げたものとは言いがたい。政治コミュニケーション研究、その中でも特に効果研究がアメリカを中心に発達してきたこと、そして同誌がアメリカ政治学会の部会が発行していることを考慮すると、「非西欧」に視野を広げていくことにはおのずと限界があるだろう。非西欧諸国をテーマにした論文には、その国家を取り上げる正当化が求められる一方で、アメリカ政治をテーマにすることでそれを免れてきた研究もある。国際化を志向するのであれば、たとえアメリカ政治をテーマにする研究であったとしても「正当化」から免れないことを徹底することが求められる。*Political Communication* 誌はこうした問題に取り組むと表明しており、今後の変化を期待したい (Lawrence 2023: 2-3)。

参考文献

- Coles, S. M. & Lane, D. (2023) "Race and ethnicity as foundational forces in political communication: Special issue introduction," *Political Communication*, 40 (4), pp.367-376.
- Harbin, M. B. (2023) "Don't make my entertainment political! Social media responses to narratives of racial duty on competitive reality television series," *Political Communication*, 40 (4), pp.464-483.
- Lawrence, R. G. (2023) "Editor's note," *Political Communication*, 40 (1), pp. 1-3.
- Lin, J. and de Kloet, J. (2023) "TikTok and the platformisation from China: Geopolitical anxieties, repetitive creativities and future imaginaries" *Media, Culture & Society*, 45 (8), <https://doi.org/10.1177/01634437231209203>
- Morlandstø, L. and Mathisen, B. R. (2023) "Blind spots and diversity in a local media landscape," *Journalism*, 24 (12), pp. 2575-2592.
- Nkoala, S. (2023) "How radio influences indigenous language podcasts in South Africa: A case study of *Epokothweni* and *iLukuluku*," *Journalism*, online first <https://doi.org/10.1177/14648849231214054>
- Spurk, C. and Katunzi, A. (2023) "The quality of radio journalism in Tanzania: Empowering citizens or at a crossroads?" *Journalism*, online first <https://doi.org/10.1177/14648849231214051>

三谷文栄 (2020) 「ジャーナリズム研究の諸課題」『ジャーナリズム&メディア』14号、pp.160-164。

Zárate, M. G. (2023) “Dimensions of pandering perceptions among Hispanic Americans and their effect on political trust,” *Political Communication*, 40 (4), pp.440-463.

パトリツィア・ヤネチコヴァ Patricia Janečková に花束を —若き歌姫の死とメディアの光—

伊藤 英一*

- 1、若き歌姫の死を悼んで
- 2、オストラヴァそしてチェコの花が世界へ
- 3、小荘厳ミサ曲の小天使として
- 4、モラヴィアの空を見上げて
- 5、ビロードの歌声はアクセス禁止の国境を越えて
- 6、パトリツィアの闘病に花束を
- 7、天使の翼とメディアの光

1、若き^{ラディーヴァ}歌姫の死を悼んで

「悲しいニュースがチェコのクラシック音楽界にもたらされました。歌姫^{ラディーヴァ}パトリツィア・ブルダ・ヤネチコヴァが25歳で早世したのです。」⁽¹⁾

2023年10月8日、チェコ放送傘下の国際プラハ・ラジオのスペイン語放送は、その1週間前の10月1日、日曜日に逝去した若き歌姫を悼んで31分8秒の追悼音楽番組を放送した。輝かしい未来を約束されたかに思われた、歌姫パトリツィアの成功への飛翔が、余りにも唐突に中断されてしまった痛みが伝えられた。

どこまでも澄み切った、しかし優しいふくよかさにつつまれたソプラノで、彼女が朗唱するヨゼフ・ハイドン作曲のサルヴェ・レジナ^{S a l v e r e g i n a}とアントニオ・ヴィヴァルディによる同曲名のサルヴェ・レジナが流された。ハイドンおよびヴィヴァルディの2大作曲家の手になるサルヴェ・レジナが捧げられた聖母マリアの優しさとパトリツィアの歌声が渾然一体となったような深い憐れみを感じさせる時空間となっていた。

サルヴェ・レジナは聖務日課の終わりに歌われることが多い聖母讃歌とか元后讃歌と呼ばれる聖歌であるが、パトリツィア・ヤネチコヴァが古楽器を主体に編成されたコレギウム・マリアヌムをバックに朗唱する音の響きが素晴らしかった。

そんなスペイン語放送だけでなく、10月8日の国際プラハ・ラジオは、フランス語、ドイツ語、ロシア語、英語の放送でも、多少の編集上のヴァリエーションを加えながらも、いずれも30分前後の枠でパトリツィアの歌声と人となりを紹介する追悼音楽番組を流した。

*いとう えいいち 元日本大学法学部新聞学科 教授

フランス語放送⁽²⁾では、スペイン語放送よりも多少ポピュラーな話題と曲も選ばれており、番組はパトリツィアが12歳だった2010年に歌った「Time to Say Goodbye」で開始された。これは、チェコおよびスロヴァキア両国のテレビ会社合同開催によるコンクールであるタレントマニアで120万票を得て、1万人の参加者から勝ち抜きパトリツィアが優勝⁽³⁾した時のものである。もっとも、それは冒頭のさわりのイントロだけで、パトリツィア・ヤネチコヴァへの追悼番組にふさわしい、彼女の歌う聖歌をメインに置く流れに直ぐ切り替えられたのではあるが。

パトリツィア・ヤネチコヴァ (Patricia Janečková) は、スロヴァキア人の両親の下、ドイツのバイエルン州ミュンヘンで、1998年に誕生した。しかし、生後3ヶ月で、父がチェコのオストラヴァに本拠を置くヤナーチェク・フィルハーモニー管弦楽団のコントラバス奏者として赴任した為に、一家もオストラヴァに同行。以来、パトリツィア・ヤネチコヴァは25年の生涯を乳癌により閉じざるを得なくなった2023年10月1日迄、大半の時をオストラヴァで過ごしたのだった。彼女は一昨年2022年2月に癌との診断を受け、苛酷な闘病生活に入ることを公表していた。亡くなる3ヶ月前となった昨年の6月には、スロヴァキアの俳優ヴラスティミル・ブルダ (Vlastimil Burda) 氏と念願の結婚、パトリツィア・ブルダ・ヤネチコヴァ (Patricia Burda Janečková) と新夫ブルダの姓も織り込まれた名前と変わった。

フランス語放送では、2010年のタレントマニアに出場した時の思い出として、「歌うのが好きだったので、勝ち負けは大事ではなかった。未だ、子供だったこともあり、優勝した後は、カメラやインタビューに慣れていないせいで、大変だった。内気だったし、大人の人達とどう話して良いのかも判らなかった」との述懐も紹介している。

その後で、パトリツィアの本領発揮の分野である、教会での歌声を流しての、30分14秒の放送時間であった。

ドイツ語放送⁽⁴⁾では、彼女がドイツで生まれたものの、オストラヴァで成長、ヤナーチェク音楽院で学んだことに触れた後、オストラヴァにあるモラヴィア・スレスコ (シレジア) 国立劇場でレナード・バーンスタインの「ウエスト・サイド物語」に出演、マリア役で喝采を浴び、来シーズンの主役となる演目も予定されていた彼女の死を伝えた。

急逝した彼女の美しい歌声を思い出^{よすが}す縁としてと、2019年に南モラヴィアのユネスコ世界遺産レドニツェ＝ヴァルティツェ (ドイツ語ではアイスグループ＝フェルトツベルク) で開催された古楽器フェスティバルで彼女がコレギウム・マリアヌムと共演した折の録音^{よすが}が流され、29分56秒の番組となった。

ロシア語放送は「オペラ歌手の^{スター}星が消えた⁽⁵⁾」と報じ、2年にわたって癌と戦って亡くなった若いパトリツィア・ブルダ・ヤネチコヴァの死が、チェコ共和国に衝撃をもたらしたと伝えた。2014年ローマで開催された国際典礼音楽歌唱コンクールで優勝、2016年にはチェコ・ボヘミア西部の温泉都市カルロヴィ・ヴァリ (ドイツ語名；カールスバート) で開催されたドヴォルザーク歌唱コンクールで三つの賞を受けたパトリツィア・ヤネチコヴァを追悼した30分01秒の番組であった。

英語放送は、「日曜の半時間、今日の音楽の時は、少しほろ苦い^{a bitter sweet}ものです」と前置き、「オペラ界

の輝く新進の星、パトリツィア・ブルダ・ヤネチコヴァは、25歳で癌に倒れました⁽⁶⁾として、いきなり彼女の歌うサルヴェ・レジナを聴かせていた。番組は30分13秒で終了したが、最後の視聴者への慰めとして、「25歳だったが、彼女は録音・録画を永続的遺産として残してくれた」の言葉で締め括られた。

とはいえ、ハード媒体での記録は、CDが12年ほど前、タレントマニア優勝時に出されたものが一枚とクリスマス・ソングを他の奏者と共に歌ったものが一枚、加えてスロヴァキア語の童話朗唱が一枚あるのみで、最新の録音・録画技術を駆使したものが残ってくれていたらと切に願いたい。

チェコの国際プラハ・ラジオの追悼音楽番組からは、スロヴァキア人の両親に守られドイツで生まれたパトリツィアが、育ったチェコで暖かく迎えられ、惜しまれつつ亡くなった悲しみと哀悼が伝わっていた。そこには、国籍や国境の制約が全く影を落とさない空気感も感じられた。

同時に、パトリツィアへの追悼音楽番組であり、30分前後と時間の枠がありながらも各々の言語による番組の内容と選曲には差異があり、時間のずれに関して柔軟性があり、編成上の自由に幅があることにも、興味が持たれる番組となっていた。

尚、パトリツィア逝去の翌々日、2023年10月3日の国際プラハ・ラジオは、その3日後の金曜日6日に開催されるレドニツェでの音楽祭⁽⁷⁾は、パトリツィアに捧げられると報じていた⁽⁸⁾。ちなみに、レドニツェはドイツ語ではアイスグルプと呼ばれ、リヒテンシュタイン家ゆかりのワイン畑と史跡で有名なところである。

また、チェコ放送 (Český rozhlas ; ČRo) のデジタルによるクラシック音楽チャンネルである ČRo D-Dur は、2023年10月25日水曜日の午後8時から「Zpívá Patricia Janečková (パトリツィア・ヤネチコヴァは歌う)」とのタイトルで、4時間に及ぶ長時間番組を編成放送した。「25歳で早世したパトリツィア・ヤネチコヴァを偲ぶ最良の手立ては、録音を通して」と、ラジオ放送用録音ストックからドヴォルザーク歌唱コンクールに於ける彼女の歌声等⁽¹⁰⁾を選曲しての番組だった。前半はバロック音楽を中心に取上げたが、後半に入ってから、パトリツィアが素晴らしい声を披露しているロッシーニの小荘厳ミサ曲 (本稿3で取上げる) 全曲を紹介した。

続いて、一昨年 (2022年) にスプラフォンのレーベルで発売されたCDから、パトリツィアが歌ったクリスマス・ソングとして「Tichá noc」^{テイハノス}を含む3曲を選び番組を閉じた。「Tichá noc」は、「静かな夜」との意味で、日本でも「きよしこの夜」としてお馴染みである。ザルツブルク近郊のオーベルンドルフで1818年のクリスマスに初演された賛美歌「Stille Nacht」^{シュティレナハト}は、オーストリアの無形文化遺産としてユネスコが2011年に指定しているが、ボヘミアやモラヴィアでも19世紀半ばからチロル民謡のように愛唱されて来た。

チェコ放送の音楽チャンネル名である「D-Dur」とは「ニ長調」を意味している。同時に、Dは神^{D^eu^s}の頭文字あることから、D-Durとは神^{D^eu^s}の長調、即ち「神の調べ」を示唆しているのであろう。オーストリア近辺では、ヴィーン・フィルハーモニー管弦楽団を、そのドイツ語名^{ディ ヴィナー フィルハルモニカー}「Die Wiener Philharmoniker」の冠詞Dieと「ヴィーンの」を意味するWienerをリエゾン風に続

けて、ラテン語の^{ディヴィナ} Divina（神の）と同音同義のように呼ぶことを好む音楽ファンが多いのと同様の感じを受ける。

2、オストラヴァそしてチェコの花が世界へ

国際プラハ・ラジオのフランス語放送では、番組冒頭にパトリツィアが12歳だった2010年に、チェコおよびスロヴァキア両国のテレビ会社合同開催によるコンクールであるタレントマニアで優勝した折に歌った曲で開始されたことを前の項で述べた。

その番組をインターネット上でストリーミングにより流すだけでなく、ニュース部分を文字で要点を伝えると共に、番組で放送できなかった曲目をカバーするユーチューブ等をウェブサイトで紹介している。それはフランス語放送だけでなく、他の言語による放送も同様であるものの、紹介された曲目と曲順はいずれの放送も差異があり、自由に選ばれている。

フランス語版の⁽¹¹⁾紹介サイトでは、先ず、放送時には冒頭のさわりの部分だけに留められた「Time to Say Goodbye」⁽¹²⁾を、ユーチューブで全曲視聴出来るようリンクを張っている。

次いで、パトリツィアが機械仕掛けの人形オランピアに扮して歌った「生垣には、小鳥たち⁽¹³⁾」が紹介されている。ジャック・オッフエンバックの^{Opera fantastique}幻想的オペラである「ホフマン物語」の第2幕で、機械仕掛けの粋を尽くした精華である人形オランピアにより歌われる曲である。

この「生垣には、小鳥たち」は、パトリツィア自身が2016年5月15日にユーチューブ上にアップしている。以来7年余り経過した2023年12月7日11:00JST（日本標準時）現在で視聴回数20,002,730回と、2千万回を超えており、クラシック音楽では異例とも言えるヒット数を伸ばしている。上演されたのは、2016年1月7日のオストラヴァ新春コンサートで、ヤナーチェク・フィルハーモニー管弦楽団が共演している。指揮はマティアス・フェルスターであるが、当時パトリツィアは未だ17歳であり、コントラバスを支える父君はさぞ嬉しかったであろうと思うと微笑ましい。機械仕掛けの人形を生身の人間が演じるアンビバレントな魅力を見事に出している。機械仕掛けの人形そのものを本当の娘（fille）のように錯覚させる可愛らしさ、コロラトゥーラやトリルの見事さは勿論としてスタッカートの歯切れの良さをはじめとした歌い上げる技術の正確さ、声の清澄度と暖かさの融合した素晴らしさ、と魅力に満ち溢れた逸品となっているところが世界の人々を魅了しているであろう。同時に、そのコメント欄に世界各地から寄せられた1万4千を超えるメッセージから溢れ出る、パトリツィアの早世を悼み、悲しむ声の多さに圧倒される。

（この「生垣には、小鳥たち」へのアクセス先は <https://youtu.be/mVUpKIFHqZk>）

第3曲目には、アントニン・ドヴォルザークが作曲した「ルサルカ」⁽¹⁴⁾から、水の精ルサルカが歌う「月に寄せる歌」が掲げられている。人間の王子様との恋に落ちてしまった水の精のルサルカ。はかなくも、危うい恋が成就したかに見えながらも、ルサルカ自身が人間の姿でいる限りは口もきけず、話すことも出来ない水の精の切ない悲しみを、月に訴える歌である。

そして最後の4曲目にシャルル・グノーがヨハン・セバスティアン・バッハの前奏曲に聖句「アヴェ・マリア」⁽¹⁵⁾を重ねた曲が紹介されている。

スペイン語版では、フランス語版の4曲に「私のお父さん」1曲を加えた計5曲とし、その「私のお父さん」を2番目に紹介している。

ジャコモ・プッチーニ作曲のオペラ「ジャンニ・スキッキ」の中で、娘のラウレッタが父スキッキに「私のお父さん (O Mio Babbino Caro)」と呼びかけながら、彼女の願いである、愛する彼と一緒にいる為の指輪を買い行きたいとの思いを歌い上げるアリエッタ（短いアリア）である。

ドイツ語版は、⁽¹⁷⁾パトリツィアが機械仕掛けの人形オランピアに扮して歌う「生垣には、小鳥たち」の一曲のみに絞っている。

ロシア語版では、⁽¹⁸⁾バッハ＝グノーのアヴェ・マリアに加え、「私のお父さん」、と「生垣には、小鳥たち」の3曲が紹介されている。

一方、英語版では、⁽¹⁹⁾「Time to Say Goodbye」、ルサルカからの「月に寄せる歌」、「私のお父さん」、「生垣には、小鳥たち」の順序で4曲が選ばれている。

このように国際プラハ・ラジオがウェブサイトで紹介しているユーチューブでのパトリツィアの活躍を見てみると、25年の生涯を殆どオストラヴァで過ごした彼女がオストラヴァから、チェコ全国に、更には地球全体、くまなく世界の各地から視聴者層の熱烈な支持と情熱的関心を集めていることが判って来る。オフエンバックのホフマン物語「生垣には、小鳥たち」への2千万回を越える視聴者が受けたであろう感激、印象、哀悼を多様多彩な言語によるコメントの数々から読み解いて行くと、彼女の歌声の素晴らしさとその力の大きさと共に、ユーチューブのグローバル性も同時に理解できる。

だが、他方で、25歳で散った彼女、オストラヴァそしてチェコの花としてのパトリツィアが残してくれた録音・録画に残された歌声そのものは素晴らしいものの、音質と画質には問題があり、記録そのものも断片的なものが多く、その水準が彼女の真価を伝えるのにふさわしいものなのかどうか淋しく思える部分があることは否めない。

3、小荘厳ミサ曲の小天使として

ブルノのチェコ・フィルハーモニー合唱団はそのホームページで、合唱団の推奨演奏録画を掲げている。その筆頭に、ジョアキーノ・ロッシーニの「小荘厳ミサ曲」⁽²⁰⁾ (La petite messe solennelle)⁽²¹⁾が挙げられている。これは、同合唱団による2020年～2021年シーズンの第4回定期演奏会の模様を録画した1時間27分に及ぶものだが、この演奏会でソプラノのソロを担当したのがパトリツィア・ヤネチコヴァで、彼女の素晴らしい歌声を思い起こす為の貴重な記録となっている。

ジョアキーノ・ロッシーニ⁽²²⁾は1869年、76歳の時にパリのパッシーで没している。その数年前の1863年から1864年にかけて、アレクシス・ピレ＝ウィル (Alexis Pilet-Will) 伯爵の求めに応じてロッシーニが作曲したのが「小荘厳ミサ曲」で、当時71歳、引退表明してから既に34年を経た頃の作品である。

小荘厳ミサ曲は演奏時間に1時間半近くを要する大曲の部類に入るが、「小 (petite)」との形容詞が冠されているのは、オーケストラのような大編成ではなく、ピアノ2台とハーモニウム (リード・オルガン) 1台によるコンパクトな小編成での伴奏を想定していたからである。この作品は、発注者のアレクシス・ピレ＝ウィル伯爵の館での私的な集まりで、法王庁大使も出席の下、1864年3月14日に初演⁽²³⁾されている。

その小編成の伴奏により、逆にソプラノ、アルト、テノール、バスと合唱団による歌唱パート⁽²⁴⁾の素晴らしさ、繊細さが際立つ場合もある。

もっとも、ソプラノのソロによる部分である Crucifixus (クルシフィクス) および O Salutaris Hostia (オ・サルタリス・オステリア / ホステリア) の内、後者の O Salutaris Hostia は当初の小編成による曲には入っていなかったと言われる。ロッシーニが後にオーケストラ編成の曲を用意した際に、トマス・アキナスによる O Salutaris Hostia の冒頭4行分に曲を付け、小荘厳ミサ曲に加えている。以後、ピアノ2台とハーモニウムをバックとする小編成の場合も O Salutaris Hostia を含む形で演奏され、歌われるのが慣例となったとされる。

この慣例の御陰で、ブルノのチェコ・フィルハーモニー合唱団による小編成の演奏でも、パトリツィア・ヤネチコヴァによるソロ独唱での O Salutaris Hostia を、Crucifixus に加える形で視聴することが出来たのだとも言えよう。

ここでは、まさに小編成のメリットである繊細さが生かされ、特にパトリツィア・ヤネチコヴァのソプラノが際立っている。

(小荘厳ミサ曲のアクセス先は、<https://youtu.be/CqzrmdevQSI> である。ここで取上げたパトリツィア・ヤネチコヴァ独唱の Crucifixus は、冒頭から45分29秒～48分50秒、O Salutaris Hostia は1時間12分48秒～1時間17分54秒の部分で視聴出来る。)

Crucifixus は、andante sostenuto (アンダンテ・ソステヌート) で、音を丁重に扱いながら歩く速さで演奏される変イ長調の部分であるが、ピアノ伴奏の静かな下支えを受けながら、パトリツィアの伸びのある声が天上に届くかのように響いている。十字架上でキリストが受ける苦難と試練の場が天上の世界に通じていることを確信させるようである。

パトリツィアがこのパートを練習している模様の録画はチェコ語版とスロヴァキア語版双方⁽²⁵⁾のウィキペディアに掲載されており、後に英語版⁽²⁶⁾にも追加されている。そこでの彼女は歌唱とメロディーの美しさそのものを楽しんでおり、十字架上のキリストの受難が大きく開かれた天上の門へ繋がっていることを信じながら歌っているようだ。新約聖書の使徒言行録2-36にある、「あなたがたが十字架につけて殺したイエスを、神は主とし、またメシアとなさったのです」⁽²⁸⁾とのペトロの説教を体現するかの雰囲気が感じられる。

文豪スタンダールは、彼の『ロッシーニ伝』の序文で、ロッシーニのことを「才気があり、何も

かも笑いとばす男⁽²⁹⁾」と描いており、案外、パトリツィアが練習している時のような明るい歌声がロッシーニの本意に近いのかも知れない。

とは言っても、やはり演奏会本番で、パトリツィアが聴かせている清澄な響きの方が、魅力的に思われる。

O Salutaris Hostia は、「天の門を私たちの為を開いて、励まして下さる聖体に感謝します。追ってくる敵と闘う力をお与え、お救い下さい⁽³⁰⁾」と祈るトマス・アクィナスが綴った冒頭の4行部分に、ロッシーニは、andante mosso（アンダンテ・モッソ / 躍動して早めに歩くような速さ）でト長調の曲を付けている。

小荘厳ミサ曲の歌い手は、小天使に他ならないとロッシーニは言い、また使徒になぞらえたりもしている。この小荘厳ミサ曲で、属音上の七の和音等を縦横無尽に使い^{こな}熟して歌い上げ、アルペジオで高音部に向かうパトリツィアの声は、まさに小天使になりきっている。

もっとも、小荘厳ミサ曲を歌うパトリツィアを、真珠に例えるコメントもあり、^{うけ}頷かれもするが。

3行目の「Bella premunt hostilia（追ってくる敵と）」との、少々好戦的にも受け止められるトマス・アクィナスの表現は、この曲を嘗て聴いた際には余り良い印象は持たなかった。しかし、パトリツィアが、この演奏会の1年後から闘うことを強いられた敵がコロナ禍であり、更に引き続いての病魔であったことを思えば、「Bella premunt hostilia（追ってくる敵と）」と朗唱する合間に置かれた無音の部分の重さが胸に迫ってくる。頑張れと応援したくなる場面である。敵と戦うための援軍と救いが差し伸べられ、快癒に向かう術はなかったのかと疑念も湧いて来る。

パトリツィアは両親がスロヴァキア人の為に、スロヴァキア人として紹介されることも多い。また、パトリツィア自身も、自己紹介時にはスロヴァキア人と称することを好み、選択している。そのスロヴァキア出身のソプラノ歌手としては、1939年生まれのルチア・ポップが⁽³¹⁾個人的な印象に残っている。

1968年4月14日の日曜日、ウィーン国立歌劇場でモーツァルトのオペラ「魔笛」が上演されたが、その時、「夜の女王」役を務めたのがルチア・ポップだった。当時、彼女は未だ29歳で、パミーナの母親役は一寸可哀想とも思った記憶がある。しかし、そのコロラトゥーラは素晴らしかった。

ただ、その前日、1968年4月13日の土曜日、レナード・バーンスタイン指揮によるプルミエール初日公演「ばらの騎士」は割れんばかりの拍手が鳴り止まず、観客の熱狂振りが凄かった。その余韻が冷めやらぬ中の翌日の公演で、ルチア・ポップがパミーナの母親役を務めるよりも、前日の公演にあったヴェルデンベルク侯爵夫人の役で⁽³²⁾彼女の声を聴いてみたかったと、贅沢にもあらぬ配役をイメージしたりした。

そんなルチア・ポップが、脳腫瘍の為に54歳で亡くなった時も早世と感じたが、25歳で逝去してしまったパトリツィアの若さは、余りにも苛酷なものに思われ、惜しまれる。

2013年、15歳になったばかりの頃のパトリツィアは「誰を理想像としているか？」とのインタ

ビューに答えて、「音楽上のモデルと考えている人はいないけれど、オペラ界のスターだったルチア・ポップが大好きです。私たちの間に、もういらっしやらないのが残念⁽³³⁾」、と語っていた。

「何故、大好きなのか？」との更なる突っ込みに対しては、「ルチア・ポップのグローバル（全体を包み込むようなとのニュアンス）な表現は、多くの面で美しい。彼女の歌は、軽くて、簡潔であると同時に、敏感で、優しく、やすらぎと幸せの感興を運んで来てくれます⁽³⁴⁾」と、しっかり答えていた。

それから、10年目、まばゆいばかりの天才的な閃光をきらめかせながら25歳で亡くなったパトリツィアが、15歳の時点で、既に先輩のルチア・ポップの業績から、謙虚に、また懸命に学びとる努力を払っていたことが推察できる回答だった。

また、時系列的には時を遡ることになるが、2011年11月、13歳のパトリツィアが父君と共に雑誌のインタビューを受けた際、「将来の夢として、是非、歌いたい一曲は？」との質問に、「魔笛の中で夜の女王が歌うアリアだ」と答えている。ただ、「うんざりする程、練習して、アリア中の最高音F3もこなせるようになったけれども⁽³⁵⁾」との話だった。「音楽で怖じけることはありますか？」との質問に対して、パトリツィアは「Ne (Non ; いいえ)」と即座に否定したのに加え、父君は「恐れるのも、敬い過ぎるのも駄目で、何事も挑戦と受けて立つのが大切⁽³⁶⁾」と補足していた。

4、モラヴィアの空を見上げて

パトリツィア・ヤネチコヴァの素晴らしい歌声を、ブルノのチェコ・フィルハーモニー合唱団演奏会での小荘巖ミサ曲で視聴出来ることを、先の項で紹介した。

ブルノはチェコ第2の都市であり、モラヴィア地方の中心地であるが、音楽の都ヴィーンまで高速道路 E461と A5で南下すると130km 程の至近距離であり、オーストリアの香りが漂う街でもある。逆に、オーストリア側から見れば、ドイツ語ではブリュン (Brünn ; 泉、源泉) と呼ばれるブルノの都市名どおり、泉湧く憩いの地なのだ。

そのブルノを出て東南東に向かうと23km 程でスラフコフ・ウ・ブルナ (Slavkov u Brna)、ドイツ語でアウステルリッツ (Austerlitz) に着く。

ブルノから東南の方角、数 km 足らずの一带は、1805年12月、ナポレオン・ボナパルトが7万3200人の兵力を擁するフランス軍の本陣を構えた場所である。その先、東方向は、アレクサンドル1世とクトゥーゾフ総司令官が指揮する8万7千人のロシア軍に加え、腰は引けていたもののフランツ1世の擁するオーストリア軍が加わり、塙露連合軍は優勢を確保、兵力的には劣勢のフランス軍と対峙した場所になる。

1805年12月2日朝からの「アウステルリッツの戦い」の描写は、ロシアの大文豪トルストイの『戦争と平和』を一読、再読 + a 回、読み直すことを薦めておきたい。史実に近いかな否かの問題は

さておき、正に血湧き肉躍る描写から味わえるダイナミックな小説の面白さは、『戦争と平和』を読んでこそ味わえるものだと言える。サマセット・モーム (Somerset Maugham)、ジョン・ゴールズワージー (John Galsworthy)、ロマン・ロラン (Romain Rolland)、アーネスト・ヘミングウェイ (Ernest Hemingway) を始めとした小説家が、世界第1級の作品と評価していることが腑に落ちる。

戦いに敗れ、重傷を負ったアンドレイ・ボルコンスキー公が、出血多量で意識朦朧となっていく中、それでも軍旗を手に、仰向け⁽³⁷⁾になったまま、プラツェン^{P r a t z e n}高地から見上げる空は、あくまでも高く、清らかで、寛やかだった。そんな空を眺めていると、勝利で慢心し虚栄心にまみれたナポレオンが、とてもちっぽけに見えた。そのように描かれた紺碧の空は、プラツェン高地やアウステルリッツを包摂するモラヴィアに拡がる無窮の空である。

トルストイが描くモラヴィアに拡がる空に触れたからには、フランスの文豪スタンダールの描いた『パルムの僧院』の話は避けては通れない。

「アウステルリッツの戦い」から下って、ほぼ9年半後のことになる。『パルムの僧院』に描かれる、侯爵家のうら若き青年ファブリスは、崇拝するナポレオンがエルバ島を脱出したことを知り、1815年6月18日のワーテルローの戦いに向け、フランス軍に組みするべく馳せ着けようと試みる。未だファブリスが16歳半ばかり17歳にかけての頃であった。しかし、フランス軍は敗れ、故郷イタリアの景勝地コモ湖周辺は敵方オーストリアの保護下に入ってしまった。そこで、ナポレオンの共鳴者と見做され逮捕投獄されることを恐れての、ファブリスの逃避行と恋の遍歴が始まるのである。ファブリスの老恩師が語る、「(恩師は司祭に昇任されなくて、かえって良かった) もし司祭になっていたら、モラヴィアの丘の牢獄、シュピールベルクに行く運命だったのだ」⁽³⁸⁾との回想は、ファブリス自身にとっては身近に迫った恐怖であった。「(ファブリスが官憲に) 見つかったらコモ湖畔からシュピールベルク⁽³⁹⁾一筋道」を辿らざるを得ない窮地に立たされていた。

このように、スタンダールは『パルムの僧院』の中で、モラヴィアのシュピールベルク城塞を牢獄として描いている。それから125年程後の第2次世界大戦中、シュピールベルク城塞は、ナチスドイツの秘密国家警察ゲシュタポ (Geheime Staatspolizei) により利用された時期もあった。

しかし、シュピールベルク (ドイツ語で Spielberg、チェコ語では Špilberk) とは、ドイツ語の意味では「遊ぶ (Spiel) 山 (berg)」であり、楽しく遊ぶ野山なのだ。事実、シュピールベルクはブルノの市街を眼下に望み、周囲に拡がるモラヴィアを一望に眺められる景勝の地である。

シュピールベルクを軍事拠点として利用することは1959年に廃止、ブルノ市立博物館として改装され、本来の「遊ぶ (Spiel) 山 (berg)」との意味に近い場所に戻りつつある。

更に、2000年からは、夏になると、シュピールベルク城塞の庭園でシュピールベルク音楽祭 (Festival Špilberk)⁽⁴⁰⁾が開催されるようになった。

2019年8月14日から22日にかけて開催された第20回シュピールベルク音楽祭では、その初日にパ

トリツィア・ヤネチコヴァがブルノ・フィルハーモニー管弦楽団と共演している。

エクトル・ベルリオーズの「夏の夜 (Les Nuits d'été)」から「田園詩 (Villanelle; 牧歌)」、フランツ・レハールの「ジュディッタ (Giuditta)」から「私の唇は… (Meine Lippen Sie Kussen so Heiss)⁽⁴¹⁾」、オッフェンバックの「ホフマン物語」から「生垣には、小鳥たち (Les oiseaux dans la charmille)」等、パトリツィアの十八番がプログラムに選ばれており、特にレハールの曲では、彼女の声の潜在性の高さが示されていたとの評価であった。⁽⁴²⁾また、この日と同様のメンバーとプログラムで、8月24日、ドイツ・ベルリンのブリッサー庭園で野外コンサートが開催されており、楽団の人達に夏休みの無い様子も伝えられている。⁽⁴³⁾

2019年から2020年初頭にかけては、オストラヴァ、ブルノ、スロヴァキア、ポーランド、ドイツと、パトリツィアの超過密スケジュールが続いていた。本拠地であるオストラヴァの管弦楽団に加え、プラハのスメタナ・ホールでは西ボヘミア交響楽団と、ポーランドではポズナン・フィルハーモニー管弦楽団等と共演し、素晴らしい躍進を示していた。

しかし、パトリツィアの飛翔する空が大きく広がったかに思われた元気溢れる時期、2020年初頭から、世界中がコロナ禍に席捲されてしまった。そのコロナ禍に前向きに挑戦しようと葛藤するパトリツィアの様子が、自宅の携帯ピアノで弾き語り、歌う姿から覗かれるのが痛ましい。⁽⁴⁴⁾

5、ビロードの歌声はアクセス禁止の国境を越えて

ロシアはロシア国内の消費者権利を保護する為として、国際プラハ・ラジオのロシア語放送ウェブサイトへのアクセスを2021年7月15日以降、全面的に禁止する措置をとった。⁽⁴⁵⁾と報じられている。⁽⁴⁶⁾

禁止の理由は、その20年前の2001年に国際プラハ・ラジオが取上げた、ヤン・パラフ (Jan Palach) に関する報道内容が、自殺を肯定的に語ることを禁止するロシア国内法に抵触するとの理由によると推測されている。⁽⁴⁷⁾

2021年のアクセス全面禁止措置の起因となった、対象報道は20年前の2001年のものだが、その報道の内容そのものは更に半世紀以上前の1968から1969年にかけての時期に遡るものである。

当時、ヤン・パラフはチェコスロヴァキア・カレル大学の学生で20歳だったが、プラハの中央にあるヴァーツラフ広場にあるヴァーツラフ像の下で、1969年1月19日に焼身自殺した青年である。その前年、1968年の新春から晩春にかけて、チェコスロヴァキアには、報道、表現、流通の自由がもたらされるかと期待された「プラハの春」と呼ばれる季節があった。しかし、ソ連主導のワルシャワ条約機構軍による侵攻を受けて、期待された夢が敢え無く潰えてしまった。その後のチェコスロヴァキアでは、自由が抑圧されているにも拘わらず、あきらめムードが蔓延、チェコスロヴァキアの人々だけでなく、世界の反応も消極的になってしまっていた。ヤン・パラフはそんな状況に抗議して、焼身自殺を決行したのだった。

ヤン・パラフの歿後20年を過ぎた1989年2月、ヤン・パラフのメモリアルに花束を捧げようとし

た劇作家のヴァーツラフ・ハヴェルが逮捕され、9カ月間の禁固刑に処せられた。これが、チェコスロヴァキアでの革命の切っ掛けの一つとなり、共産党による一党独裁が終焉する糸口となった。この革命が、比較的平和裡に推移し、ビロードの表面が白鳥の羽毛のように柔らかく優しい感触であるように、共産主義から脱却する革命がスムーズに成就したことから「ビロード革命」、あるいは平穩に革命が実現したことから「穏やかな革命」とも呼ばれるようになったのである。そこで、ヴァーツラフ・ハヴェルはチェコスロヴァキア大統領に就任した。

なお、チェコスロヴァキアで41年間続いた一党独裁に終止符を打った、1989年11月17日から28日にかけての革命を、チェコ語では Sametová revoluce (ビロード革命 / The Velvet Revolution / La révolution de Velours) と呼んでいるが、スロヴァキア語では Nežná revolúcia (穏やかな革命 / The Gentle Revolution / La révolution douce) と呼ばれている。

更に、続いて、1992年末にはチェコとスロヴァキアの二国に別れる分離独立により、1993年1月1日、チェコ共和国とスロヴァキア共和国が誕生した。この時、ハヴェルがチェコ共和国初代大統領となり、ミハル・コヴァチがスロヴァキア共和国大統領に選出されている。

この一連の分離独立について、英語やフランス語ではビロード (velvet; ヴェルヴェット / velours; ヴルール) との比喩を援用してビロード離婚^{divorce}との表現を用いる向きもある。しかし、現地ではチェコおよびスロヴァキアの両国とも、単にチェコスロヴァキア解散あるいは分離と呼んでいる。両国とも、分離独立に伴う痛みを味わっており、そのメリット / デメリットについての評価は今も賛否相半ばと言われており、ましてや離婚に喩えられるのは好まれていないようだ。2004年に両国がヨーロッパ連合に加盟し、分離の痛みは軽減したとも言われているが。⁽⁴⁸⁾

様々な紆余曲折があったにせよ、ユーゴスラビアのような悲劇が分離独立に伴って多々見られる中で、チェコとスロヴァキアの温かな関係は高く評価されるべきである。それこそ、ビロード (ヴェルヴェット) のように柔らかくふんわりとした静穏な分離が実現し、その後もヴェルヴェットのような関係を保っており、そんなゆったりした穏やかな関係を世界中が範としてくれたらと願わざるを得ない。

ただ、そのような穏やかな革命や国家関係の礎に、もう半世紀も前の話になるが、当時、未だ20歳だったヤン・パラフの焼身自殺による抗議、犠牲があったことは事実である。

その半世紀前の、しかし忘れられてはならないと思われる事実が、20年前の2001年に於ける国際プラハ・ラジオの報道内容に含まれた。それが、自殺を肯定的に語ることを禁止するロシア国内法に抵触するとされ、2021年7月15日以降、国際プラハ・ラジオのロシア語放送ウェブサイトへのアクセスを全面的に禁止するとの措置に繋がったのであろう。

しかし、「オペラ歌手の星が消えた」^{スター}と報じた国際プラハ・ラジオのロシア語放送の例に見るように、国際プラハ・ラジオ側の報道姿勢は健在である。

また、パトリツィア・ヤネチコヴァが残したウェブ上の歌声は、ロシアでも根強く愛されているようである。ロシア語によるファンのコメント投稿も多く、またそこで表明されている彼女の死を悼む思いには深いものがある。⁽⁵⁰⁾

シャンソン歌手のシルヴィ・ヴァルタン^{S y l v i e V a r t a n}が、故国ブルガリアのマリツァ川を偲ぶと同時に、自由を求めパリへの亡命を家族帯同で先導してくれた父君への感謝を込めて歌った曲に「La Maritza^{ラ マリ ザ ャ} (思い出のマリツァ; ジャン・ルナール^{J e a n R e n a r d}作曲)」がある。この曲に、チェコの作詞家パヴェル・ザック^{パ ヴ ェ ル ・ ザ ャ ッ ク}の歌詞を付けた「Co mi dáš⁽⁵¹⁾ (何を私に下さるの)」を、パトリツィアが歌っている。彼女の歌声に寄せられた、ロシア語でのコメントや、パトリツィアへの愛惜哀悼からは、中欧から東欧にかけて通底する文化的な香りが感じられる。

もっとも、ロシア語で書き込みされているからとか、ロシアに割り当てられている国別コード=トップ・レベル・ドメイン名(ccTLD)が使われているにせよ、必ずしもロシア国内からの発受信とは断定出来ないが。しかし、ロシア語を話し書く人々のパトリツィア・ヤネチコヴァを愛する層は広く厚いのである。

スロヴァキア人の両親の下にドイツで生まれ、スロヴァキア人の恋人と結婚したパトリツィア・ヤネチコヴァが、チェコのオストラヴァで活躍、チェコ放送傘下の国際プラハ・ラジオの追悼音楽番組で哀悼の意が世界に伝えられるという、まさにピロードのような環境に包まれた、パトリツィア・ヤネチコヴァの歌声が国境の壁を超克していることが実感される。

6、パトリツィアの闘病に花束を

コロナ禍からの黎明がようやく輝きだした2021年末から2022年にかけて、コンサート、オペラ、ミュージカルと予定も目白押しで、パトリツィア・ヤネチコヴァの素晴らしい活躍と一層の飛躍が期待されていた。

しかし、「2022年1月31日の月曜日、快晴の朝、太陽の光を反射して、氷結した木々や道路が煌めき壮麗だった。電話では検査結果を伝えられないので、直ぐ来るようにと医師から告げられ、病院に出掛けた。その帰り、救急車から出ると、既に空は雲に覆われていました⁽⁵²⁾」と、パトリツィア・ヤネチコヴァは、後に雑誌の対談で語っている。

2022年2月9日、インスタグラム⁽⁵³⁾およびフェイスブック⁽⁵⁴⁾で、更に、その2週間後にはユーチューブ⁽⁵⁵⁾を介して、1月末に乳癌との診断を受けた為、厳しい闘病生活に入らなければならないと公表した。舞台を離れ、コンサート等の予定もキャンセルしたことを伝えると同時に、チェコの芸術家支援基金を通じての援助を依頼した。そして、病魔との戦いに打ち勝って、歌う世界に何時か凱旋することを誓ったのだった。

インスタグラムおよびフェイスブックでの公表に衝撃を受けた人々から、お見舞いや激励の言葉が寄せられた。チェコ語やスロヴァキア語によるものは勿論だが、ドイツ語、ポーランド語、英語、日本語、韓国語、中国語、スペイン語、イタリア語、ロシア語、ポルトガル語、フランス語、等々、世界各国語によるメッセージが投稿された。フェイスブックでの700を超えるコメントは、

長文も多く、懇切丁寧な治療方法や望ましい食事なども綴られている。

もっとも、「総てのメッセージが優しいものでは無く、それが人間の本質の一面なのでしょう」⁽⁵⁶⁾と、ミラン・バトール記者との4回目のインタビューで、厳しくも重い現実を述懐している。

しかし、そのような暗いニュースが流れた2ヶ月後には、一転して明るいメッセージが届けられた。化学療法結果は良好で、担当の腫瘍医と相談した結果、慎重を要するもののミュージカルに出演することは可能とのことであった。⁽⁵⁷⁾オストラヴァのモラヴィア・スレスコ（シレジア）国立劇場でのミュージカル「Harpagon je lakomec?」（アルパゴンは強欲か?；モリエール「守銭奴」のオリジナル・ミュージカル版）⁽⁵⁸⁾で4月6日舞台に復帰し、4月12日には「ウエスト・サイド物語」のマリア役⁽⁵⁹⁾で出演している。

その後も、癌の治療は順調で、8月10日からの外科手術は厳しいものの成功しているとの経過が果敢にアップされ、回復基調にあることが報告されていた。

2022年12月15日には、ベドルジハ・スメタナのオペラ・ブッフア「売られた花嫁（Prodaná nevěsta / La Fiancée vendue）」のエスメラルダ役で舞台に出ている。しかし、12月22日のインタビューでは、「本来の力を出せない」⁽⁶⁰⁾との苦悩も漏らしている。

闘病を続ける彼女を支援し、激励する為のコンサートが2023年1月7日、オストラヴァ福音教会で開催⁽⁶¹⁾されている。半年後の6月18日には25歳の誕生日を迎え、更に彼女が「人生で最も美しかった日」⁽⁶²⁾と書き込んだ6月24日には結婚と、朗報が続いた。

しかし、夏には肝機能の不全が重症化⁽⁶³⁾し、薬石投与を含む利用可能な治療が望めなくなり、パトリツィア・ヤネチコヴァを救うことが出来なかったと報じられた。⁽⁶⁴⁾2023年10月1日夕刻のことである。その前々日、9月29日に結婚式の模様⁽⁶⁵⁾をユーチューブにアップし、30万回を超える視聴と、1千通を超えるコメント欄での祝辞が寄せられる最中であった。

病魔という敵に勇気を奮^{ふる}って挑戦し、頑張^るって、立派に闘ったパトリツィア・ヤネチコヴァに花束を贈りたい。

7、天使の翼とメディアの光

「天使のような才媛は、その翼を完全に拡げるには時間が足りなかった。⁽⁶⁶⁾しかし、彼女は最善を尽くした。」

オストラヴァの日刊文化サイトである「オストラヴァン」でミラン・バトール記者は、パトリツィア・ヤネチコヴァが逝去した翌日の記事に、そのような見出しを付けた。

しかし、パトリツィア・ヤネチコヴァを8歳の頃から指導し、更にはヤナーチェク音楽院、オストラヴァ大学を通じて、公私双方で彼女に寄り添って来て、彼女の心に極めて近い存在であるエ

ヴァ・ドリズゴヴァ教授からは、「パトリツィアは子供のころから翼を拡げ、人生で他の人より多くのことを成し遂げました。それで、今は天にいるのです」⁽⁶⁷⁾とのメッセージがあったことを同時に紹介している。

更に、パトリツィア・ヤネチコヴァは、余りにも拙速にこの世から離れてしまったものの、信じられない程の努力家で、強い責任感に裏付けされた、多岐に亘る能力を見せながら、輝ける、消されることのない極印を残したのだと記した。⁽⁶⁸⁾

生徒としてのパトリツィア・ヤネチコヴァと、彼女を指導し「パトリツィアは子供のころから翼を拡げ…」とのメッセージを寄せたエヴァ・ドリズゴヴァ教授との、息の合った^{デュオ}二重唱を視聴してみると、⁽⁶⁹⁾良い関係の雰囲気^{デュオ}に二人が包まれている様相が実感される。

そんな二重唱の例として、先ず、「そよ風によせて (Sull'aria...che soave zeffiretto)」にアクセスしてみよう (アクセス先: <https://youtu.be/d4s5VHlAwDw>)。

モーツァルトのオペラ「フィガロの結婚 (Le Nozze di Figaro)」の第3幕で、放蕩の過ぎる伯爵を懲らしめる為に、結婚を間近に控えたスザンナと伯爵夫人が二人で手紙をドラフトする場面で歌われる「手紙の二重唱」とも呼ばれる^{canzonetta}小曲である。

伯爵夫人ロジーナ役を先生のエヴァ・ドリズゴヴァが、スザンナ役を生徒パトリツィア・ヤネチコヴァが務めているが、如何にも二人が共同作戦を練っている様子が上手く演出されている。

なお、この二重唱のバックで共演しているのはオロモウツのモラヴィア・フィルハーモニー管弦楽団であるが、指揮者は先に3項で紹介した小荘巖ミサ曲の指揮を執った^とパオロ・ガット (Paolo Gatto) で、エヴァ・ドリズゴヴァ先生の伴侶である。⁽⁷⁰⁾

2013年8月17日、モラヴィアのヤルメリツ城での音楽祭最終日の模様が録画されたもので、パトリツィアが15歳になったばかりの頃となる。演奏後、パオロ・ガットに^{うなが}促され、聴衆の拍手に応える二重唱の2人の笑顔が素晴らしい。

二重唱の二番目の例として、23歳になったパトリツィア・ヤネチコヴァがエヴァ・ドリズゴヴァ先生と出演したりサイタルでの模様にアクセスしてみたい。(アクセス先: https://youtu.be/-kgXyWa_SDo)

この録画は、⁽⁷²⁾コロナ禍で苦闘する教育関係者支援の為に、チェコ・テレビの支援の下、オルロヴァのシレジア福音教会に於いて、2021年4月24日に非公開で行われた。出演者は二重唱の2人にピアニストとアナウンサーの計4人に留められている。録画の長さは1時間9分54秒であるが、例としての曲は、録画の最後の部分となる1時間3分42秒以降の小曲を視聴してみよう。

レオ・ドリーブ (Léo Delibes) 作曲のオペラ「ラクメ (Lakmé)」第1幕からの一曲で、⁽⁷³⁾1883年4月14日にパリのオペラ・コミック座で初演されたものである。イギリス統治下のインドで、バラモン教僧侶の娘ラクメが侍女マリカと共に、ジャスミンの花咲く寺院へ出掛け、青い蓮の花を一緒に摘みまじょうと歌う「花の二重唱 (duo des fleurs)」である。可憐な娘ラクメとイギリス軍将校ジェラルド、二人の未来を待ち受ける悲恋を予知させる曲となっている。

娘ラクメを演じるパトリツィア・ヤネチコヴァと、侍女マリカ役のエヴァ・ドリズゴヴァ先生との掛け合いが、静寂な中で穏やかな雰囲気醸し出している。

二人が、同時に、しかし異なる歌詞を掛け合わせる部分が絶妙な調和を保っており、フランス語での文意が鮮明に伝えられて来る。二人が違ったことを語っているのだけれど、しかし一緒。皆が違って、皆が良い、との二重唱版となっている。

一方、コロナ禍が続く中で、様々な制約があったことが再確認される記録ともなっている。2021年初春は未だ、コロナ感染予防の為、非公開を余儀なくされていた時期でもあり、静寂な環境の利点もあるものの、拍手や観客の反応が得られない寂しさがある。また、教会の中の暖房設備の制約からか、厚手の外套を着込んでの長時間演奏の厳しさも伝わって来る。パトリツィアたちが抱えていた苦難が偲ばれる。

前例の2013年に歌われた「手紙の二重唱（そよ風によせて）」では15歳だったパトリツィアが、後者の例の「花の二重唱（duo des fleurs）」を歌った2021年には23歳となり、その間の技倆の進展に著しいものが覗けると同時に、エヴァ・ドリズゴヴァ先生の良き指導も推察される。

パトリツィア・ヤネチコヴァとエヴァ・ドリズゴヴァ先生と一緒に歌う二重唱の例を追って見ると、良き伝統を次世代に継承しようとする微笑ましい関係が麗しい。

エヴァ・ドリズゴヴァ先生は、「パトリツィアの声を变えることや、歪めることが無いように、力を入れないで、漸進的に成長できるようなレパートリーを選ぶようにしている⁽⁷⁴⁾」と、2014年に語っていた。「力を入れない」、「無理をしない」との、先生の的確な判断やアドバイスを報われつつあり、喜びや期待には大きいものがあつたのは確かであろう。

とは言え、ミラン・バトール記者の「信じられない程の努力家で、強い責任感に裏付けされた…」との記述からも推察されるパトリツィアの長所が、逆に2022年の術後スケジュールを厳しいものに留めてしまった可能性は否めない。公演予定をキャンセルしたとのメッセージどおりには運ばなかった事情が垣間見える。もっとも、2022年4月の「ウエスト・サイド物語」のマリア役での出演は、当の本人の希望に沿ったものでもあつたようで、その際の写真が彼女の逝去を報じるニュース等で多く使われていた。

結果としてし、師よりも次世代を担う若者が早世してしまうような痛ましいケースもあり得るとの悲劇が実感させられてしまう。

同時に、若い世代から学ぶこともまた多く、パトリツィア・ヤネチコヴァが、翼と十分に拡げられたのかどうかはさておき、「パトリツィアは子供のころから翼を拡げ…」との先生の述懐も共感させられる思いがする。

パトリツィア・ヤネチコヴァとエヴァ・ドリズゴヴァ先生との世代の境界を越えたコミュニケーションが織りなす、ほのぼのとした空気感は、『戦争と平和』でアンドレイ公が見上げるモラヴィアの紺碧の空のように、あくまでも高く、清らかで、寛大な感じをもたらしてくれる。

1805年12月2日朝からの「アウステルリッツの戦い」を含め、第一次と第二次に及ぶ世界大戦を

挟み、更には20世紀末の冷戦終結時までを振り返って見ると、国境の壁、人種や国籍による境界、言語や信仰信条への干渉、等々で苦難の歴史を辿ったのが、バイエルン、ボヘミア、モラヴィア、シレジア、スロヴァキアにかけての地域である。

しかし、1998年6月18日にドイツのバイエルン州ミュンヘンでスロヴァキアの両親の間に生まれたパトリツィアが、チェコのオストラヴァで育ち、学び、歌いながら、2023年10月1日夕刻、天に召されるまで、嘗ての地域的な対立が影を落とした形跡は皆無である。

20世紀の終わりから21世紀の現在にかけて、バイエルン、ボヘミア、モラヴィア、シレジア、スロヴァキアにかけての地域に穏やかな、寛容度の高い、清澄な空気が流れていることが感じられる。

しかし、不寛容の風潮が地球を取り巻くように蔓延し、国家間の対立や悲惨な戦争が、音楽を始めとした芸術の分野にまでインパクトをもたらしている昨今の世界情勢⁽⁷⁵⁾である。パトリツィアが活躍し、翼を拡げつつあった地域の優しく、穏やかで、ふくよかさに包まれた寛容度の高い在り方を模範として考え直して見る必要があると思われる。

また、パトリツィアが早世したこともあり、DVDやテレビ放送等による高品質メディアの記録が殆どないことは残念である。しかし、逆に方式や地域性の制約を受けないメディアによる世界への拡がり、インスタグラム、フェイスブック、ユーチューブ等の双方向メディアで確保され、その光の恩恵を世界の人々が享受出来ることは幸せであると思われる。特に、パトリツィアの投稿した録画やメッセージを巡って飛び交う多様な言語からは、そのコミュニケーションを支援する自動翻訳機能の精度が高まり、言語の壁が克服されつつあることが実感される。

ただし、そのようにコミュニケーションが容易な時代であればこそ、パトリツィアを苦しめた、「総てのメッセージが優しいものではなく、それが人間の本質の一面なのでしょう」と述懐させたような、悪意ある虚偽メッセージに関しては、そのようなメッセージの流通交換を決して許さないシステムの構築が迫られている。

歌姫パトリツィアの成功への羽ばたきが止むことなく、翼が更に拡がり、迎え入れられた天での飛翔に支障が無いことを、そして彼女の歌声が世界中で更に愛され続けることを祈りたい。

なお、脚注に付したウェブ等の参照日時は、特に記載の無い限り、2023年10月1日から2024年1月22日23:00JSTにかけてのものである。

また、チェコ語、スロヴァキア語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語から、フランス語、英語、ドイツ語への自動翻訳および照合にあたっては、主としてGoogle translateに依拠した。特に、注釈中に引用紹介したチェコ語サイトのフランス語文はGoogle translateの「チェコ語→フランス語自動翻訳」機能を利用、記録した結果である。

- (1) “Una triste noticia afectó el ámbito de música clásica checa. A los 25 años de edad falleció la diva Patricia Burda Janečková.”
Fallece la diva Patricia Burda Janečková a los 25 años de edad 08/10/2023
<https://espanol.radio.cz/fallece-la-diva-patricia-burda-janeckova-a-los-25-anos-de-edad-8796249>
- (2) “« J’adorais chanter et peu m’importait de savoir si j’allais remporter le concours ou pas. J’étais encore une enfant. Après ma victoire, c’est devenu plus compliqué pour moi, je n’étais pas habituée aux caméras, aux interviews... J’étais timide et ne savais pas comment parler aux adultes », s’était souvenue Patricia Janečková dans un entretien.”
Musique : hommage à la jeune soprano Patricia Burda Janečková 08/10/2023
<https://francais.radio.cz/musique-hommage-a-la-jeune-soprano-patricia-burda-janeckova-8796386>
- (3) 2010年12月10日09:00ET (Eastern Time) 放送のCNNは、12歳の、パトリツィア・ヤネチコヴァがチェコおよびスロヴァキアのタレントマニアで、最終投票120万票の内、53%を獲得して優勝したことを報じたと記録されている。
“All right, now, an amazing performance in Slovakia. Take a look. Oh my goodness. Her voice is amazing and she is just 12. Patricia Janeckova is the winner of the Czech/Slovak Talents Mania television show. Some 1.2 million viewers took part in the final vote; 53 percent favored her and you can bet the music world is taking notice. My goodness.” CNN NEWSROOM Aired December 10, 2010 - 09:00 ET.
<http://edition.cnn.com/TRANSCRIPTS/1012/10/cnr.01.html>
- (4) “Ihre Karriere begann sehr früh, sie endete aber viel zu früh. Die Opernsängerin Patricia Burda Janečková ist am vergangenen Sonntag im Alter von nur 25 Jahren an Krebs gestorben”
Tod mit 25 Jahren: Opern- und Musicalsängerin Patricia Burda Janečková 08.10.2023
<https://deutsch.radio.cz/tod-mit-25-jahren-opern-und-musicalsangerin-patricia-burda-janeckova-8796311>
- (5) “Погасла звезда оперной певицы Патриции Бурда Янечковой”
<https://ruski.radio.cz/pogasla-zvezda-opernoy-pevicy-patricii-burda-yanechkovoy-8796312>
- (6) “Rising opera star Patricia Burda Janečková succumbs to cancer at 25. Soprano Patricia Burda Janečková was one of the bright lights of the opera world. Her young life and promising career were tragically cut short by cancer to which she succumbed at the age of 25. She died on October 1, 2023.”
<https://english.radio.cz/rising-opera-star-patricia-burda-janeckova-succumbs-cancer-25-8796299>
- (7) In memory of Patricia Janečková 23. 10. 2023
cf. G. F. Handel - Acis and Galatea (HWV 49) <https://youtu.be/8zNxWvQXJpY>
Baroque Theatre in Valtice - Festival Concentus Moraviae (2017)
<https://www.collegiummarianum.cz/en/in-memory-of-patricia-janeckova/>
- (8) “Le Festival de Lednice consacre le concert de vendredi à la mémoire de la chanteuse Janečková 10/03/2023”
<https://cesky.radio.cz/lednický-festival-venuje-patecni-koncert-pamatce-pevkyne-janeckove-8796113>
- (9) “La chanteuse Patricia Janečková est décédée à l’âge de 25 ans et la meilleure façon de se souvenir d’elle est à travers ses enregistrements.”

Zpívá Patricia Janečková (Patricia Janečková chante)

<https://d-dur.rozhlas.cz/zpiva-patricia-janeckova-9097361>

- (10) <https://www.klasikaplus.cz/cro-d-dur-dva-prenosy-z-kralovehradeckeho-hudebniho-fora-a-nahravky-patricie-janeckove/>
- (11) Musique : hommage à la jeune soprano Patricia Burda Janečková 08/10/2023
<https://francais.radio.cz/musique-hommage-a-la-jeune-soprano-patricia-burda-janeckova-8796386>
- (12) Patrícia Janečková First Audition,12, Amazing Pure Tone So Beautiful!! | “TIME TO SAY GOODBYE” <https://youtu.be/OfNul7LZCdc>
- (13) Patricia Janečková ; “Les oiseaux dans la charmille” (Jacques Offenbach ; Les contes d’Hoffmann)
 20,002,730回視聴 2016/05/15アップロード
 Jacques Offenbach : “Les oiseaux dans la charmille” (Les contes d’Hoffmann / The Tales of Hoffmann) Patricia Janečková, soprano - “New Years Concert in Vienna Style“ Janáček Philharmonic Ostrava, Chief conductor: Heiko Mathias Förster, January 7, 2016, Ostrava, Czech Republic.
<https://youtu.be/mVUpKIFHqZk>
- (14) Patricia Janečková ; Antonín Dvořák, Rusalka - “ Měsíčku na nebi hlubokém”
https://youtu.be/8WrXtnCX_9g
- (15) Patricia Janečková: J S Bach - Charles Gounod, Ave Maria.
<https://youtu.be/GiNyV6AK7kM>
- (16) Patricia Janečková: Giacomo Puccini, O Mio Babbino Caro, Gianni Schicchi
https://youtu.be/Q5L3W_uzygU
cf. <https://espanol.radio.cz/fallece-la-diva-patricia-burda-janeckova-a-los-25-anos-de-edad-8796249>
- (17) Tod mit 25 Jahren: Opern- und Musicalsängerin Patricia Burda Janečková
<https://deutsch.radio.cz/tod-mit-25-jahren-opern-und-musicalsangerin-patricia-burda-janeckova-8796311>
- (18) Погасла звезда оперной певицы Патриции Бурда Янечковой 08.10.2023
<https://ruski.radio.cz/pogasla-zvezda-opernoy-pevicy-patricii-burda-yanechkovoy-8796312>
- (19) Rising opera star Patricia Burda Janečková succumbs to cancer at 25 10/08/2023
<https://english.radio.cz/rising-opera-star-patricia-burda-janeckova-succumbs-cancer-25-8796299>
- (20) Czech Philharmonic Choir Brno
<https://www.youtube.com/@czechphilharmonicchoirbrno626>
- (21) Českého filharmonického sboru Brno ; Gioacchino Rossini: Petite messe solennelle, 指揮；パオロ・ガット (Paolo Gatto). <https://youtu.be/CqzrmdevQSI>
- (22) Thierry Beauvert et Peter Knaup, Rossini : Les Pêchés de gourmandise, Plume, Paris, 1997, 214 pp.
- (23) Mario Nicolao ; La Maschera di Rossini, RCS Rizzoli Libri S.p.A., Milano, 1990. (マリオ・ニコラーオ、小畑恒夫訳；ロッシーニ 仮面の男、音楽之友社、1992年、p.265)
- (24) このブルノのチェコ・フィルハーモニー合唱団の演奏会では、Patricia Janečková がソプラノ、Monika Jägerová, がアルト、Aleksander Kruczek がテノール、David Szendiuch がバスを担当している。指揮は Paolo Gatto (パオロ・ガット；最終項の7項で改めて紹介する)。合唱は勿論、ブルノのチェコ・フィルハーモニー合唱団である。

- (25) Patricia Janečková, G. Rossini, Petite Messe Solenelle, Crucifixus.
https://cs.wikipedia.org/wiki/Patricia_Jane%C4%8Dkov%C3%A1
https://cs.wikipedia.org/wiki/Soubor:Patricia_Jane%C4%8Dkov%C3%A1_-_G._Rossini_-_Petite_Messe_Solenelle_-_Crucifixus.webm
- (26) https://sk.wikipedia.org/wiki/Patricia_Jane%C4%8Dkov%C3%A1
https://sk.wikipedia.org/wiki/S%C3%BAbor:Patricia_Jane%C4%8Dkov%C3%A1_-_G._Rossini_-_Petite_Messe_Solenelle_-_Crucifixus.webm
- (27) https://en.wikipedia.org/wiki/Patricia_Jane%C4%8Dkov%C3%A1
- (28) 聖書 新共同訳；使徒言行録 2-36、日本聖書協会、1989、p.(新)216.
- (29) スタンダール、山辺雅彦訳；ロッシーニ伝、1992、みすず書房、p.4. (Stendhal ; Vie de Rossini suivie d'un Dilettante, Cercle du Bibliophile, Genève, 1968.)
cf. マリオ・ニコラーオ、小畑恒夫訳；ロッシーニ 仮面の男、音楽之友社、1992 (Mario Nicolao ; La maschera di Rossini, Rizzoli Libri, 1990, Milano, 240pp.)
- (30) トマス・アキナスによるラテン語原文では、O salutaris Hostia / Quæ cœli pandis ostium / Bella premunt hostilia / Da robur, fer auxilium (Amen) と歌われ、フランス語では、Ô réconfortante Hostie / qui nous ouvres les portes du ciel / les armées ennemies nous poursuivent / donne-nous la force, porte-nous secours と訳されたりしている。これを、不肖は、「天の門を我らの為に開いて、励まして下さる聖体に感謝します。追ってくる敵と闘う力をお与え、お救い下さい」と意識してみた。
- (31) *cf.* Lucia Popp, Brigitte Fassbaender, Nicolai Gedda, Dimitri Kavakos, Choir of King's College-Cambridge, Stephen Cleobury (direction), EMI, 1992.
- (32) 尚、1968年4月13日の「ばらの騎士」でヴェルデンベルク侯爵の夫人 (Die Feldmarschallin / 元帥夫人) の役を演じたのは、クリスタ・ルトウヴィツヒ (Christa Ludwig) だった。
- (33) “Je n’ai pas de modèle musical particulier, mais j’aime beaucoup la star de l’opéra slovaque Lucia Popp, qui n’est malheureusement plus parmi nous”
<https://operaplus.cz/ucitel-a-zak-aneb-eva-drizgova-a-patricia-janeckova-v-jaromicich-nad-rokytnou/>
- (34) “Son expression musicale globale est d’une beauté à bien des égards. Son chant véhicule une sensation de bien-être et de bonheur, il est léger, simple et à la fois sensible et doux. C’est un baume pour l’âme.” *ibid.*
- (35) “Il y en avait un, mais j’en avais marre. C’était l’air de la Reine de la Nuit de La Flûte Enchantée, où la note la plus haute est F3. Et c’est vraiment assez élevé. J’ai même commencé à le chanter. Cela a fonctionné, mais c’est toujours difficile pour moi.”
 Alena Uhlířová ; Patricia Janečková + Martin Janeček, : Cizojazyčné texty se učím foneticky jako básničky, 27. 11. 2011.
<https://www.topzine.cz/patricia-janeckova-cizojazycne-texty-se-ucim-foneticky-jako-basnicky>
- (36) “(Son père Martin Janeček) Nous ne devrions pas créer de peurs ni de respect. Tout doit être pris comme un défi.” *ibid.*
- (37) Léon Tolstoï ; La Guerre et la Paix, Livre Premier, Chapitre XIX, No 66 de La Bibliothèque de la Pléiade, Gallimard, 1978, pp.369-373.

- (38) スタンダール、大岡昇平訳；パルムの僧院、新潮文庫、新潮社、1951、p.(上)246。
 “(Mais tout a été pour le mieux. ...) si j’eusse été curé à Brescia, ma destinée était d’être mis en prison sur une colline de la Moravie, au Spielberg.”
 Stendhal ; La Chartreuse de Parme, No 13 de La Bibl
- (39) iothèque de la Pléiade (Stendhal ; Romains II), Gallimard, 1977, p.173. 「d de lac de Côme au Spielberg.” *ibid.* p.176.
 cf. 伊藤英一；情報社会と忘却権—忘れることを忘れたネット上の記憶— in 『法学研究』第84巻第6号、慶應義塾大学法学研究会編、平成23年6月、pp.161-208.
- (40) <https://www.facebook.com/SpilberkFestival/>
- (41) 下掲の録画は、ブルノでの演奏ではないが、2016年1月7日オストラヴァ新春コンサートでの記録を参考までにメモしておきたい。
 cf. Patricia Janečková ; Meine Lippen” (Franz Lehár - Giuditta)
<https://youtu.be/pzF3ubtimGE>
- (42) “Dans l’air de Giuditta tiré de l’opérette du même nom de Franz Lehár, la soliste dont on se souvient a encore mieux démontré son potentiel vocal.”
<http://www.musicfriendlycity.cz/feature-articles/reviews/dance-and-romance-at-the-opening-of-the-spilberk-festival>
- (43) “Brno’s Music Scene Doesn’t Go on Holiday – Špilberk International Music Festival Coming in August”
<https://brnodaily.com/2019/07/04/culture/brnos-music-scene-doesnt-go-on-holiday-spilberk-international-music-festival-coming-in-augus/>
- (44) “2020/04/17 The time we are experiencing is unique and specific in many ways. That requires an original and unconventional approach for artists who want to keep in touch with their audience. That’s why I pulled out my picnic version of the grand piano and accompanied myself to Rossini’s song La Danza.”
 Patricia Janečková ; La Danza” (Rossini)
<https://youtu.be/Xy4bFpaGnII>
- (45) Clément Vérité; State-owned Czech Radio Blacklisted in Russia, Newsendip. July 20, 2021.
<https://www.newsendip.com/public-czech-radio-prague-international-blacklisted-in-russia-2021/>
- (46) “Russia blocks Radio Prague International’s website on its territory、 07/17/2021”
<https://english.radio.cz/russia-blocks-radio-prague-internationals-website-its-territory-8723337>
- (47) “The Russian agency says the article violates Russian laws by speaking about suicide in positive terms.”
<https://english.radio.cz/russian-service-radio-prague-international-blocked-russia-over-20-year-old-8723440>
- (48) Laura Andrieu ; Vingt-cinq ans après le « divorce de velours », Tchèques et Slovaques conservent des relations exemplaires, le 28/10/2018.
<https://www.lefigaro.fr/international/2018/10/28/01003-20181028ARTFIG00023-vingt-cinq-ans-apres->

le-divorce-de-velours-tcheques-et-slovaques-conservent-des-relations-exemplaires.php

- (49) “Погасла звезда оперной певицы Патриции Бурда Янечковой”
<https://ruski.radio.cz/pogasla-zvezda-opernoy-pevicy-patricii-burda-yanechkovoy-8796312>
- (50) “Царствие небесное рабе Божьей Патрисии. Как же тебя жаль, почему тебя не защитили не сберегли? Для меня ты останешься в памяти навечно самым милым ребёнком насвете, с родными глазами и улыбками.. Помилуй Господи и спаси твою душечку.”
<https://www.youtube.com/watch?v=u9UR8KZARfg>
- (51) Patricia Janečková ; Co mi dáš (La Maritza). <https://youtu.be/gaFLpYiS17M>
- (52) “C’était l’année dernière, le 31 janvier, un lundi. Et c’était magnifique. Le soleil brillait, les routes et les arbres étaient gelés, donc tout brillait au soleil. Le médecin m’a appelé pour me dire que je devais venir le plus tôt possible pour avoir les résultats, car elle ne pouvait pas me les communiquer au téléphone. (...) Je me souviens que lorsque je suis sorti de l’ambulance, il faisait déjà nuageux.”
 L’épreuve fatale du prodige. Mon monde s’est arrêté, dit Patricia Janečková (Osudová zkouška zázračného dítěte. Můj svět se zastavil, říká Patricia Janečková)
https://www.idnes.cz/zpravy/revue/spolecnost/patricia-janeckova-rakovina-nador-nemoc-zpevacka-talentmania.A230313_140527_lidicky_rod
- (53) <https://www.instagram.com/p/CZwhrrnsxR1/>
- (54) <https://www.facebook.com/patriciajaneckova>
- (55) Patricia Janečková - For all my fans. <https://youtu.be/9c55bCbCogI>
- (56) “Cependant, la vérité est que tous les messages n’étaient pas gentils. Cela fait probablement partie de la nature humaine.”
<https://www.ostravan.cz/81552/zemrela-patricia-janeckova-1998-2023-andelsky-talent-ktery-nestacil-plne-rozvinout-sva-kridla/>
- (57) <https://www.facebook.com/patriciajaneckova/posts/pfbid0368mhA5r5aZGiLiEAaAX9hSLfZYPBpaXAFB6UAoG9xeVKnQzaThkVPqLf8t59Npm2l>
- (58) <https://www.i-divadlo.cz/divadlo/narodni-divadlo-moravskoslezske/harpagon-je-lakomec>
<https://www.ndm.cz/cz/opereta-muzikal/inscenace/5806-harpagon-je-lakomec/>
- (59) <https://www.facebook.com/patriciajaneckova/posts/pfbid02XSZDXAPEJDaveoyKNupTzzweiBPrtENcKQd5zfH74ZrsAyy1ndbqSUAdWtd7vNSI>
- (60) Patricia Janečková už opět rozdává radost zpěvem. Je náročné nabrat původní sílu a kondici, říká 29.12.2022 ostravan.cz - Milan Bátor
- (61) <https://www.ostravan.cz/77212/patricia-janeckova-uz-opet-rozdava-radost-zpevem-je-narocne-nabrat-puvodni-silu-a-kondici-rika/>
- (62) “One month ago it was the most beautiful day of my life”, on 24th July. 2023.
<https://www.instagram.com/p/CvFJNOgMVT5/>
- (63) “après un traitement réussi contre l’apparition initiale du cancer, au cours de l’été 2023, la maladie est réapparue sous une forme beaucoup plus agressive, affectant cette fois le foie, et même tous les traitements disponibles n’ont plus aidé” *ibid.*

- (64) “La maladie est revenue avec beaucoup plus d’intensité pendant les vacances d’été et a attaqué son foie. Tous les traitements disponibles n’ont pas aidé et Patricia est décédée le soir du 1er octobre à l’âge de vingt-cinq ans.”
<https://www.ostravan.cz/81552/zemrela-patricia-janeckova-1998-2023-andelsky-talent-ktery-nestacil-plne-rozvinout-sva-kridla/>
- (65) Wedding Part One. <https://youtu.be/c5dKIEqrwnk>
- (66) “Zemřela Patricia Janečková (1998-2023) : Andělský talent, který nestačil plně rozvinout svá křídla (C’était un talent angélique qui ne suffisait pas à développer pleinement ses ailes, mais elle a fait de son mieux pour son choix.)”
<https://www.ostravan.cz/81552/zemrela-patricia-janeckova-1998-2023-andelsky-talent-ktery-nestacil-plne-rozvinout-sva-kridla/>
- (67) “Mais elle a développé ses ailes lorsqu’elle était enfant et a accompli plus que beaucoup d’autres dans sa vie. Et maintenant elle au ciel.” *op. cit.*
- (68) “Patricia Burda Janečková a quitté ce monde prématurément à l’âge de vingt-cinq ans et a laissé derrière elle une marque brillante et indélébile. On se souviendra toujours de son art comme d’un éclair éblouissant de talent génial et d’un témoignage d’une jeune artiste incroyablement travailleuse, responsable et polyvalente.” *ibid.*
- (69) Patricia Janečková & Eva Dřízgová-Jirušová ; Canzonetta sull’ aria (W. A. Mozart)
<https://youtu.be/d4s5VHIAwDw>
 Pěvecký recitál 24. 4. 2021 - E. Dřízgová-Jirušová, P. Janečková et A. Farana. Slovo: M. Kociánová.
https://youtu.be/-kgXyWa_SDo
- (70) <https://www.ostravan.cz/17618/patricia-janeckova-dobyla-rim-a-rika-chci-aby-me-zpev-provazel-celym-zivotem/>
- (71) チェコ語地名では Jaroměřice nad Rokytnou。
- (72) Pěvecký recitál 24. 4. 2021 - E. Dřízgová-Jirušová, P. Janečková a A. Farana. Slovo: M. Kociánová.
https://youtu.be/-kgXyWa_SDo
- (73) ちなみに、オッフエンバックの「ホフマン物語」は、ラクメ (Lakmé) 初演の2年程前の1881年2月10日に、同じ劇場であるパリのオペラ・コミック座で初演されている。
- (74) “J’essaie toujours de choisir un répertoire qui lui permette d’évoluer progressivement et sans force, sans l’obliger à changer ou déformer sa voix. Les compositions oratoires et les œuvres à thèmes spirituels que nous avons sélectionnées, qui conviennent parfaitement à Patricia, répondent exactement à ces critères et, à mon avis, l’aident également dans sa croissance et sa maturation artistique”
<https://www.denik.cz/hudba/patricia-janeckova-maly-rimsky-zazrak-20141114-5n8o.html>
- (75) *cf. ex.* Le chef Tugan Sokhiev démissionne du Bolchoï et de l’Orchestre du Capitole, publié le lundi 7 mars 2022 à 10h32.
<https://www.radiofrance.fr/francemusique/le-chef-tugan-sokhiev-demissionne-du-bolchoi-et-de-l-orchestre-du-capitole-5904362>
cf. ex. Le chef d’orchestre russe Tugan Sokhiev démissionne de tous ses postes à Moscou et à

Toulouse - Le directeur musical du Théâtre du Bolchoï et de l'Orchestre national du Capitole se dit contraint de démissionner, victime de la « culture d'annulation », publié le 7 mars 2022 à 09h14.

https://www.lemonde.fr/culture/article/2022/03/07/le-chef-d-orchestre-russe-tugan-sokhiev-demissionne-de-tous-ses-postes-a-moscou-et-a-toulouse_6116429_3246.html

海峡兩岸・太極拳の世界

山本 賢二*

1. はじめに

海峡兩岸は中国大陸の中華人民共和国（以下中国）と台湾の中華民国（以下台湾）の二つの政権が対峙しています。周知のように、前者は中国共産党一党独裁の権威主義体制にあり、後者は多党制の民主主義体制にあります。台湾において2024年1月13日に行われた総統選挙は同地における民主主義を象徴するもので、民進党の頼清徳候補が558万6019票（40.1%）を獲得し、国民党侯友宜467万1021票（33.5%）と民衆党柯文哲369万0466票（26.5%）の両候補を退け当選しました。一方、中国においては近年「習近平同志を核心とする党中央」の中国共産「党が全てを指導する」ことが強調されているのと好対照をなすものです。当面の海峡兩岸のメディア環境も中国と台湾のこうした異なる政治体制が反映されたものとなります。政治体制は異なるものの、中国と台湾はその主流民族である漢族については、基本的に言語（本誌「2022海外研究動向 海峡兩岸・中国語の世界」（2023.3）参照）をはじめとする文化事象は共通しています。筆者はかつて「メディアとしての太極拳」（本誌13号2019.9）の中で、太極拳のメディア性について論じ、太極拳には「健身、武術、競技、資格、文化」の五つの情報が備わっていると指摘したことがありますが、中国由来のその太極拳は台湾においては中華民国政府の台湾接收、台北遷都によって伝えられたものです。そこから台湾の太極拳受容が始まり、現在では中国と共有する一つの文化メディアになっています。もとより、言語と同様に、太極拳も「階級性」をもつものではありませんが、政治的に対立するなどの特異な状況の下では、組織や人がそれに意味付けをして、利用する傾向も生まれます。

当面の海峡兩岸の対立は「党が全てを指導する」中国によって太極拳も「中国統一」を実現するための一つの「道具」として使われていることを否定できません。ここでは海峡兩岸を結ぶ一つの文化メディアとして太極拳を取り上げ、中台関係を考えてみます。

2. 「党が全てを指導する」

2012年11月17日、中国共産党中央委員会総書記に選出された習近平は第18期中央政治局第1回集団学習を主宰した際、「党政军民学，东西南北中，党是领导一切的」（党政軍民学、東西南北中、党が全てを指導するものである。）と強調しました。そして、それは2017年10月18日の中国共産党第19回全国代表大会の「決勝全面建成小康社会—夺取新时代中国特色社会主义伟大胜利」（小康社会を全面的に築き上げる決戦に勝利しよう—新たな時代の中国の特色ある社会主義の偉大な勝利を勝ち取ろう）と題した報告の中で「各项工作中全面准确贯彻落实」（諸活動の中で全面的に正確に貫

*やまもと けんじ 日本大学大学院新聞学研究科 講師

き実行する。) べきもののトップに「(一) 坚持党对一切工作的领导。党政军民学, 东西南北中, 党是领导一切的。」((一) すべての活動に対する党の指導を堅持する。党政軍民学、東西南北中、党が全てを指導するものである。) が置かれました。

この「党が全てを指導する」という表現は習の独創ではなく、毛沢東時代に遡ることができます。毛沢東は1962年1月30日、当時の中央委員会主席として拡大中央活動会議の席上「工、農、商、学、兵、政、党这七个方面, 党是领导一切的。」(工、農、商、学、兵、政、党という七分野は、党が全てを指導するものである。) と指摘するとともに、1973年12月には政治局会議において「政治局是管全部的, 党政军民学、东西南北中。」(政治局は党政軍民学、東西南北中、全部を管理するものである。) と語っています。

もとより、中国共産党一党独裁の政治体制下にある中国において、「党が全てを指導する」ことは「常識」であって、わざわざそれを強調する必要もないかと思われそうですが、40年以上前のこうした表現の復活は中国共産党の組織原則である民主集中制の頂点にある総書記への忠誠を全党員に求める必要があったからであろうと考えられます。それは「以习近平同志为核心的党中央」(習近平同志を核心とする党中央) という表現にも表れています。

そして、その十九全大会報告は海峡対岸の台湾に対する政策について、次のように明記しています。

.....

「(十二) 坚持“一国两制”和推进祖国统一。保持香港、澳门长期繁荣稳定, 实现祖国完全统一, 是实现中华民族伟大复兴的必然要求。必须把维护中央对香港、澳门特别行政区全面管治权和保障特别行政区高度自治权有机结合起来, 确保“一国两制”方针不会变、不动摇, 确保“一国两制”实践不变形、不走样。必须坚持一个中国原则, 坚持“九二共识”, 推动两岸关系和平发展, 深化两岸经济合作和文化往来, 推动两岸同胞共同反对一切分裂国家的活动, 共同为实现中华民族伟大复兴而奋斗。」(「(十二) 『一国二制度』堅持と祖国統一推進。香港、マカオの長期にわたる繁栄と安定を保持し、祖国の完全な統一を実現することは、中華民族の偉大な復興を実現するうえでの必然的要求である。香港、マカオ特別行政区に対する中央の全面的管理統治権を擁護することを特別行政区の高度の自治権と有機的に結び付けなければならず、『一国二制度』の方針を変えず、揺るがせにしないことを確保し、『一国二制度』の実践を形を変えず、歪ませないことを確保しなければならない。一つの中国の原則を堅持し、『92コンセンサス』を堅持し、兩岸関係の平和的發展を推進し、兩岸の經濟協力と文化往來を深化させ、兩岸同胞が共に国家を分裂させるあらゆる活動に反対し、共に中華民族の偉大な復興を実現するため奮闘することを推進しなければならない。)」。

.....

これからも明らかなように台湾との関係において、「文化往来」は「經濟協力」と並んで、「一つの中国」を実現するための手段なのです。ですから、太極拳を媒介とする「文化往来」は中国にとっては「党が全てを指導する」政治でもあり、「一つの中国」を実現するための構成部分なのです。

なお、この19全大会の5年後の2022年10月に開催された中国共産党第20回全国代表大会の「高举中国特色社会主义伟大旗帜为全面建设社会主义现代化国家而团结奋斗」(中国の特色ある社会主義

の偉大な旗印を掲げて、社会主義の現代化された国家を全面的に建設するために奮闘しよう」と題する報告には「党が全てを指導する」という表現が無くなり、それに代わって「全面加强党的领导」（全面的に党の指導を強化する）の中で「坚决维护党中央权威和集中统一领导，把党的领导落实到党和国家事业各领域各方面各环节，使党始终成为风雨来袭时全体人民最可靠的主心骨，确保我国社会主义现代化建设正确方向，确保拥有团结奋斗的强大政治凝聚力、发展自信心，集聚起万众一心、共克时艰的磅礴力量。」（断固として党中央の権威と集中統一した指導を擁護し、党の指導を党と国家事業の諸領域諸方面の各部分名根付かせ、終始党を風雨が襲来したときの全人民の頼りになる屋台骨にし、我が国の社会主義現代化建設の正しい方向を確保し、団結奮闘する強大な政治的求心力を備え、自信を発展させ、万民が心を一にし、困難を共に克服する大きな力を備えることを確保しなければならない。）と呼び掛けられています。これは19全大会から20全大会までの5年間に、党内において習の権力が確立したことを示すものです。

また、台湾問題については、同「報告」は香港マカオにおいて「港人治港」（香港人による香港統治）、「澳人治澳」（マカオ人によるマカオ統治）という「方針」の下で、「爱国者治港」（爱国者による香港統治）、「爱国者治澳」（爱国者によるマカオ統治）政策を実行する中で「一国二制度」を「長期に堅持」していくとした後、「解决台湾问题、实现祖国完全统一，是党矢志不渝的历史任务」（台湾問題を解決し、祖国統一を実現することは、党の変わらぬ意志の歴史的任務である）とした上で、「“和平统一、一国两制”方针是实现两岸统一的最佳方式，对两岸同胞和中华民族最有利。」（『平和統一、一国二制度』の方針は兩岸統一を実現するうえでの最もよい方式であり、兩岸同胞と中華民族にとって最も有益である。）とし、当面の政策を「我们坚持一个中国原则和“九二共识”，在此基础上，推进同台湾各党派、各界别、各阶层人士就两岸关系和国家统一开展广泛深入协商，共同推动两岸关系和平发展、推进祖国和平统一进程。我们坚持团结广大台湾同胞，坚定支持岛内爱国统一力量，共同把握历史大势，坚守民族大义，坚定反“独”促统。伟大祖国永远是所有爱国统一力量的坚强后盾！」（我々は一つの中国の原則と『9.2コンセンサス』を堅持し、この基礎に立って、台湾の各党派、各界別、各階層の人々と兩岸関係と国家統一について幅広く深く掘り下げた話し合いを推進し、共に兩岸関係の平和的發展を推し進すすめ、祖国統一の進展を推進する。われわれは断固として広範な台湾同胞と団結して、確固として島内の愛国統一勢力を支持し、共に歴史の大勢をつかみ、民族の大義を堅守し、確固として『独』立に反対統一を促す。偉大な祖国は永遠にすべての愛国統一勢力の強力な後ろ盾である。）としています。そして、その一環として「两岸同胞血脉相连，是血浓于水的一家人。我们始终尊重、关爱、造福台湾同胞，继续致力于促进两岸经济文化交流合作，深化两岸各领域融合发展，完善增进台湾同胞福祉的制度和政策，推动两岸共同弘扬中华文化，促进两岸同胞心灵契合。」（兩岸同胞は血のつながりがあり、血は水より濃い一家の者である。われわれは終始台湾同胞を尊重し、関心を寄せ、幸せをもたらそうとしており、引き続き兩岸の経済文化交流協力を促進し、兩岸の諸領域の融合發展を深化させ、台湾同胞の福祉を増進する制度と政策を完備し、兩岸がともに中華文化を発揚することを推進し、兩岸同胞が心を繋ぎ合うことを促進することにより力を尽くす。）と指摘し、「経済文化交流協力」を統一実現のための一つのルートとしています。そして、そのために「台湾是中国的台湾。解决台湾问题是中国人自己的事，要由中国人来决定。」（台湾は中国の台湾である。台湾問題解決は中国人自身の事柄であり、中国人によって決定されなければならない。）と強調し、「平和統一」を目指すのが、「但决不承诺放弃

使用武力, 保留采取一切必要措施の选项,」(しかし武力使用を放棄することは承諾せず、あらゆる必要な措置を講じる選択肢を留保する。)と「外部勢力の干渉」や「分離活動」があった場合の武力使用を含めた「あらゆる必要な措置」を採ることを明言しています。

3. 中国における太極拳の無形文化遺産化

河南省焦作市において中国で初めての太極拳に関する法令となる「焦作市太極拳保护和发展条例」(焦作市太極拳保護及び發展条例)(原文全文後掲)が2023年12月17日施行されました。その「第四条」に「太極拳保护和发展应当坚持中国共产党的领导, 遵循政府主导、社会参与、保护为主、合理利用、开放包容、守正创新的原则。」(太極拳の保護及び發展は中国共産党の指導を堅持し、政府が主導し、社会が参与し、保護を主とし、合理的に利用し、開放包摂、守正創新の原則を遵守すべきものとする。)とあるように、「中国共産党の指導」が明記されています。この「条例」はその他の地方で同種の法令がつくられる際、一つの「雛形」となり、「太極拳の保護及び發展」に「中国共産党の指導」を「堅持」するという表現が入ることになります。「党が全てを指導する」の法令化です。

そして、この法令は無形文化遺産としての太極拳を「保護」、「發展」させるための「条例」です。この「条例」の「第二条」に「本条例所称太極拳, 是指形成于焦作市温县陈家沟村, 已列入人类非物质文化遗产代表作名录, 基于阴阳循环、天人合一的中国传统哲学思想和养生观念, 以中正圆活为运动特征的传统体育实践。」(本条例の称する太極拳とは、焦作市温県陳家溝村で形成され、人類の無形文化遺産の代表作リストに既に登録された、陰陽の循環、天人合一の中国伝統哲学思想と養生観に基づいた、中正円滑を運動の特徴とする伝統的体育実践を指す)とあるように同「条例」が「保護」、「發展」させる対象としている太極拳は陳式太極拳を指しています。また、太極拳に対して、同「条例」は「陰陽の循環、天人合一の中国伝統哲学思想と養生観に基づいた、中正円滑を運動の特徴とする伝統的体育実践」という定義を行っています。

ここにあるように、太極拳は2020年12月17日にユネスコの「世界無形文化遺産代表作リスト」に登録されています。「武術太極拳連盟」公式サイトにアップされたその発表内容の日本語訳は次のようになっています。

.....

[ユネスコの発表より翻訳] 中国 - 太極拳

中国の「太極拳」は「世界無形文化遺産代表作リスト」に登録されたことを決定しました。太極拳は陰陽循環、天人合一の中国伝統哲学思想と養生観に基づいて、中正円活を特徴とする伝統スポーツであります。太極拳は精神修練と呼吸調整を重視し、練習を通じて体を鍛える目的を達成します。太極拳は17世紀中期に中国中部の河南省に起源し、現在は全国に広く普及されています。道家、儒家の思想と漢方医学の理論の影響を受けて、すでに多くの流派が生まれました。

(<https://www.jwtf.or.jp/news/post20210102.html>)

.....

これから分かるように、上記「条例」の「陰陽の循環、天人合一の中国伝統哲学思想と養生観に基づいた、中正円滑を運動の特徴とする伝統的体育実践」とする太極拳の定義はこのユネスコの発

表内容と合致します。とすれば、これは国際的に認知され、中国も受け容れた無形文化遺産としての太極拳の基本的定義といえるでしょう。

この「条例」の制定は2006年に太極拳（楊式太極拳、陳式太極拳）が国家級無形文化遺産リストに登録されたことから始まる中国における太極拳の無形文化遺産化の延長線上にあります。この間、国家級無形文化遺産リストには2008年に武式太極拳、2014年に呉式太極拳、李式太極拳、王其和太極拳、和式太極拳が登録されています。

こうした太極拳の無形文化遺産化の大きな流れと同時に、従来からの「健身」化も進んでいます。2016年10月に公表された「《“健康中国2030”规划纲要》」（『健康中国2030』規劃綱要）は「大力发展群众喜闻乐见的运动项目，鼓励开发适合不同人群、不同地域特点的特色运动项目，扶持推广太极拳、健身气功等民族民俗民间传统运动项目。」（大衆が喜ぶ運動種目を大いに発展させ、異なる人の集まり、異なる地域の特徴に合致した特色ある運動種目を開発するよう励まし、太極拳、健身気功などの民族民俗民間伝統運動種目の普及を助ける）（新华社北京2016年10月25日电）としています。

太極拳の「健身」化については毛沢東の「1960年毛泽东在中共中央关于卫生工作的指示」（1960年中共中央の衛生活動に関する指示）とされる「凡能做到的，都要提倡。做体操，打球类，跑跑步，爬山，游泳，打太极拳及各种各色的体育运动」（できるものであれば、体操をしたり、球技類を行ったり、走ったり、山に登ったり、水泳をしたり、太極拳をやったり、さまざまなスポーツ運動など、すべて提唱しなければならない。）が1969年に人民日報に掲載されたことで「文革时期，太极拳被列为“牛鬼蛇神”」（文革期、太極拳は『妖怪変化』に列せられていた）中で陳家溝の太極拳が救われた。（哈尔滨市太极拳协会宣传部「毛泽东主席提倡打太极拳」2011-04-25）ともいわれるなど、その「指示」は絶大な影響力をもっていました。毛のこうした「指示」が太極拳の「健身」化を促進したものと考えられます。余談になりますが、毛沢東夫人の江青も太極拳を学んでいたことが明らかになっています。こうした「健身」化された太極拳の代表が1960年以前に制定された簡化24式太極拳であり、台湾においても公園で24式をやっている人たちがいます。

さらに、無形文化遺産化と相反するような太極拳の競技化の方向もあります。それは早くに武術とともにアジア大会の「正式種目」（1990年北京市開催「第11回アジア競技大会」）となり、国際的にはアジアのレベルにまで到達しています。しかし、この競技化は2008年の北京五輪において「正式種目」として認められなかったばかりでなく、直近の2020東京五輪、2024パリ五輪にも「正式種目」に採用されず、関係者の「念願」は依然として実現していないのが現状です。これに「中華台北」（Chinese Taipei）名義で参加する台湾の選手は中国が中心となって制定された42式総合太極拳をはじめとする各種目にエントリーし、その技を競い合っています。ちなみに、国際競技に参加する際の台湾の呼称「Chinese Taipei」はこの「中華台北」が台湾の中国語訳で、中国は「中国台北」としています。これは「一つの中国」をめぐる対立する中台の妥協の産物です。

こうした太極拳の国際競技化の遅滞は逆に太極拳を無形文化遺産化の方向に導き、2020年にユネスコの「世界無形文化遺産代表作リスト」への登録が実現したともいえ、文化の領域で競技より先に国際的に認知されたともいえるでしょう。もちろん、これは筆者の指摘するメディアとしての太極拳が備える「健身、武術、競技、資格、文化」の五つの情報の中の二つに該当するものであり、矛盾するものでもありません。

4. 太極拳の中台交流

コロナ禍に見舞われた2022年9月、中台はネット上で太極拳交流を行ないました。「2022河北文化寶島暨楊氏太極拳系列交流會」が河北省人民政府台灣事務辦公室、台灣中華全球洪門聯盟の共同主催で河北邯鄲市和台灣高雄市兩個網絡聯線會場の二会場を設定し、中台300余名が太極拳を披露し、延べ人数100万人がアクセスしたとされています。そのテーマは「兩岸一家，太極同源」（兩岸は一つの家であり、太極は源を同じくしている）であり、中台が一体であることを強調したものとなっています。この活動を主催したのは台湾側が民間団体であるのに対し、中国側は政府機関であることから分かるように「党が全てを指導する」中国共産党の意志が反映したものとなっています。

(<https://scdaily.com/post/42769>)

また、翌2023年8月に中国河北省石家莊市で開催された「冀台传统武术交流系列活动暨第五届冀台太极拳交流会」（河北台湾伝統武術交流シリーズ活動及び第五回河北台湾太極拳交流会）には台湾から多数の太極拳愛好家が中国に渡り、直接交流しました。

「本届活动由河北省人民政府台湾事务办公室、河北省体育局主办，河北省武术协会、台湾中华全球洪门联盟、高雄市海峡两岸太极拳交流协会承办。」（今回の活動は河北人民政府台灣事務辦公室、河北省体育局が主催し、河北武術協會、台灣中華全球洪門連盟、高雄市海峽兩岸太極拳交流協會が引き受ける）という形式で行われました。「主催」者が「河北人民政府台灣事務辦公室、河北省体育局」であることは開催に当たっての費用が中国政府から出ていることを示しています。そして、開会式の垂れ幕には「冀台传统武术交流系列活动暨第五届冀台太极拳交流会」とともに「中华文化两岸同源」（中華文化 兩岸同源）と書かれてあり、文化の同一性が強調されていました。

(<https://www.chinanews.com.cn/gn/2023/08-16/10062272.shtml>)

以上、2例ですが、このように中台の太極拳交流は中国にとっては政府が支援する「一つの中国」を宣伝する文化交流の場となっているのです。中国共産党の意志を政府という国家機器を通じて実現するという中国の政治体制を考えると、太極拳が政治利用されている例証といえるでしょう。もちろん、台湾からの参加者は当然それを認める立場にあるといえます。そして、それはその参加者の「行動の自由」は台湾の民主主義制度によって守られている反映でもあるのです。

5. 台湾における太極拳

中華民国政府が中国大陸にあった時、1927年3月24日、首都南京に「国術研究館」を設置、翌1928年6月に「中央国術館」と改称し、「武術を主管する国民政府の中央行政機関」（劉波『台灣武術四百年發展史』逸文武術文化有限公司2011.1）にして、各地にも国術館をつくり、太極拳を含む武術を「国術」として振興してきました。九十九勢太極拳（双辺太極拳）を創始し、この太極拳を台湾の地に根付かせた陳津嶺（1891-1967）は中央國術館副館長、河南省國術館館長でありました。この陳は1917年に国民党の黨員となり、1934年には漢口市党部主委、翌1935年には国民党第五期中央執行委員に当選するなど中国国民党と共に国民革命の道を歩んできました。志し半ばで政府とともに1949年に台湾に入った陳は「光復大陸設計委員会台中区」副主任、主任を歴任するとともに、「中華国術進修会」を設立し、その理事長にもなり、「国術」の振興に努めました。自らつくった

九十九勢太極拳は1957年9月に設立した九九健身會を通じて台湾に広めました。そして、陳は晩年、北京大学で学んだ「土木工程」（土木工学）と関係実務に従事してきた経験を活かし、1961年に台中において「逢甲工商学院」を創建し、初代学長になりもしましたが、1967年4月に逝去しました。そして、陳が託された「国術」教材の編集は未完となり、その成果はわずかに九十九勢太極拳を彼の写真入りで詳解した『中華國術太極拳教材』（眞善美出版社、1974）などを残すだけとなりました。

台湾における太極拳受容の初期、こうした陳の太極拳とともに、中華民国政府とともに渡台した所謂「外省人」がさまざまな太極拳を台湾にもたらしました。楊澄甫の高弟であった鄭曼青（1902-1975）は楊式太極拳を37式に改編し、広く台湾に普及させました。彼の門下には黄性賢（1910-1992）らがいて東南アジアの華人圏にこの太極拳を伝えました。また、楊澄甫の弟子の呂殿臣に楊式太極拳を学んだ王子和（1913-2003）は台湾師範大学教授の傍ら伝統的楊式太極拳（108式）を教えました。その門下には後に同じく台湾師範大学の教授になる鄧時海らがいます。また、王延年（1914-2008）は1954年に国防部を退役した後、楊澄甫の弟子張欽霖の下で習得した「楊家秘伝老架」太極拳を台湾で教え始めるとともに、その継承者を育てました。この間、王は「中國太極拳學術研究會」常務理事・教練委員主任委員、「中華民國太極拳協會」第五期理事長などを歴任するとともに、1995年には「中華民國楊家太極拳協會」を設立、第一、二期理事長を務めました。現在も南部を中心にこの太極拳を学ぶ人は少なくありません。

さらに、杜毓澤（1897-1990）は台湾に陳式太極拳、忽雷太極拳を伝えました。彼の陳延熙系統の陳式太極拳は八極拳を継承した劉雲樵（1909-1992）が1971年6月に設立した武学研究社（後に武壇国術推广中心に改編）の所謂「武壇」の徐紀らにも継承され、松田隆智を通じて日本にも伝えられました。また、王樹金（1905-1981）は台中に「誠明国術館」を開設し、誠明太極拳などを教えると同時に、何度となく来日し、太極拳を教えました。彼に太極拳を学んだ日本人は少なくないでしょう。

この時期、忘れてはならないのが呉文忠（1911-2006）の功績でしょう。呉は「中央国術館」が開設した「体育専科学校」を卒業し、日本に留学、修士号を取得、帰国後、国立中山大学体育学系などで教鞭を執ったのち、1949年に政府とともに渡台、台湾師範大学の教授となり、台湾で初めての「体育研究所」開設に尽力しました。この間、教育部体育司『中國武術史料集刊』（第一集1974.1、第二集1975.9、第三集1976.10、第四集1979.6、第五集1980.6）などに論文を発表するなど「国術」の学術研究に貢献しました。

この呉の「国術」研究に関する寄与を知った後、私事ですが、筆者が台湾師範大学に留学していた時（1968-69）、（呉文忠教授・体育系主任が）外省人（北京人）であるにもかかわらず、日本人の私に温かく接してくれたことを思い出すと同時に、当時に戻れるならば質問したいことが沢山あったのにと残念な気持ちになりました。そして、これも偶然なのですが、呉が卒業した「中央国術館体育専科学校」の一期生に蔣玉堃（1913—1986）がいます。筆者がかつて南京で学んだ「楊氏大功架43式太極拳」は蔣が楊式の伝統拳を簡略化した太極拳で南京に伝えた伝統套路だったので

なお、台湾における太極拳を統括する組織としては1956年につくられた「中美經濟文化協會太極

拳委員會」を前身とし、「中國太極拳學術研究會」,「中華民國太極拳協會」の改称を経て、内政部に登録された現在の「中華民國太極拳總會」に至る組織があり、台湾における太極拳普及の中心になっています。下記がその詳しい設立経緯（筆者報告「太極拳のメディア性の研究」）です。

.....

1946年、上海の致柔拳社陳微明の弟子謝鏡湖と周敏益が上海から台湾に戻り、新竹で太極拳を教授した。その後、1948年には陳微明が直接台湾に来て指導と演武を行い、太極拳発展の基礎を築いた。1949年、戚靜之、王延年、施丞志らが台北の新公園、圓山などで太極拳を教授した。1950年は台湾において太極拳の種が播かれた時期であり、次の各氏が台湾全土で太極拳を教授した。

鄭曼青、郭連蔭、張詳三、潘詠周、盧鴻賓、居浩、孫慶堂、常東昇、陳泮嶺、高芳先、王鶴林、杜毓澤、傅淑雲、李元智、朱玖瑩、倪清和、彭其樸、杜鍵堂、熊養和

1956年には鄭曼青、梁寒操、韓振声らは共同で「中美經濟文化協会太極拳委員会」を設立、台南では徐積成が「中美經濟文化協会太極拳委員会台南市支会」をつくった。1960年になると、鄭曼青は台北で「中国太極拳俱樂部」も設立した。

1966年、「中美經濟文化協会太極拳委員会」主任委員の韓振声は全国規模の太極拳組織創立を呼び掛け、「中国太極拳學術研究会」と命名した。1975年、中華民國体育協進会のスポーツ団体会員に加入するため、「中華民國太極拳協會」という名前に変更し、内政部に登録、1993年の中華民國体育協進会の改組に伴い、「中華民國太極拳總會」と名称を変更し、内政部に承認を受け、今日に至っている。

.....

以上が台湾における太極拳受容の前段だとすると、中台の交流が始まり、台湾から自由に中国に行き、中国で太極拳を学べる環境の中で、中国から新しい太極拳が持ち込まれるようになった時代に入ったことを次の段階の出発点と位置付けることができるでしょう。それは、台湾における中国国民党独裁という権威主義が崩壊し、民主化が実現されたのと軌を一にしています。台湾の民主化無くして、新たな太極拳が中国から入ってくることはなかったといっても過言ではありません。この段階の一例として中国から陳正雷などの陳家溝の陳式太極拳が台湾に伝えられました。この陳式は杜毓澤が台湾に伝えた陳延熙系統の陳式太極拳とは異なる套路であり、台湾の太極拳受容が第二段階に入ったことを象徴しています。

当面、陳正雷の陳式太極拳を台湾に普及させている「台灣陳氏太極拳總會」の前身「台灣陳氏太極拳發展協會」（台湾陳氏太極拳發展協會）の創設20周年を記念する「創會20周年特刊」（陳氏太極拳會刊第17期2016.3）の中の「創會理事長謝棟樑」の「開場二十周年感言」は謝自身の陳正雷の陳式太極拳との出会いと同会の発展経緯について語っています。

(<https://www.chentaichi.org.tw/download/20anniversary.pdf>)

それによると、謝は「1994年11月1日から8日まで」「台南で初めて来台した陳正雷の指導を受けた。」。そこでは「陳氏太極拳老架一路」を学んだ。その後、「為了追求太極拳的原始風貌」（太極拳のもともとの姿を追求するため）、1995年9月に鄭州に自ら赴き再び陳に老架一路の指導を仰ぐとともに、老架二路も学んだ。これまで、謝は12回にわたって鄭州や陳家溝に行ったとしています。そして、これまで「陳氏太極拳聯誼會」、「陳氏太極拳台灣聯誼會」、「台灣陳氏太極拳協會」などの名称を使ってきたが、中華民國太極拳總會に加入するため、2004年「台灣陳氏太極拳發展協會」とい

う名称にして内政部に登録したとあります。また、理事長の林麗雲によるとこの「協会」で「陳正雷の陳式太極拳を学ぶ人は当初の「5,60人」から「6,700人」になっており、台湾における陳式太極拳学習者最多（謝棟樑）の会にまで成長したとしています。そして、謝は「陳氏太極拳は伝統文化の国粹」とまで評価しています。

こうした話から分かるように、台湾の太極拳受容の第二段階は太極拳の「原始風貌」（もともとの姿）を追い求めて、中国の「伝統文化の国粹」とまで評価する陳家溝の「陳氏太極拳」を中国から直接受容しているといえるでしょう。付言すると、陳小旺の陳式太極拳も「陳長興太極拳研究發展協會」（陳長興太極拳研究發展協會）という組織によって台湾で普及が進められています。

こうした中国由来の太極拳が受容の時期にかかわらず、台湾に受け容れられ、台湾の公園でも中国の公園と同じように多くの人が太極拳に親しんでいるのを目の当たりにすると、中台文化の同質性を感じざるを得ません。

6. 太極拳の定義

これは重複になりますが、前述の「焦作市太極拳保護和发展条例」（焦作市太極拳保護及び發展条例）は「第二条」に「本条例所称太極拳，是指形成于焦作市温县陈家沟村，已列入人类非物质文化遗产代表作名录，基于阴阳循环、天人合一的中国传统哲学思想和养生观念，以中正圆活为运动特征的传统体育实践。（本条例の称する太極拳とは、焦作市温県陳家溝村で形成され、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に列記された、陰陽の循環、天人合一の中国伝統哲学思想と養生観に基づいた、中正円滑を運動の特徴とする伝統的体育実践を指す）とあるように太極拳に対して、「陰陽の循環、天人合一の中国伝統哲学思想と養生観に基づいた、中正円滑を運動の特徴とする伝統的体育実践」という定義を行っています。この定義はユネスコの定義と同様であることを指摘しました。しかし、これは「法令」上の定義であり、太極拳の定義については、議論の途上であり、まだ結論を得るに至っていません。それは太極拳が、「太極」（哲理）という非科学の部分と「拳」（武技）という科学の部分の両者を備えたものであるからだと筆者は考えています。言葉を換えていえば、唯心の非科学と唯物の科学が合体したのが太極拳であるといえるでしょう。それゆえ、とりわけ「太極」という唯心の非科学の部分については、「太極」という存在自体が「心」（脳）の問題で、「拳」とのつながりを科学的に証明できないことがその最大の理由といえるでしょう。ですから、重心の移行などをその「太極」から生じた「陰」「陽」二気で説明することに科学的根拠はありません。「条例」の定義に援用すれば、「陰陽の循環、天人合一の中国伝統哲学思想と養生観」が唯心の非科学の部分に相当し、「中正円滑を運動の特徴とする伝統的体育実践」が唯物の科学の部分に相当するでしょう。筆者は偽科学は否定しますが、非科学を否定する立場には立っていません。なぜならば、人は科学の中だけに生きているわけではなく、非科学も人には時として必要になるからです。つまり、人は科学と非科学の中で生きているのです。この科学と非科学を兼ね備えた太極拳はまさに人が生きている環境そのものであり、さまざまな人に受け容れられた最大の要因がそこにあると考えています。筆者が太極拳を定義すると「『太極』という非科学と『拳』という科学が合体した中国由来の心身運動」となるでしょう。さらに、それを詳しく説明すると「太極拳（術）とは無極（混沌）から生じた陰と陽という二つの気によって宇宙（自然）および小宇宙（人

間)が生成されるとする哲理を理論基盤とし、その陰陽二気の消長循環運動を通じ、心身の調和(身心如一)、自然との融合(天人合一)、知識と行動の統一(知行合一)を目指した、徒手(型)、武器(兵器)、組手(推手・対拳・散手)を備えた総合武術であり、環境との融和の中で自己完結を志向する心身運動でもある。」となるでしょう。

7. おわりに

冒頭に「もとより、言語と同様に、太極拳も「階級性」をもつものではありませんが、政治的に対立するなどの特異な状況の下では、組織や人がそれに意味付けをして、利用する傾向も生まれます。」と指摘しましたが、筆者はかつて日本の太極拳の受容に触れて下記のように指摘したことがあります。

.....

日本の太極拳の受容は中国と台湾からの二つのルートがあった。もともと、日本の中華民国に対する侵略によって、十分な国家建設ができない中で、中国共産党が強大になり、国共内戦によって、中華民国政府は台北に遷都し、1949年10月、北京で中華人民共和国の成立が宣言された。いわゆる「二つの中国」の誕生である。この「二つの中国」は日本における太極拳にさまざまな影響を与えた。

(略)

日本においては、1968年1月楊名時師範を招き活動を開始した日本太極拳協会は日中友好運動に尽力した古井喜実を理事長におき、三浦英夫専務理事が実務を担っていたことから分かるように、当時国交のない中華人民共和国を「一つの中国」だと捉えていた。栢木徳二の回想によると、三浦は会の機関紙『太極』2号(1972.7.15)の「北京への道」と題した一文の中で(中国卓球代表団が武道館で親善試合を行った際、同会会員が太極拳の演武を行ったことを受けて)「中国に対して大罪を犯してきた日本人に対して、中国の選手達は何事もなかったような表情で温かい手をさしのべて、日中友好の真実を示してくれた。日中友好と叫び乍ら、通りすぎようとする日本人の群れの中に、私の姿を発見して慄然とする。罪深い日本人より、日本人になりすまして自分の心を省みる事はないのであろうか。太極拳に二つはない。日本太極拳の道は、遥かに北京に通じている。悠々たる歩調で日中友好と世界平和のために前進しよう」と書いている。さらに、1975年の薫風号(1975年5月第八号)の結びでは「旧い支配階級の覇権や侵略の道具として中国の武術が台湾、香港に残存し、日本の中国武術家も武士道、儒教、仏教、動く禅といった覇権思想にならぬ様に、中国国家体育運動委員会と連繋を取り乍ら、前進していくことこそ本協会の精神である」と結んでいる。彼らからすると「台湾、香港に残存」する「中国武術」は「旧い支配階級の覇権や侵略の道具」であったという評価であり、「太極拳には二つはない」、それは「中国国家体育運動委員会」とともに「前進」することであるとしている。

筆者はこうした贖罪感について、たいへん違和感を持っている。もし、本当に中国を侵略したことに贖罪意識があるとすれば、日中戦争終結後、無数の日本人を安全裏に帰国させた日本の交戦相手国政府の蒋介石をはじめとする国民党政府に対してもそれを感じるべきであり、台湾を50年にわたり植民統治したことにも贖罪意識を向けるべきだと考えている。個人的思想信条はそれぞれ異

なって当然であるが、それがあつた団体を率いて行こうとすると、「政治結社」化する。言ってみれば、当時、日中友好運動の中に太極拳が組み込まれていたものであり、残念ながら、それは日中友好運動の「道具」でもあつたと言える。それゆゑに「台湾、香港に残存」する「中国武術」は「旧い支配階級の覇権や侵略の道具」などという言葉が浴びせられたのである。（拙稿「メディアとしての太極拳」）

・・・・・・・・・・・・・・・・

日本人の排他的特質なのでしょうか、こうしたあからさまの太極拳の政治化とは違って、中国の太極拳の政治利用は中台の文化交流という「オブラート」に包まれた中での「潜移默化」（ひそかに感化する）方式が採られています。そして、「党が全てを指導する」ことから分かるように、本稿で取り上げた太極拳に限らず、あらゆる領域に中国共産党の意志が反映されています。それを習は「中国の特色」といつているのです。中台関係は強大な中国の権威主義と小さな台湾の民主主義の非対称の摩擦が続くでしょう。そうした中で、台湾総統選挙に出馬した3名の候補者の所属党名は「民主進歩黨」（民主進歩党）、「中國國民黨」（中国国民党）、「台灣民眾黨」（台湾民衆党）と異なりますが、いずれも現状維持を志向する台湾住民の安全を中国から守ることを第一の使命としているはずです。この3党の内、中国国民党だけが中国から台湾に入った政党です。同党は清末の同盟会から辛亥革命を経て中華民国を打ち立て、国民革命を推進してきましたが、日本の中国侵略などで、十分にその革命を遂行できませんでした。国民革命軍が正面で戦ってきた日中戦争の中で、中国共産党は力を蓄え、日本の敗戦とともに、武装蜂起し、中華民国政府を駆逐し、中華人民共和國を打ち立てました。中国大陸を失い、台湾に逃れた中国国民党は中国共産党の本質を誰よりも熟知しているはずです。かつては「漢賊不兩立」（漢賊並び立たず）として中国の正統政府を主張していたのが中国国民党です。その歴史経験は中台が対峙する中で中国共産党の本質を知る上で貴重なものです。台湾民衆党は党名の頭に「台湾」があることから分かるように、台湾に特化した政党だといえます。また、独立を綱領に掲げた民主進歩党は台湾において中国国民党と対峙してきた政党であり、その党名に「中国」や「台湾」を冠していません。「民主進歩」に普遍的価値を見出したのでしょう。彼らは中国国民党とは違い、台湾「土着」の政党で、中国共産党と直接衝突した経験がありません。中国国民党も国共合作や国共内戦を体験した世代はすでに去り、台湾で生まれ育った第三世代が中心になっています。当面、中国はナウルとの外交関係樹立など台湾の国際的孤立化を促進するとともに、武力を後ろ盾に、情報（宣伝）に依拠し、経済と文化の両輪を基軸にして統一を実現しようとしています。この中国を支配する中国共産党との関係は台湾にとって最大の課題であり、米国との関係を含めて、この3党は歴史からの教訓を学ぶと同時に、知恵を出し合い協力することが今回の選挙で示された台湾住民の民意に添うことになるでしょう。

こうした政党が並立する台湾の民主制度はわれわれ日本人にとって全く違和感のないものです。さらに、日台の災害時の相互支援、特に東日本大震災時における台湾からの支援は多くの日本人をして感謝させました。民間における日台「友好」関係は発展し続けるといえます。一方、内閣府が2023年9～10月に実施した「外交に関する世論調査」の直近の結果は、中国に「親しみを感じる」「どちらかといえば親しみを感じる」は計12・7%で過去最低となっています。日本人の情緒性が見事に表れているかに見えますが、これは「国」に対してであり、「人」に対してではないでしょう。

周知のように、1972年の日中国交正常化は日本が中華人民共和國を「中国の唯一の合法政府」と

認め、国家関係を樹立し、台湾とは民間の関係に移行させました。巷間「台湾有事」などといわれている現在、日中戦争を通じて、結果として中国に中国共産党による中華人民共和国を樹立させたことに「加担」した日本は、台湾を50年にわたり植民地経営してきた過去も含めて、過去の歴史を省察し、海峡に波風を立たせず、中台関係に「有事」が起らぬよう国家としての外交努力をするべきでしょう。そして、日本という地域に住むわれわれは「親しみ」を「感じる」か「感じない」かは別として、海峡兩岸に住む「人」に想いを馳せ中国と台湾に対して関心をもち続ける必要があるでしょう。筆者はこの海峡兩岸を含む日本を取り巻く国際関係への関心を啓発する目的でも中国由来の太極拳を「利用」しています。これは筆者が嫌悪する太極拳の「政治」利用ではないので、許されるでしょう。そして、これは夢想になりますが、太極拳というメディアを平和のネットワークづくりに活用することができれば、有事を回避できるかも知れません。もとより、太極拳は平和な環境があって、始めて練拳（練心・練身）することができますので、太極拳には平和がよく似合います。中台の太極拳を通じての文化交流も「党が全てを指導する」中国共産党の恣意的政治意志から離れて、海峡兩岸の平和維持と真の「太極一家」を実現するために、「中正円滑を運動の特徴とする伝統的体育実践」であり、「『太極』という非科学と『拳』という科学が合体した中国由来の心身運動」としての太極拳がしかるべき役割を發揮することを願っています。これは海峡兩岸の中国と台湾でさまざまな太極拳を学び、一個の日本人としてその中国由来の太極拳という文化メディアと40余年にわたり日々「格闘」してきた筆者の「心声」です。

資料)

「焦作市太极拳保护和发展条例」（「焦作市太極拳保護及び發展条例」）中国語原文

焦作市第十四届人民代表大会常务委员会公告

（第三号）

《焦作市太极拳保护和发展条例》已经焦作市第十四届人民代表大会常务委员会第六次会议于2023年9月7日通过，河南省第十四届人民代表大会常务委员会第五次会议于2023年9月28日批准，现予公布，自2023年12月17日起施行。

焦作市人民代表大会常务委员会 2023年10月23日

焦作市太极拳保护和发展条例

（2023年9月7日焦作市第十四届人民代表大会常务委员会第六次会议通过、2023年9月28日河南省第十四届人民代表大会常务委员会第五次会议批准）

第一条 为了保护和发展太极拳，弘扬中华优秀传统文化，推进中国特色社会主义文化建设，根据《中华人民共和国非物质文化遗产法》《河南省非物质文化遗产保护条例》等法律、法规，结合本市实际，制定本条例。

第二条 本市行政区域内太极拳的保护、传承、传播和发展，适用本条例。

本条例未作规定的，适用有关法律、法规的规定。

本条例所称太极拳，是指形成于焦作市温县陈家沟村，已列入人类非物质文化遗产代表作名录，

基于阴阳循环、天人合一的中国传统哲学思想和养生观念，以中正圆活为运动特征的传统体育实践。

第三条 太极拳保护的對象包括：

- (一) 太极拳的拳理、拳法、功法、套路；
- (二) 太极拳的拳谱、图谱、传承谱系；
- (三) 与太极拳相关的祖祠、名人故居、碑刻、题刻等建筑物、场所、设施、遗迹及其附属物；
- (四) 与太极拳相关的传统习俗、民间故事、影音档案、口述史；
- (五) 其他与太极拳相关的需要保护的對象。

第四条 太极拳保护和发展应当坚持中国共产党的领导，遵循政府主导、社会参与、保护为主、合理利用、开放包容、守正创新的原则。

第五条 市、县（市）、区人民政府应当加强对太极拳保护和发展工作的领导，将其纳入国民经济和社会发展规划，建立健全太极拳保护和发展工作协调机制，所需经费列入本级财政预算。

乡镇人民政府、街道办事处应当协助做好本辖区内太极拳保护和发展工作。

第六条 市、县（市）、区人民政府文化和旅游主管部门负责本行政区域内太极拳保护的监督管理工作。

发展改革、教育、民政、财政、人力资源社会保障、自然资源和规划、住房城乡建设、商务、卫生健康、体育、市场监管、外事和侨务等部门在各自职责范围内，做好太极拳保护和发展相关工作。

第七条 鼓励武术协会、太极拳协会按照章程发挥其对太极拳保护的组织和桥梁作用，开展太极拳宣传推广和普及交流活动，促进太极拳的保护和发展。

鼓励单位和个人以捐赠、资助等方式参与太极拳保护和发展工作。

第八条 每年12月17日所在周为焦作市太极拳保护宣传周。

市、县（市）、区人民政府及其有关部门应当利用文化和自然遗产日、全民健身日和本市太极拳保护宣传周等重要时间节点，组织开展太极拳宣传推广活动，提高太极拳保护意识，促进太极拳文化传承。

第九条 市、温县人民政府文化和旅游、体育等部门应当开展太极拳资源调查，建立太极拳档案资料库和数据库，做好太极拳拳法、套路等的收集、整理、阐释工作。

鼓励单位和个人提供太极拳资源线索，将其所有的太极拳相关资料、实物，捐赠或者委托太极拳保护单位收藏、保管、展出。

第十条 市、温县人民政府应当对太极拳保护相关的建筑物、场所、设施、遗迹及其附属物等划定保护范围，建立专门档案，并采取有效措施予以保护。

任何单位或者个人不得侵占、破坏与太极拳保护相关的建筑物、场所、设施、遗迹及其附属物等。

第十一条 市、温县人民政府应当加强太极拳文化生态保护区建设，打造太极拳特色村镇、街区，对温县陈家沟村等太极拳实践的核心区域，实行区域性整体保护。

第十二条 市、温县人民政府文化和旅游主管部门应当会同相关部门，指导太极拳保护单位和代表性传承人注册商标、申请专利，依法保护其知识产权。

第十三条 市、温县人民政府文化和旅游主管部门应当制定太极拳保护发展规划，确定太极拳保护单位。保护单位应当具有太极拳相对完整的资料，具备实施保护发展规划能力和开展传承、展示活动场所及条件。

第十四条 太极拳保护单位享有下列权利：

- (一) 对太极拳进行资源调查和研究；
- (二) 组织开展太极拳培训交流、展示展演等活动；
- (三) 推荐太极拳代表性传承人；
- (四) 按照规定使用太极拳保护和发展专项经费；
- (五) 依法向其他单位或者个人提供太极拳有关产品和服务；
- (六) 其他与太极拳保护和发展相关的权利。

第十五条 太极拳保护单位应当履行下列义务：

- (一) 制定太极拳保护发展计划并组织实施；
- (二) 收集太极拳的实物、资料，并登记、整理、建档；
- (三) 保护与太极拳相关的场所、设施等；
- (四) 开展太极拳宣传推广活动；
- (五) 为太极拳保护传承活动提供必要条件；
- (六) 定期向文化和旅游主管部门报告太极拳保护发展工作及专项经费使用情况；
- (七) 其他与太极拳保护和发展相关的义务。

太极拳保护单位无正当理由不履行前款规定义务的，市、温县人民政府文化和旅游主管部门应当依法取消其太极拳保护单位资格。

第十六条 市、温县人民政府文化和旅游主管部门应当按照公开、公平、公正的原则，认定、公布本级太极拳代表性传承人，并依照相关规定对传承活动进行评估。

第十七条 太极拳代表性传承人享有下列权利：

- (一) 开展太极拳的传授、展示、研究等活动；
- (二) 培养太极拳传承人；
- (三) 按照规定享受代表性传承人补助费；
- (四) 提出太极拳保护和发展工作的意见、建议；
- (五) 其他与太极拳保护和发展相关的权利。

第十八条 太极拳代表性传承人应当履行下列义务：

- (一) 开展太极拳传承活动，培养后继人才；
- (二) 配合文化和旅游、体育等部门进行太极拳的资源调查和数据库建设；
- (三) 参加学习培训、交流研讨、展示展演、公益性宣传等活动；
- (四) 向文化和旅游主管部门报告传承情况，接受文化和旅游主管部门对其传承活动的评估；
- (五) 其他与太极拳保护和发展相关的义务。

第十九条 太极拳代表性传承人有下列情形之一的，由市、温县人民政府文化和旅游主管部门依法取消其代表性传承人资格：

- (一) 丧失中华人民共和国国籍的；
- (二) 采取弄虚作假等不正当手段取得资格的；
- (三) 无正当理由不履行义务，累计两次评估不合格的；
- (四) 违反法律、法规或者违背社会公德，造成重大不良社会影响的；
- (五) 自愿放弃代表性传承人资格的；

(六) 其他应当取消的情形。

第二十条 太极拳保护和发展专项经费，用于下列项目：

- (一) 太极拳资源调查和数字化建设；
- (二) 太极拳文献资料的整理、研究、出版和翻译；
- (三) 与太极拳保护相关的建筑物、场所、设施、遗迹等的维护 and 建设；
- (四) 对太极拳保护单位和代表性传承人的扶持以及人才的培养；
- (五) 太极拳的交流研讨、展示展演、宣传推广以及重大赛事的组织和实施；
- (六) 对太极拳保护和发展有突出贡献的单位和个人的奖励；
- (七) 其他与太极拳保护和发展相关的工作。

第二十一条 市人民政府人力资源社会保障部门应当会同体育、文化和旅游部门，建立健全太极拳人才认定制度，完善人才培养和保障机制，促进太极拳人才队伍建设。

第二十二条 鼓励市、县（市）、区人民政府教育部门将太极拳纳入中小学校体育与健康教学。

鼓励职业院校开展太极拳人才培养。

支持高等院校开展太极拳相关研究，设置太极拳学院（系）、太极拳实验室等教学科研机构，培养太极拳专业人才。

第二十三条 市、县（市）、区人民政府应当设立公益性太极拳传习场所，组织编制简单易学、统一规范的太极拳推广套路，通过政府购买服务、社会资助、公益演出等方式，支持开展太极拳进机关、进企业、进学校、进社区、进农村等活动。

第二十四条 市人民政府应当确定本市太极拳品牌标识。

市、县（市）自然资源和规划、住房城乡建设等部门应当将具有太极拳文化特色的品牌标识和经典性元素等合理应用于公共场所。

第二十五条 市、县（市）、区人民政府应当充分挖掘太极拳文化，完善太极拳文化旅游、传承实践配套设施，推动开发太极拳体验、休闲、研学、寻根等文化旅游项目，促进太极拳文旅文创产业融合发展。

第二十六条 鼓励单位和个人创作体现太极拳元素的文学、美术、书法、音乐、舞蹈、影视、戏剧等文化艺术作品；开发太极拳表演、竞赛、教学品牌，壮大太极拳演艺、游戏、动漫等文创产业，拉长培训、服饰、器械等相关产业链条。

第二十七条 鼓励单位和个人通过互联网平台，开展与太极拳相关的展示展演、线上教学和课程开发等活动，培育发展媒体传播新业态。

第二十八条 市、县（市）、区人民政府应当依托焦作山水、民宿集群等资源优势，发挥太极拳学拳明理、修身养性和强身健体等功能，建设集健康养生和文化遗产等为一体的康养目的地。

第二十九条 市、温县人民政府应当加强太极拳文化交流传播，搭建国际国内太极拳赛事交流平台，定期举办“中国·焦作国际太极拳大赛”以及其他赛事交流活动，推动太极拳发源地影响力持续提升。

第三十条 市、温县人民政府应当加强与其他太极拳传承集中区域所在地同级人民政府的交流协作，建立健全保护区域协作机制，提高太极拳保护传承水平。

第三十一条 市、县（市）、区人民政府文化和旅游等部门及其工作人员有下列行为之一的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员，依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任：

- (一) 截留、挪用、挤占太极拳保护和发展专项经费的；
- (二) 非法占有、损毁太极拳资料、实物、场所、设施的；
- (三) 在太极拳代表性传承人认定过程中，徇私舞弊、弄虚作假的；
- (四) 其他滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊的行为。

第三十二条 违反本条例规定的行为，法律、法规已有法律责任规定的，从其规定。

第三十三条 本条例自2023年12月17日起施行。

(<https://law.pkulaw.com/> 【法宝引证码】 CLI.10.7242970)

2023 年度新聞学研究所事業報告

○共同研究プロジェクト

「デジタル化社会の進展における現代日本のジャーナリズムの変容に関する研究」

研究代表者 佐幸 信介（日本大学法学部新聞学科教授）
 研究分担者 中 正樹（日本大学法学部新聞学科教授）
 山口 仁（日本大学法学部新聞学科教授）
 三谷 文栄（日本大学法学部新聞学科准教授）

研究の概要

2000年代以降のデジタル化の進展によって、メディア環境とジャーナリズム実践は変容している。こうした変容は、近年の新型コロナ・パンデミックおよび戦争をめぐる国際的な政治環境の要因も加わり、その度合いを高めている。本共同研究は、こうした環境下におけるジャーナリストの意識と行動の変容に焦点をあてた調査研究である。

ジャーナリスト調査（数量調査）は、これまで日本大学新聞学研究所では2007年と2013年に日本のジャーナリストを対象とした数量調査を実施してきた。今回は、本研究所が実施する第3回目の調査研究となる。また、2013年調査からWJS（Worlds of Journalism Study）と連携するなかで調査研究を進めている。WJSプロジェクトは、世界の多様なジャーナリズム文化の現状を明らかにしようとする、国際的な比較調査研究であり、現在120以上の国と地域が参加を表明し、既に一部の国では調査が実施されている。共通の質問票を使って各国・地域で行われる調査結果はデータプールとして共有され、データの共同利用は、比較ジャーナリズム研究に資源を提供するものである。

数量調査の実施（web調査、2023年10月－12月実施）を行った。その集計結果は、本誌、第22号に掲載している。web調査の方法論は、学術的イシューである。今後、集計結果や方法論の問題をふまえ、分析的な議論および補完的なインタビュー調査を行う。

「テレビ番組の映像資料を利用した「多様性」等に関する研究」

研究代表者 米倉 律（日本大学法学部新聞学科教授）
 笹田 佳宏（日本大学法学部新聞学科教授）
 山口 仁（日本大学法学部新聞学科教授）
 三谷 文栄（日本大学法学部新聞学科准教授）

研究の概要

本共同研究は2011年3月11日に発生した東日本大震災後のテレビ放送の報道内容を分析し、災害時におけるニュース報道及びほかの関連する映像情報を量的、質的両面から研究する上で必要な基盤整備としてのデータベース構築を目的として、2013年度からその研究を始めた。

2011年3月11日の発災から今日に至るまで、東京キー局（6局）のテレビ映像をJCCのMaxChannelを使用して録画・保存してきた。本研究では、これまで①映像データ保存とニュース及びその他の関連する映像情報の分類をはじめとするデータベース構築のための作業を行い、その上で、②報道内容の質的、量的分析を行い、こうした研究成果の一部は本研究所シンポジウムにおいて公表してきたほか、震災以外の各種テーマに関わる研究・教育にも利活用されてきた。

2020年4月、大学の情報システムがWindows7対応からWindows10対応に変更されたことに伴い、録画・保存システムの大幅な変更を行った。従来は、Windows7対応のMaxChannel3台で録画を行っていたが、これをWindows10対応のMaxChannel2台に集約した。また、従来は、MaxChannelに録画したテレビ映像をHDDに保存していたが、新システムでは本学のクラウド上に保存することとした。クラウド上へのアップロード・保存に関わる作業はコロナ禍の影響により、予定よりも時間を要しているが順次進めている。

クラウドにアップしたことにより、2020年度4月以降のテレビ映像は、より多くの研究者が使用することができるようになった。このアーカイブを用いて、2021～22年度には共同研究プロジェクト「東日本大震災関連テレビ報道10年の検証～映像アーカイブを用いた時系列分析」（研究費としては「法学部共同研究」「放送文化基金助成金」も使用）を行なった。プロジェクトでは震災の発災から現在までの震災テレビ報道の内容、傾向、課題等についてより詳細に検証する作業を進め、シンポジウムを開催したり、『ジャーナリズム&メディア』（18・19号、20号の特集）に関連論文を掲載するなどして成果を展開した。

今年度は、本アーカイブを用いた特定の調査・研究プロジェクトは実施されなかったが、個々の研究者がそれぞれの研究において放送メディアの映像を用いる場合に活用されたほか、院生や学部ゼミ生の研究においても積極的に活用され、映像番組をテキストとして扱う研究や方法論の探求が進展した。

○研究指導

今年度は、夏季休暇期間に集中的に実施した。研究科院生の研究の傾向や課題意識等を踏まえ、東京オリンピックをテーマとしてテレビニュース報道の内容分析の技法を学ぶための研究指導を実施した。

「東京オリンピックをめぐるテレビニュース報道の内容分析」

講師 中 正樹（日本大学法学部新聞学科教授）

講師 小林 直美（愛知工科大学工学部准教授）

実施日 2023年8月28日（月）・8月29日（火）・8月30日（水）・8月31日（木）・
9月7日（木）

○研究会

「SNSにおける発言しないユーザーの影響力」

報 告 松井 彩子（武蔵野大学経営学部専任講師）

開催日時 2023年11月30日（木）18時30分～20時00分

場 所 Zoomによるオンライン開催

「生成 AI がメディアに与えるインパクト」

報 告 平 和博（桜美林大学リベラルアーツ学群教授）

開催日時 2024年1月18日（木）18時30分～20時00分

場 所 Zoomによるオンライン開催

ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領

平成 19 年 4 月 1 日制定
 平成 19 年 4 月 1 日施行
 平成 22 年 8 月 1 日改正
 平成 24 年 7 月 19 日改正
 平成 25 年 6 月 20 日改正
 令和 5 年 4 月 13 日改正

○投稿資格

原則として単独著作の場合には新聞学科・新聞学研究科の専任教員、非常勤教員および新聞学研究所所員、新聞学研究所研究員とする。共著の場合には前記資格者と共同執筆のものとする。但し、研究所運営委員会の議を経て承認されたものについては投稿を認める。

○投稿対象

- 1 「原著論文（学術研究部門）」 原著論文（学術研究部門）とは、未公刊の論文でかつ以下の要件を具備しているものをいう。
 - ①論旨研究の独創性ないし新奇性 ②論旨，主張の一貫性と明証性 ③一定の知見，結論を持っているものをいう。
- 2 「原著論文（フィールド部門）」 原著論文（フィールド部門）とは、未公刊の論文で、現場での体験や知見に基づいて独自の主張を展開しているものをいう。
- 3 「研究ノート」 研究ノートとは、未公刊で、明確な結論には至っていないが論文としての要件 1-①，1-②を具備しているものをいう。
- 4 「調査研究報告」 調査研究報告とは、現地調査，計量調査，面接調査等の調査によって得られた資料，記録，知見を含んだ内容のものをいう。

○掲載基準

『ジャーナリズム&メディア』に掲載する論文等は、未公刊であり、研究所が依頼した査読者による評価を踏まえて、研究所が許可したものとする。ただし、研究所の依頼により書かれた論文等は、査読を省略することができる。

○掲載媒体

『ジャーナリズム&メディア』への掲載と同時に、日本大学リポジトリ及び日本大学法学部が運営するサイトへ電子公開する。

○執筆要領

- 1 投稿論文および研究ノート（本文叙述言語は原則として日本語とする）
 - ① 原則として、Wordあるいはテキスト形式で作成した原稿とする。原稿の体裁はA4横書きで、16,000字以上32,000字以内とする。ただし、研究所が承認した場合にはその限りではない。
 - ② 写真，図表等は、本文原稿の中に組み込むこと。ただし、メールでの添付ファイルには、写真，図表等をテキスト（文字）データと別ファイルにして提出すること。

- ③ 表紙には論文タイトルの他、本文字数、写真、図表等の枚数、それに所属、氏名、住所、電話 (Fax) 番号、E-Mail アドレス所属を明記する。
- ④ 補注を必要とする場合は、(1), (2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、巻末の引用・参考文献の前に<注>と明記のうえ一括して記載する。

2 引用・参考文献、本文および注での引用

① 引用・参考文献等の記述

引用・参考文献は以下の例に準じて記述する。

- (1) 本文中の引用文献・参考文献を著者名のアルファベット順に一括して並べ、論文の末尾に記載する。
- (2) 同一の著者の場合は、発行年の古いものから順に並べる。論文名は「 」を書名には『 』を付す。
- (3) 文献の著者はファミリーネーム・ファーストネームの順で示す。
- (4) 欧文の書名、雑誌名はイタリック体 (斜体) で表記する。
- (5) 外国文献の記載は、それぞれの言語の標準的な標記形式に準ずるものとする。

[引用・参考文献の形式]

単行本 (単著) : 著者名 (公刊西暦年) 『書名』 発行所

単行本 (共著の一部) : 著者名 (公刊西暦年) 「論文名」 編著者名 『書名』 発行所

雑誌 : 引用論文著者名 (公刊西暦年) 「表題」 『掲載雑誌名』 巻 (号) 発行所

[引用・参考文献の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』 北樹出版

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」 小川浩一編著 『マス・コミュニケーションへの接近』 八千代出版

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」 『マス・コミュニケーション研究』 70号

- (6) 翻訳書の場合には、原著および翻訳書を上記の書式に従って記述する。原著者名のあとの原著公表年代と訳書公表年代は = で結ぶ。翻訳書は、丸括弧で括る。

[翻訳書の例]

Brian McNair (1998 = 2006) *The Sociology of Journalism*, London: Arnold. (小川浩一・赤尾光史監訳 『ジャーナリズムの社会学』 リベルタ出版)

② 本文・注での引用

本文・注での引用は、以下の「方式1」「方式2」のいずれかで記載する。

(1) 「方式1」

- (ア) 引用箇所には、文献の著者と公表年代と必要な場合は引用ページを (氏名 文献発行年 : 引用ページ) の形式で記入する。

(福田充 2010) (福田充 2010 : 36 — 37) (B.McNair 1998 = 2006 : 55 — 56)

- (イ) 複数の引用文献がある場合には、(氏名1 文献発行年 : 引用ページ ; 氏名2 文献発行年 : 引用ページ) とする。

- (ウ) 同一著者の文献を複数引用するとき、「 ; 」で区切って列記する。

(荻谷剛彦 2001 : 135 ; 2009 : 43) (B.McNair 1996 : 14 ; 1998 : 18 — 19)

- (エ) 同一著者が同一年で複数の公表があるとき、a, b, …を付して区別する。
(橋木俊詔 2006a : 24 ; 2006b : 35)
- (オ) 同一文献の複数箇所を引用するとき、「,」で区切って列記する。
(福田充 2010 : 26, 37)
- (カ) 翻訳書の場合には、原著公表年代と訳書公表年代を「=」で結ぶ。
(B.McNair 1998 = 2006 : 37)
- (キ) 引用文献を本文中の注に入れた場合、引用した文献名を文末の「参考・引用文献」欄にかならず記載する。

(2) 「方式2」

- (ア) 引用箇所の最後に通し番号の肩括弧数字を記載する。「方式2」の場合、補注も引用と一括して記載する。

「…だ。」⁽¹⁾「……と言える。」⁽¹²⁾

- (イ) 論文の末尾に〈注〉と明記のうえ、引用を通し番号順に一括して記載する。

なお、〈注〉の中での引用・参考文献の記述の仕方は「2 引用・参考文献、本文および注での引用」に準じて著者名、公刊西暦年、書名・論文名、発行所・雑誌名を記述したあとに、引用ページを付ける。

[注の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版 27—28

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版 243—244

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号 85—86

3 図・表・写真の取り扱い

- ① 図・表・写真等は、別用紙に作成する。
- ② 挿入すべき箇所を本文原稿の上欄外に指示してください。
- ③ 図(写真を含む)・表には、図1, 図2, …, 表1, 表2, …のように通し番号を付け、必要ならば図表の簡潔な説明文(キャプション)を付ける。

[説明文の事例]

図1 学力格差と階層

表1 新聞購読と所得

4 ページ番号(ノンブル)の記入

原稿には必ずページ番号を付ける。

○調査研究報告(本文叙述言語は原則として日本語とする)

執筆要領は原著論文に順ずるものとする。但し、写真、図表等が多数になり、総字数を超える場合には事前に研究所と相談すること。

以 上

日本大学法学部新聞学研究所規程

平成19年3月9日制定
平成19年4月1日施行
平成29年3月3日施行
平成29年4月1日施行

(名 称)

第1条 この研究所は、日本大学法学部新聞学研究所（以下「研究所」という）と称し、法学部（以下「学部」という）に置く。

(目 的)

第2条 研究所は、現代社会の生命線たるジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について、有機的かつ学際的な研究を行うことを目的とする。

2 前項の研究成果については、学部の教育・研究に寄与するとともに、学生及び社会に広く還元するものとする。

(事 業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 各専門分野における研究及び調査等
- ② 学術研究助成金等に基づく研究プロジェクトの実施
- ③ 所員が個別に行う研究への助成
- ④ 委託研究及び共同研究の実施
- ⑤ 紀要、機関誌等その他必要な出版物の刊行
- ⑥ 発表会、研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- ⑦ 研究生、研究員等の受入れ
- ⑧ その他研究所の目的達成に必要な事業

(部 門)

第4条 研究所は、事業の遂行に必要なときは、専門別の研究部門を設けることができる。

(構 成)

第5条 研究所に、所長及び所員を置き、必要に応じて、次長、研究補助員又は職員を置くことができる。

(所 長)

第6条 所長は、法学部長（以下「学部長」という）をもって充てる。ただし、事情により所員のうちから選任することができる。

2 前項ただし書による所長は、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

3 前項に定める所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 所長は、研究所を代表し、その業務を総括する。

(次 長)

第7条 次長を置くときは、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

2 次長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠けたときは所長の職務を代行する。

(所 員)

第8条 所員は、学部又は研究所の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、所長が任命する。

2 所員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

(研究補助員)

第9条 研究補助員を置くときは、助手及びこれに準ずる者のうちから、所長が任命する。

2 研究補助員は、所長の命を受け、研究の補助に当たる。

(職 員)

第10条 職員を置くときは、学部職員のうちから学部長が任命する。

2 職員は、所長の命を受け、研究所の業務を処理する。

(嘱 託)

第11条 研究所に、嘱託を置くことができる。

2 嘱託は、学識経験者のうちから、所長が委嘱する。

3 嘱託の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 嘱託は、所長から委嘱を受けた研究その他研究所の業務に従事する。

(顧 問)

第11条 研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、大学の承認を得て、所長が委嘱する。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第13条 研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、次長及び所長の任命する所員をもって構成する。

3 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

(運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- ① 研究所の事業計画
- ② 委託研究及び共同研究
- ③ 研究生、研究員等の入所及び退所
- ④ 研究所の予算及び決算
- ⑤ 研究所規程の改廃
- ⑥ その他重要事項

(委員会)

第15条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、編集委員会、専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

(経 理)

第16条 研究所の経理は、学部の一般会計に属するものとする。

2 補助金及び委託研究費その他の収入は、学部の会計を通じて受け入れなければならない。

(所 管)

第 17 条 研究所の事務は、研究事務課が行う。

(監 査)

第 18 条 研究所の予算及び決算は、学部予算書及び決算書に記載し、それぞれ所定の監査を受けなければならない。

(報告義務)

第 19 条 所長は、所定の期日までに、当年度における業務の経過及び次年度における事業計画を、書面をもって大学に報告しなければならない。

(研究生及び研究員等)

第 20 条 研究所は、必要に応じて、研究生、研究員等を受け入れることができる。

2 研究生、研究員等については、別に定める。

(改 正)

第 21 条 この規程を改正するときは、学部教授会の意見を聴かななければならない。

(内規等)

第 22 条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

Journalism & Media

CONTENTS

【FEATURE】

“Partisanship” in Journalism

ISHIKAWA, Noriyuki; Thoughts on “Partisanship” in Journalism

TSUKAMOTO, Seijiro; Stephen J. A. Ward’s Journalism Ethics

HONDA, Yoshihiro; Consideration about Science Communication Promoted by the Journalism of Objective Inquiry
— On the Basis of Discussions about the Public conducted by Walter Lippmann and John Dewey

TSUKAMOTO, Seijiro; HONDA, Yoshihiro; SASADA, Yoshihiro; ISHIKAWA, Noriyuki; Record of Research Discussions

【RESEARCH REPORT】

NAKA, Masaki

【MEDIA REPORTS】

ABE, Keisuke

KATANO, Toshihiko

【RESEARCH TREND OF FOREIGN COUNTRIES】

MITANI, Fumie

ITOH, Eiichi

YAMAMOTO, Kenji

編集後記

ジャーナリズムをめぐる論議が抱える問題は、そこで用いられる概念や規範を深く検討することも無いまま定型化された類似の批判が繰り返されていることである、と今までいくつもの著書で指摘されてきた。さらにジャーナリズム批判を一種の言説としてとらえれば、価値観やイデオロギーを共有する者たちの間でなされる一種の確認行為や「儀式」としてとらえることすらも可能である。しかしそうした言説は、先行する議論・研究を踏まえ、問いを絞り込んで明確化し、それによって得られた知見を一般化していくといったいわゆる「学術」の営みとは乖離したものであろう。

私自身、授業ではジャーナリズムはメディア・コミュニケーション研究の一種であり、それは社会学、政治学、そのほか様々な学問分野と密接な関係があること、そしてジャーナリズムの規範に関しても、そうした議論の蓄積は膨大なものがあること、規範的議論をする場合でもそうした議論の系譜を学ぶ必要があるということ伝えていく…つもりではあるのだが、自分の指導能力の不足もあってなかなかそれを達成できないでいる。学術的にジャーナリズムを考えるとはどういうことか、どうしたらそれを大学院生や学部生に伝えられるのか…つねに自問する日々である。

本号の特集「ジャーナリズムと『党派性』」は、「党派性」をキーワードにジャーナリズムの規範を語っているが、他にも「客観性」、「科学（のあり方）」など重要な概念について興味深い検討が行われている。用いる概念について深く考えることが大切だという思いが伝わってくるものであった。このような議論の姿勢がジャーナリズムを論じる際にもっと一般的になってほしいと思っている。

本号に限らずデジタル化された『ジャーナリズム&メディア』が本学関係者を含め多くのネットユーザーに読まれることで、ジャーナリズムの論議をめぐる状況が今よりも改善することに少しでも貢献できれば教員として嬉しく思う。

(山口 仁)

編集委員

山口仁 佐幸信介 平井智尚

新聞学研究所紀要 『ジャーナリズム&メディア』 第22号

2024年3月8日発行

編集・発行 日本大学法学部 新聞学研究所
〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町2-3-1
TEL 03-5275-8510

編集協力・印刷 株式会社 メディオ

Journalism & Media

March 2024 No.22

Institute of Journalism and Media Studies
Nihon University